

第三章 遺 跡

1 遺 跡 の 形 成

平城宮の発掘が開始される以前にも、平城宮南面東門(壬生門)の北方には、永らく「大黒の芝」と呼称されて来た土壇を中心として、左右対称に南北に長い土壇が並列し、奈良時代平城宮の大極殿・朝堂院跡に推定されてきた。これらの区画のさらに北方に広がる約180m四方の区域が本報告の対象とする内裏である。発掘調査の結果、奈良時代前半には外郭を掘立柱塀で囲むが、後半には築地回廊に改められる区画の中央南半部を内裏正殿区域、北半部を御在所区域とし、周囲に官衙を擁する建物配置型式が明らかとなった。遺構は、平城宮造以前の古墳にはじまって、平城宮内裏の遺構は6時期の変遷をたどり、そして平安時代以降には3時期にわたる集落跡が確認できる。

内裏地区は、平城宮内の中央やや東よりの平城宮内でも最も高燥の地に位置する。この地域は、北方の奈良山から舌状に南へのびる丘陵地形の中程にあたり、南へ緩やかに下ると同時に、東と西の方向に向っても下り勾配をもっている。平城宮造営に伴って、この丘陵地形頂部を削り、東と西の低部を埋めて地形造成を行っている。東は内裏外郭官衙地域を経て宮内の東の基幹排水路であるSD2700流域の低湿部に至る。また、西は中央基幹排水路SD3715を挟んで、第一次大極殿院へと連続する。以下に地形造成の経過について述べ、各時期の地形復原を行う。

A 発掘前の地形

1922年に内裏、大極殿、朝堂院の一郭が史蹟に指定され、1924年からこの地域の保存整備が行われた。1962年の航空写真に見られるように、大極殿と朝堂院を囲む石積の堀と土壇は、この時に造成されたものである。当時の史蹟指定地は、内裏の中央を東から西へ横断する農業用水路より南側の地域であり、未指定地の内裏北半部には水田が営まれていた。この用水路は東北の水上池から南流し、内裏を横断した後、第二次朝堂院西端を南流するものと、第一次朝堂院へのびるものとに分かれる。内裏を西へ流れる部分では南岸に帯状の地形の高まりが認められた。これは後の発掘調査によって用水路を開削した時の盛土で、奈良時代の遺構とは無関係であることが判明した。この用水路の北側では、内裏東面築地回廊および西面築地回廊の位置に南北に走る畦畔があり、これを両端としてほぼ矩形の水田が3列ないし4列に南北に並ぶ。しかし、回廊で囲まれた内裏内部の建物の配置状況をうかがわせるような畦畔は認められなかった(Fig. 9)。

調査地の土質は、発掘調査と1961・1962年のボーリング調査によって、砂・礫・シルト・粘土が厚く堆積する大阪層群が下層に広がり、この上部を不整合に入り交る新期洪積層の礫層が覆っていることが判明した。これらの自然堆積層の上に奈良時代の整地土、水田耕作用の床土、

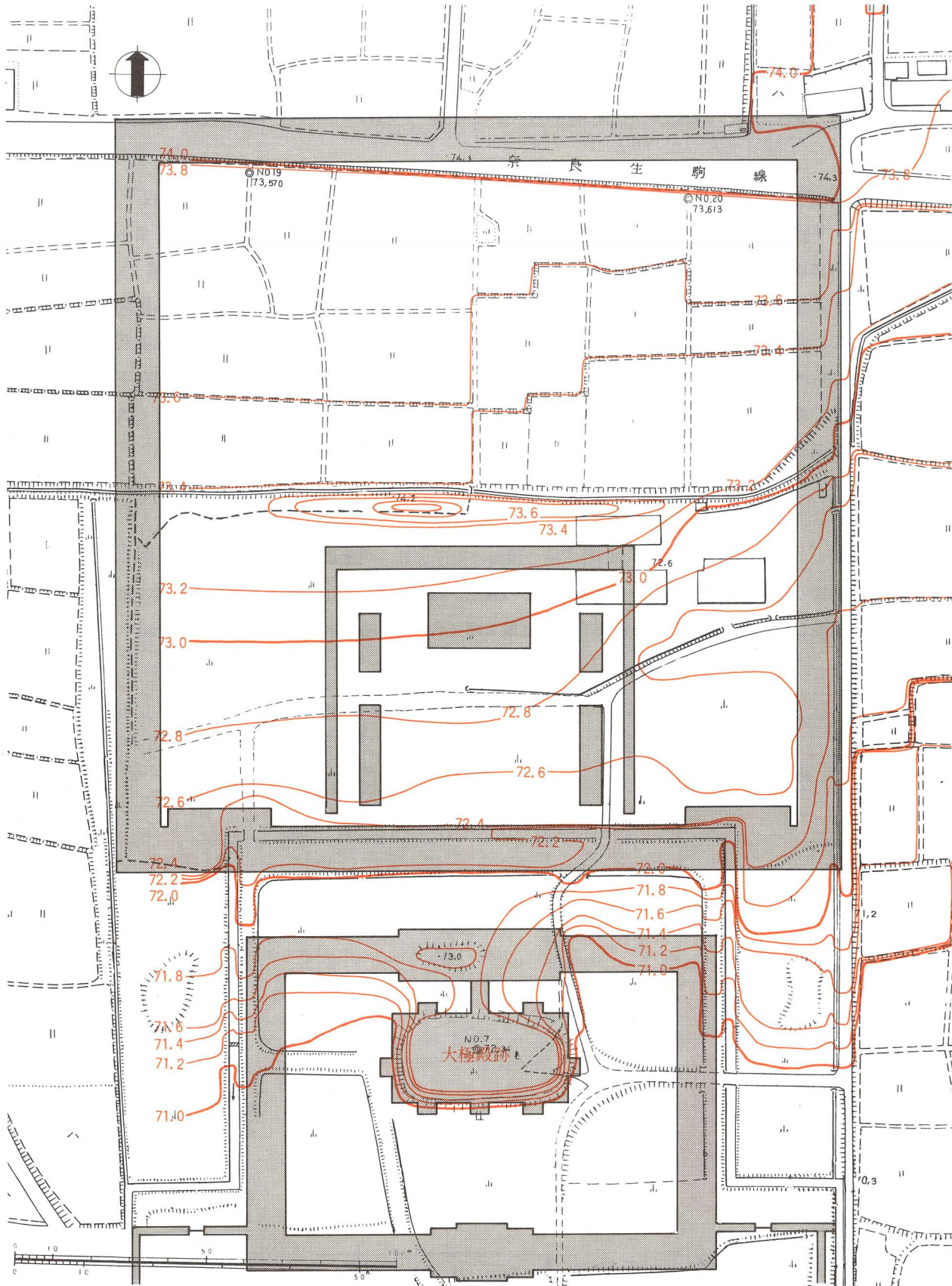


Fig. 9 発掘以前の地形 (1:1500)

耕作土などが順次堆積している。

B 地形造成の変化

i 平城宮造営以前 (Fig. 10)

平城遷都以前のこの地域は、奈良山から南にのびる丘陵上に、いくつかの古墳が存在していた。平城宮北端には、墳丘全長が250mもある大規模な市庭古墳(SX500)、本報告の対象となる内裏地域から南の第二次大極殿地域にかけては、墳丘の全長が116mある神明野古墳(SX249)などの前方後円墳をはじめとして、第二次朝堂院地域には直径約10mの方墳が多数散在していることが判明している(第188次調査)。この地域における平城宮造営以前の地形を復原したものがFig. 10である。この地域における地形の勾配は約2%で、きわめて緩やかな南下り勾配である。この緩傾斜面に神明野古墳(SX249)の周濠を掘削し、掘削土を盛り上げて墳丘を形成したものと思われる。墳丘の築成土は平城宮造営とともに削平されて残らない。

ii 平城宮造営以降

I期 平城宮の造営に伴い神明野古墳の墳丘は削平され、周濠は埋められる。明確に第I期の造成とみられる盛土はないが、もともとの緩やかな傾斜面に若干の盛土を施し、地形の凹凸を整地したものと思われる。四周を掘立柱塼で囲まれた方500大尺の内裏地域は、この緩やか

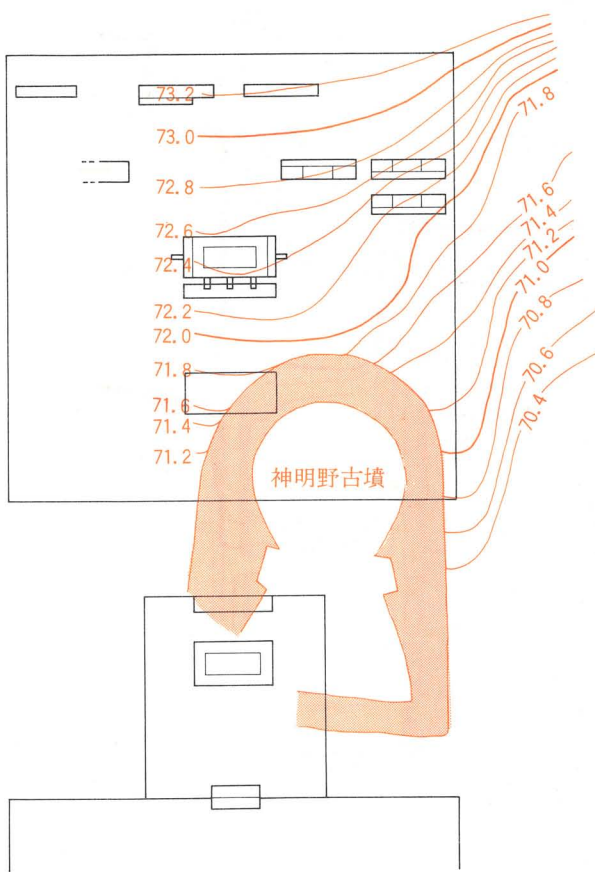


Fig. 10 平城宮造営以前の地形 (1:3000)

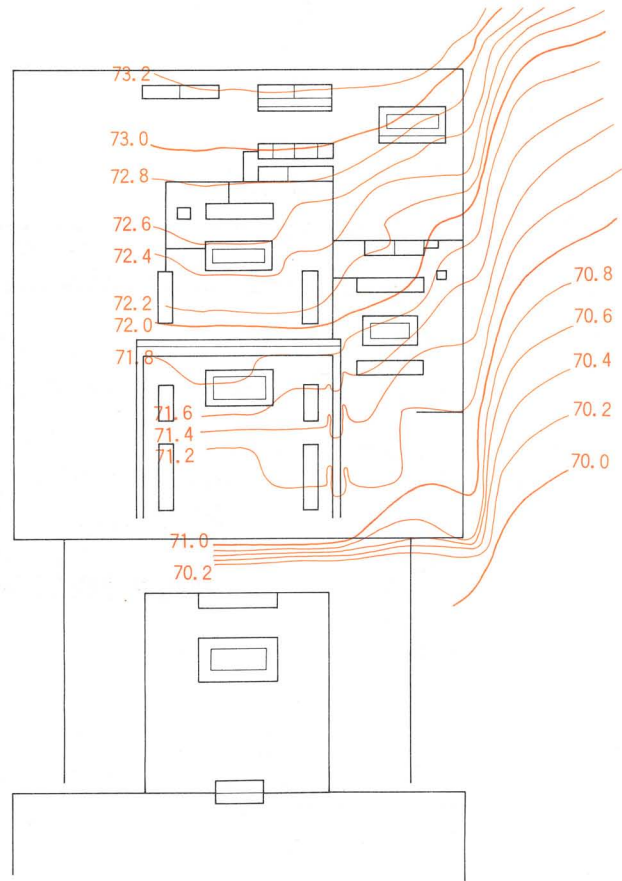


Fig. 11 II期の造成地形 (1:3000)

な傾斜面上に形成され、ことさら台状に一段高く地形造成が行なわれることもない。したがって、南面を画する掘立柱東西塀 S A 655 の南側に明確な地形の高低差が生じることもなかった。

Ⅱ期 (Fig. 11) Ⅱ期になって外周の掘立柱塀は南へ約 17m 移設され、東西約 180m (600尺)、南北約 189m (630尺) のやや長方形の区画に改造される。この改築に先立って、当初の地形に新たに造成が行なわれる。

Ⅰ期は、古墳の墳丘を削って濠を埋め、自然の凹凸地形をならしただけの造成であったが、Ⅱ期には、掘立柱塀でとり囲む方形区画を台状に盛土造成している。盛土造成は、Ⅰ期の整地の上、砂混りの黄褐粘質土を南で厚く、北に向うにしたがって薄くつき固めてならしている。台状方形区画の南面における盛土厚は

約 70~80 cm にもおよび、区画南端には比高 0.8~1.0m、勾配約 50% の法面が形成されていたものと考えられる。台状方形区画の上面は緩やかな約 1.2% の南下りの勾配で、内裏正殿区域、御在所区域などの中央部は等高線がやや南へ張り出して若干高くなっていることがわかる。掘立柱回廊 (S C 247) や掘立柱南北塀 (S A 7876) 建設予定地点には微かな地形の高まりが見られ、区画内の雨水排水を南へ流すと同時に、東西にも振りわけて高燥化をはかっている。

Ⅲ~Ⅵ期 (Fig. 12) Ⅲ期は、Ⅱ期の掘立柱塀が凝灰岩基壇をもつ築地回廊に改められる時期であり、その後、宮の廃絶まで大きな造成は行われぬ。築地回廊 (S C 156・060・064) の建設に先行して、Ⅱ期にも増して方形の台状盛土区域の整形が行われる。南面築地回廊基壇は、南の大極殿院区域の地表面から約 1.2m の高さに築造される。東面築地回廊の東側の区域も、基壇の築成に伴って整地が進み平坦になる。東面築地回廊中ほどの井戸 S E 7900 B は改修される。すなわち、井戸本体はⅡ期からそのまま存続するが、築地回廊基壇の造成に伴って井戸周辺の地盤が上がったため、井戸の周囲に埴や凝灰岩を用いた擁壁を形成している。築地回廊で囲まれた内裏内部の地形はⅡ期をほぼ踏襲し、大幅な改修は行われぬ。

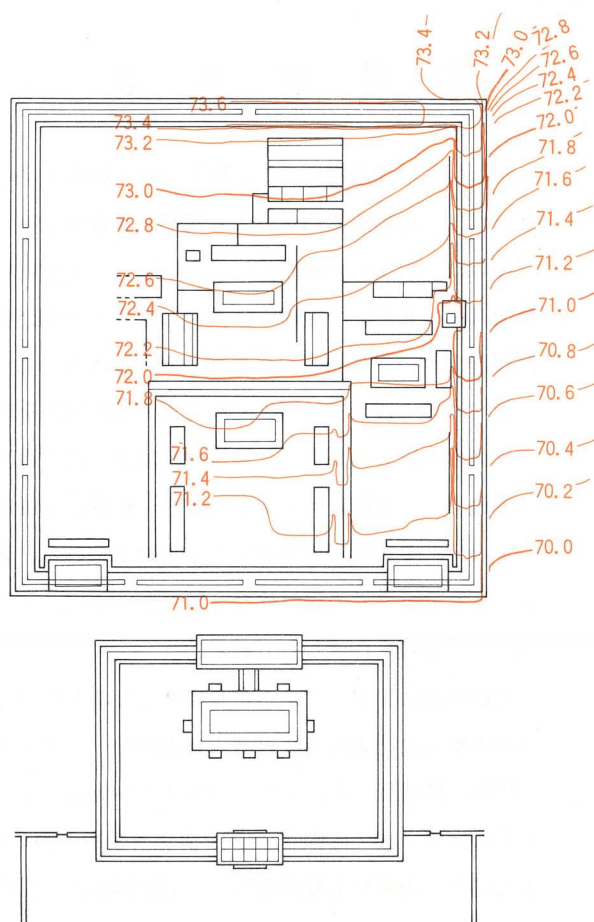


Fig. 12 Ⅲ期の造成地形 (1:3000)

2 遺構各説

発見した主な遺構は、掘立柱列35条・回廊5条・建物111棟・井戸1基・溝52条などである。その他に、建物遺構に付随する足場穴を数多く検出しているが、これらは建物と一体のものともみなした。検出した掘立柱穴の100%近くを建物にまとめることができたが、Ⅲ期内裏の東面築地回廊S C 156の基壇下に検出したⅠ・Ⅱ期建物の柱穴については、基壇の保護を顧み、断割調査を最小限に留めたため明らかにし得なかった。

築地回廊の部分では層位的に時期の前後関係を明らかにし得たが、それ以外は全て同一面上で遺構を検出したために、遺構の時期区分は重複関係と配置関係によって決めた。

本節では、遺構数があまりにも多く煩雑さを避けるため、第Ⅵ章3に述べる時期区分の結果によって、Ⅰ～Ⅷ期の時期ごとに遺構を解説し、表記した(別表1)。したがって解説の順序は必ずしも遺構番号の順にはなっていないので、利用の便に資するために遺構番号順の時期・解説頁の一覧表を作成した(別表2)。

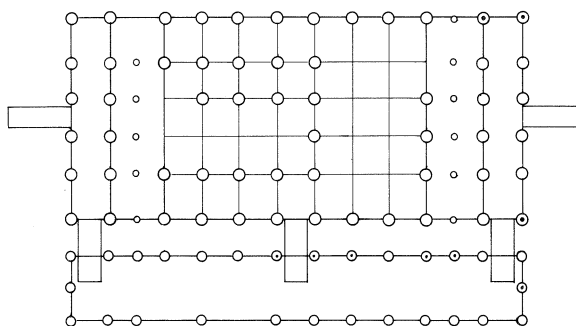
遺構解説に先立ってあらかじめ断っておかねばならないのは内裏地区内の呼称である。内裏内部の構成は内裏廃絶後のⅦ・Ⅷ期を除いて基本的には共通している。それは内裏南半中央に「内裏正殿地区」と、これに内裏南北中軸線を揃えた北半の「御在所正殿地区」の一郭は、それぞれ回廊・塀で区画される。御在所正殿一郭の北に「内裏北殿舎地区」、その東隣りの内裏東北隅を「内裏東北殿舎地区」、内裏正殿および御在所正殿の東方を「内裏東殿舎地区」、その南の建物遺構のない広場を「内裏東南広場」と仮称する。

内裏正殿一郭はすでに『平城宮発掘調査報告Ⅲ』(以下は「報告Ⅲ」と略記する)でその大部分は報告済みであるが、その後の調査域の拡大による新知見を踏まえて再度解説を加えることにした。また、同一建物で2時期以上の増・改築にかかわるものは創建期に増・改築とその時期を含めて解説を加えた。なお、解説文中の建物遺構模式図は検出した柱穴のみ○印で表わし、大は柱及び束柱(高床)、中は間仕切柱・床束・縁束、小は足場穴、◎印は柱痕跡をもつもの(抜取穴は除く)、●印は柱根をもつものとした。また礎石跡は、□で表示した。

A I 期の遺構

S B 4700 (PLAN 14・15・18, PL. 11)

内裏Ⅰ期の御在所正殿と推定される桁行11間、梁行5間、東西棟の総柱建物。柱間寸法は桁行中央7間10尺等間、同脇間15尺、同端間11尺、梁行中3間10尺等間、同端間12尺である。柱掘形の大きさは1.2~1.5m、深さ1.5~2.0m。桁行中央7間分の柱掘形は当初、



梁行10尺等間の計画で掘形を配置したのちに南・北端間を12尺に改めたためか側柱の柱掘形は縦長の平面になっている。柱は全て抜取痕跡がある。桁行脇間通り中央には側柱よりも掘形・

柱径の小さい床束を立てる。西側面中央間には階段が取りつき、木階の簷桁を受ける土台痕跡が溝状に2条残る。2条の溝とも同形で南北2.4m、幅50cm、深さ15cm。底に磚を敷き土台を受ける。S B 4700の西側柱心から西溝心まで4.9m、東溝までは2.1mである。東溝の土台には簷桁の支柱を立て、西溝の土台は簷桁の下端部と登勾欄の親柱を受けたものであろう。S B 4700の東側面中央間にも同様の木階を設けていたと考えられるが、推定位置の遺構面のレベルは、西木階の溝底レベルとほぼ同じであるため、削平を受けて痕跡を残さない。同様の階段痕跡は正面側にも認められる。南面西端間の柱心から16尺南に東西に4個の磚が一行に並ぶ。柱側からの距離は、前述した西側面の西方にある溝（磚敷溝）と一致し、これも木階の簷桁を受ける地覆と考えられる。したがって、S B 4700の南面には、中央柱間と両端間の3箇所に階段を設置していたものと推定される。

S B 4703 (Ⅱ期), S B 4704 (Ⅳ期), S B 4705 (Ⅴ期) と重複し、最も古くほぼ同位置で建て替えられる。とくにS B 4700の桁行中央7間、梁行中央3間の総柱の柱位置は、S B 4703, 4705の柱穴と同位置に重複しているため、総計32基の柱掘形のうち約半数の17基が確認されたのみである。柱穴から瓦Ⅱ-1期の軒丸瓦6311B型式が出土。

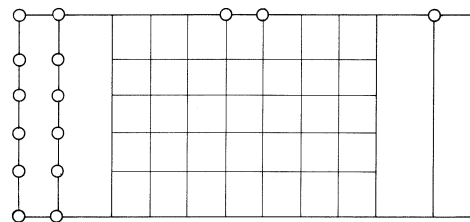
S B 4640 (PLAN 14, PL. 11)

桁行は13間(35.92m)、梁行2間(5.30m)、東西棟掘立柱建物。S B 4700の前殿として、南側に10尺の間隔を置いて並列する細殿。南北方向の柱筋をS B 4700と揃え、梁行は9尺2間である。但し、S B 4700の脇間15尺と相対する柱間は二等分にする位置にも柱を立て、7.5尺2間とする。柱掘形は一辺80cm、深さ60cm程で、S B 4700の桁行脇間の床束掘形とほぼ同寸法である。S B 4645 (Ⅳ期), S B 4610 (Ⅴ期) よりも古い。

細殿をもつ遺構例にはⅢ期の内裏東楼S B 7600と第一次大極殿S B 7200がある。2例とも正殿と桁行の長さを揃えた梁間の狭い掘立柱建物とする点でS B 4640と共通する。その機能は、それぞれ階段を細殿内に取込んでいることから、階隠しとしての機能を併せもっていたことは明らかである。御在所正殿S B 4700の階段の出は16尺、幅6尺の木階と推定できるから、正殿南側に想定される木階は細殿内に6尺入ることになる。

S B 460 (PLAN 9・12)

「報告Ⅲ」では5間×1間の南北棟建物と見なし、報告され、柱穴の重複状況からⅡ期内裏正殿S B 450より古く、S A 251より新しいとしている。S A 251は報告ⅢではⅠ期としてるが、内裏全体の変遷からⅤ期に位置

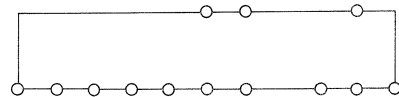


付けされるもので、重複関係を逆転させなければならない。柱間寸法は南北5間の中央3間各10尺、両端間12尺、東西1間11尺である。この柱間寸法と北方のS B 4700の位置関係を比較すると、S B 4700の西端の南北1間通りと同一寸法を示し、また、その柱筋を南に延長した線上にある。このような事実から、仮りにS B 460をS B 4700と全く同平面形式の建物であるとすれば、S B 460の柱穴の殆んどはS B 450と同位置で重複し、また、S B 450の東に検出されるはずのS B 460の東端の1間通りは、ちょうど神明野古墳周濠埋土内において一部の柱穴を除いて見落した可能性がある。但し、S B 450東北隅の柱掘形に重複して東側に張出す柱穴のみ

は地山上で検出している。また、その南側1間目と2間目の東方に2個所ずつ計4個の不整形の柱穴を古墳周溝埋土内に検出しているが、これらはS B 460の柱抜取穴とみなし得る位置にある。また、S B 450の南面と北面の側柱掘形の南北に細長い形状は、3時期の柱掘形が重複している可能性を示しており、北側面中央間の2つの柱掘形の断面図では明らかに3回の重複が認められる。S B 460西柱間通りの柱掘形深さは1.1~1.3mで、S B 450の掘形深さ1.2~1.3mに比べるとやや浅い。そのためにS B 450と同位置に重複するS B 460の入側柱の柱穴は全て消失し、南・北側柱筋や東端柱間通りにその痕跡の一部を留めるにすぎない。S B 460にはS B 4700のように前殿は設けず、桁行脇間に床束柱がない。

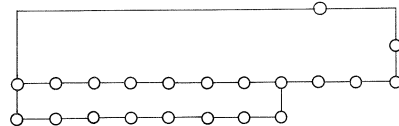
S B 062 (PLAN 24, PL. 15)

桁行10間、梁行2間の東西棟掘立柱建物。柱間寸法は桁行10尺等間、梁行は10尺とも9尺ともとれるが、S B 4775などと同規模とすれば9尺である。北側柱は3箇所のみ検出、東西側面の中央柱はⅢ期築地回廊S C 060の雨落溝の下層のため未検出。南側柱は発掘調査時にはⅤ期のS B 063北側柱と重複し2つの柱穴ではS B 062を新しく、他は全て重複の前後関係不明としている。しかし、Ⅰ期の建物S B 4837とは内裏の南北中軸線に対称の位置にあり、南・北側柱筋を揃えているので、Ⅰ期にかかる造営とみた。



S B 4837 (PLAN 25)

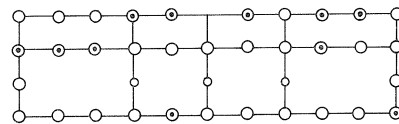
Ⅰ期内裏北辺中央にある付属殿舎の一つで、桁行10間、梁行3間、柱間寸法は桁行10尺等間、梁行はS B 062と同じ理由で9尺等間と推定。南庇付き東西棟建物。北側柱の大半と西側中央柱は未検出。身舎の東端3間分には庇が付かず、庇は西7間分のみである。内裏北外郭塀S A 486の40尺南にあり、東方のS B 062とは40尺の間隔を置いて東西に並列し、内裏中軸線に対称に配置される。



S B 4835 (Ⅱ期)・4830 (Ⅴ期)と重複して当建物の方が古い。当建物とS B 062はともに棟通りから北半分は未発掘部分が多く、間仕切柱の存在は不明であるが、S B 4775・7864・8010と同様に四室に間仕切っていたと思われる。

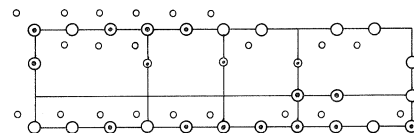
S B 4775 (PLAN 20・21, PL. 15・55・56)

Ⅰ期御在所正殿の東北方にある付属殿舎で、桁行10間、梁行3間、北庇付き東西棟建物。柱間寸法は桁行10尺等間、梁行9尺等間、造営尺=0.2923m。桁行を両端各3間、中央を2間ずつに4室に間仕切る。S B 4780・4783 (Ⅱ期), S B 4824・7873 (Ⅴ期), S B 4770 (Ⅴ期)と重複して当建物が最も古い。西側面が内裏の南北中軸線の東70尺、南側面が内裏北大垣S A 486から170尺南の10尺方眼地割線上に配置され、西方にはS B 8010が並列する。



S B 8010 (PLAN 20, PL. 57・58)

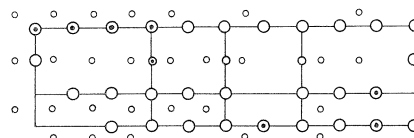
Ⅰ期内裏の東端にある付属殿舎の一つで、桁行10間、梁行3間、南庇付き東西棟建物。柱間寸法は桁行10尺等間、梁行9尺等間、造営尺=0.2931m。



両端間桁行3間、中央桁行2間の4室に間仕切る。建設工事用の足場柱穴を身舎北側柱筋の外と、南庇内に検出。S C 156(Ⅲ期), S B 7873(Ⅳ期), S B 7881・8005(Ⅴ期)と重複し、これらよりも古い。身舎の南側柱の西7間分はS B 7881と柱掘形が重複して痕跡を留めない。配置計画は、以下の通りである。西方に並列するS B 4775とは20尺の間隔を置き、南・北側面の柱筋を揃える。S B 8010の東側面と内裏東大垣S A 6905との間隔は約13尺である。

S B 7864 (PLAN 17, PL. 45)

I 期内裏の東端にある付属殿舎の一つで、桁行10間、梁行3間、南庇付き東西棟建物。柱間寸法は桁行10尺等間、梁行9尺、庇の出8尺、造営尺=0.2934



m。両端各3間、中央各2間の4室に間仕切る。足場柱穴を身舎の棟通りに設けているのは珍らしい。S D 7862(Ⅱ期), S D 7863・S C 156(Ⅲ期), S B 7873(Ⅳ期), S B 8005・S A 7885・7891(Ⅴ期)と重複して最も古い。北方のS B 8010と東西側面の柱筋を合わせ、20尺余の間隔を置いて南北に並列する。なお、S B 7864の西北をめぐるL字形の素掘溝S D 7693がある。幅約35cm、深さ約6cm、延長約7~8m。S B 7864の雨落溝である。S B 7864の妻柱筋および北側柱通との心々間距離は、約1.2m(4尺)。

S A 655 (PLAN 4・5・7・8, PL. 4・36・37)

I 期内裏外郭の南面大垣で、東西61間、全長600尺の掘立柱塀である。柱間寸法は中央40尺を5間に割りつけて8尺等間、他の柱間を10尺等間とする。造営尺=0.2945mである。柱掘形は一辺1.5m、深さ1.3mで全てに抜取穴がある。東半部29間分を検出し、西半部は未発掘地にかかる。S B 650・S C 247(Ⅱ期), S B 7601・S C 156(Ⅲ期), S A 248(Ⅴ期)と重複し最も古い。

S A 7593 (PLAN 4)

第二次大極殿下層掘立柱建物S B 9140の東を区画する南北塀。I 期内裏南面大垣S A 655の東端から西7間目の柱から南に延びて、南端は祠堂北垣にとりつく南北41間の掘立柱塀。柱間寸法は北9間8.5尺等間、南32間10尺等間。柱掘形は一辺1.0~1.2m。全長41間分のうち第73次調査で検出したのは北25間分で、S B 7600と重複する5間分の柱穴についてはトレンチで3箇所柱穴断面を確認した。

北端9間分の柱掘形は南41間の柱掘形よりも浅く、しかも北9間の北端と南端の柱掘形底部の比高差は30cm程あり、旧地表面は北から南に緩く傾斜していた事を示している。また、9間目の柱掘形底部は8間目の柱掘形よりも約70cm低くなっており、9間目の柱間で地表面に段差を設けていたことを示している。但し、この段差はI期の地形を残すものか、あるいはII期に新たに段差を設けたものかは確定しない。第73次の南端部や南方の第153次調査地区ではS A 7593は同位置での建替えが認められることから、I期には南下りの緩斜面上に柱を立て、II期には内裏の南面大垣を南に移したことに伴って、II期南面大垣S A 7592から北を撤去し、南は10尺余りの犬走りをつけて壇を造り、新たに塀S A 7593をこの壇から南に築きなおしたものと考えられる。

S A 486 (PLAN 23~25)

I 期内裏外郭の北面大垣で、東半部の掘立柱塀24間分を検出。内裏南北中軸線上の柱を省略して北門柱間を20尺とする他は10尺等間、造営尺は1尺=0.2941m。総柱間数59間、総長600

尺である。柱は全て抜き取られる。

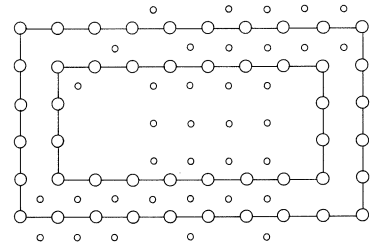
S A 6905 (PLAN 6・10・13・17・20・23, PL. 41・60・61・63・68)

I・II期内裏外郭の東面大垣で、I期には南北60間、10尺等間の掘立柱塼、造営尺=0.2943m。S C 156 (III期)の下層のため柱位置は20箇所のみ確認し、柱は全て抜き取られている。II期には北面大垣を30尺南に移動させたためにS A 6905の北端3間分を撤去し、南面大垣を60尺南に移したために南端に6間分を加えて全長63間 630尺に改めている。

B II期の遺構

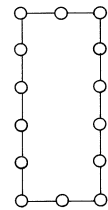
S B 450A (PLAN 12)

II～III期の内裏正殿で桁行9間、梁行5間の4面庇付き東西棟掘立柱建物。柱間寸法は10尺等間で、報告IIIでは梁行の柱間寸法を2.95m、桁行をS C 254と同じ2.99m等間としているが、桁行の柱間寸法の伸びは、方格地割による掘立配置によるもので、建物の造営尺としては他の殿舎と同様に梁行と同じ1尺=0.295mとすべきであろう。



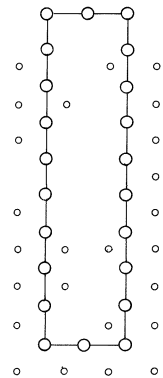
S B 440 (PLAN 11)

II～IV期内裏正殿の東脇第一殿。桁行5間、梁行2間、10尺等間の南北棟掘立柱建物。報告IIIではS A 251との重複関係をS B 440の方が新しいとしたが、他の遺構との重複関係や配置上からS A 251はV期の造営であることが明らかとなったので、S B 440との重複関係を逆転させた。柱抜取穴から軒瓦6664F (II-1期)が出土。



S B 650 (PLAN 5・7・8・11, PL. 2・3)

内裏正殿の東第二脇殿。桁行9間 (26.50m)、梁行2間、10尺等間の南北棟建物。北方に20尺の間隔を置いて東第一脇殿S B 440と棟通りを揃えて南北に並ぶ。柱掘形は一辺1.3×1.1m、深さ1.4mで過半数の柱に抜取痕跡が認められる。建物内部と北端部は一部未検出であるが、足場穴を建物の四周と内部に2列検出している。柱掘形埋土からII-1期の軒平瓦6664D型式、柱抜取穴から同期の軒丸瓦6313C・6311B型式を出土しているが、建物配置の状況から東・西第二脇殿はVI期まで存続したものと考えられる。



S C 254 (PLAN 11・12)

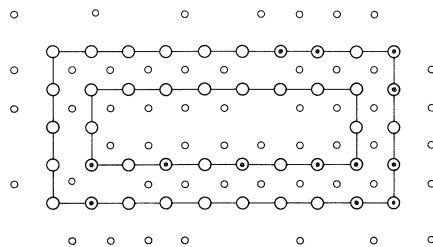
II～IV期内裏正殿の北回廊で、桁行全長27間のうち20間分を確認した。梁行2間の複廊で、東端間から南に単廊S C 247が続く。柱間寸法は桁行2.99m、梁行2.95mで、桁行の柱間の伸びは柱位置を内裏方格地割線に合わせたためである。北雨落溝が一部に検出され、回廊北側柱心から溝心まで5尺を測り、東面回廊S C 247の雨落溝の出と同寸である。柱掘形内の出土遺物は軒丸瓦6313A・C (II-1期)、柱抜取穴から軒丸瓦6311A・B b, 6313A, 軒平瓦6666A・6685B (II-1期)、軒丸瓦6131A (III-1期)および、土器 (III～V期)が出土。

S C 247 (PLAN 7・8・9, PL. 2・3)

Ⅱ～Ⅳ期内裏内郭東回廊で、北半部は報告Ⅲに報告済みである。桁行 22 間、梁行 1 間、10 尺等間の南北棟 (64.70m)。北端は北回廊 S C 254 の東端柱間にとりつく。回廊南端から外郭南垣 S A 7592 まで 30 尺の間隔である。回廊の東西には素掘りの雨落溝があり、両溝の内法間隔は 18 尺、回廊柱心から溝心まで 5 尺である。一部の柱に抜取痕跡を認めるのみで、多くは柱痕跡を留める。回廊東側柱は柱塀 S A 248 (Ⅴ・Ⅵ期) と重複し、S A 248 より古い。S C 247 の西雨落溝からⅡ期の軒丸瓦 6311 B・A、6313 C・B 型式および軒平瓦 6664 A・F・D 型式が、東雨落溝からⅣ期の軒丸瓦 6282 G 型式が出土している。回廊はⅣ期まで存続するが、両雨落溝から土器 (Ⅴ～Ⅶ期) のが出土。回廊廃絶後にも排水溝として利用された可能性がある。

S B 4703 (PLAN 14・15, PL. 11)

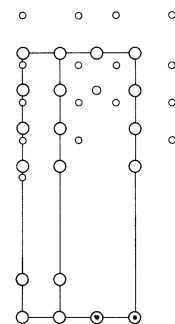
Ⅱ期の御在所正殿。桁行 9 間 (26.68m)、梁行 4 間 (11.86m) の 4 面庇付き東西棟建物。柱間寸法は 10 尺等間。造営尺 = 0.2965m。柱掘形は一辺約 1.4m、深さ 1.1～1.6m、柱は全て抜き取られる。足場柱穴を物の四方と 4 面庇通り、身舎内部に検出。柱穴より軒丸瓦 6308 型式、軒平瓦 6664 D・6682 A 型式が出土。



土。重複状況については、S B 4700 (Ⅰ期) より新しく、S B 4704 (Ⅳ期)、S B 4705 (Ⅴ期)、S B 4650 (Ⅵ期) より古い。この建物の西庇はのちに庇の出 10 尺から 12 尺に拡幅する改造があり (S B 4703 B)、改造時期は御在所後殿 S B 4710 の両端間がⅢ期に拡幅されるのと同期と考える。内裏中軸線上の中央やや北寄りに位置し、内裏内郭北回廊との間に 90 尺の間隔の前庭を設ける。この前庭の東西幅は御在所両脇殿 S B 4660・260 間の 180 尺である。

S B 260 A・B (PLAN 14, PL. 13・14・44)

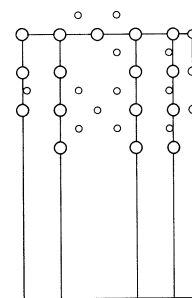
S B 260 A はⅡ期御在所東脇殿で、桁行 7 間 (20.74m)、梁行 2 間 (5.93m) の南北棟建物。柱間寸法は 10 尺等間、造営尺 = 0.2963m。柱掘形は一辺約 1.1m、深さ 1.0m、柱抜取痕跡あり。建物の南半の一部は道路敷にかかり未検出である。足場柱穴を建物の四方と内部に検出した。西側の足場穴は、Ⅲ期御在所東脇殿 S B 260 B の西庇の柱掘形と重複してそれよりも古いため、西庇はⅢ期以後の増築であることが明らかである。身舎の柱掘形から軒平瓦 6664 F 型式、身舎と庇の柱抜取跡から土器 (Ⅲ～Ⅴ期) が出土して S B 260 はⅣ期まで存続したことを示す。



御在所正殿 S B 4703 の南側面と S B 260 の北側面を同一線上に揃え、内裏正殿の東脇殿と棟通りを揃える。

S B 4660 A・B (PLAN 16, PL. 13・14)

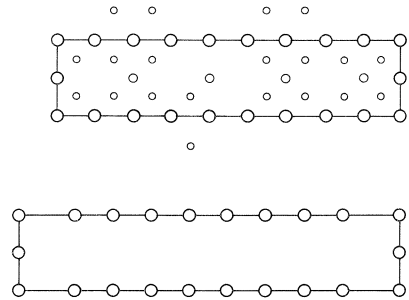
S B 4660 A はⅡ期御在所西脇殿。桁行 3 間以上、梁行 2 間の南北棟建物。柱間寸法は 10 尺等間、造営尺 = 0.2967m。柱掘形は一辺約 1.2m、深さは北側隅柱 1.2～1.3m と中柱 0.9m で異なる。足場穴の検出数は少ないが、建物の四方と内部に設けていたものと思われる。柱掘形から軒丸瓦 6311 Ba 型式 (Ⅱ₋₁期) が出土。東脇殿 S B 260 とは内裏南北中軸線に対称の位置にある。北側面を東西一直線上に揃えているので、当建物



の桁行長さはS B 260と同じ7間と推定される。北側面中央柱には南北塀S A 4690が取りつき、S B 4680(V期)と重複する。この建物もS B 260と同様に、足場柱の配置状況や、庇柱掘形内出土土器から東・西庇はⅢ期の増築とした(S B 4660B)。

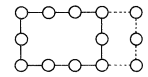
S B 4710A・B (PLAN 18・19, PL. 12)

内裏御在所の後殿で同正殿S B 4703と30尺の間をあけて並列する。桁行9間(26.62m)、梁行2間、10尺等間の東西棟建物で、柱掘形は1.5×1.2m、深さ1.1~1.4mである。Ⅱ期に造営され(S B 4710A)、Ⅲ期には桁行両端間を15尺に拡幅して同位置に建替えられる(S B 4710B)。S B 4710Aの造営にともなう足場柱穴と、棟通りに床束柱穴を検出。



S B 4715A・B (PLAN 18, PL. 12・13)

S B 4715AはⅡ期御在所後殿S B 4710Aの西方に南側面を揃えて並列する桁行3間、梁行2間、7尺等間の東西棟建物、柱掘形は1.1×0.9m、深さ0.8×1.0mである。建物内の西方に寄せて一辺約4.3m、深さ20~30cm程の正方形土塋S X 4714が重複する。建物の北側柱掘形はS X 4714の底面に検出したので、土塋はS B 4715よりも新しいことになるが、この土塋にともなう南北溝S D 4749はⅢ期で、S B 4715は後述のようにⅣ期まで存続することから、建物と土塋は同時併存でなければならない。従って、建物の柱と土塋の掘形は同時に掘られ、柱を建てた後に同時に埋戻されたものとすべきであろう。この建物の東側面には9尺の出をもつ庇がⅣ期に増設される(S B 4715B)。庇の柱掘形はS B 4710B(Ⅲ期)の柱掘形を切っているので、Ⅳ期の増設は明らかであるが、柱穴からはⅡ-1期の軒平瓦6664D型式が出土して、廃絶期に身舎の屋瓦が混入したものと思われる。S B 4715の身舎の四周に溝S D 4738・4715・7384を巡らす。建物の北側には給水あるいは排水用の溝がⅡ期からⅣ期の各期にわたって敷設され、この建物が水利用の施設であることを示している。従って、S X 4714は貯水槽などを据付けるための掘形と考えられる。



S A 4690 (PLAN 161・19・22, PL. 18)

Ⅱ~Ⅳ期御在所西垣の掘立柱塀。南北12間(35.33m)、10尺等間、方眼地割線上に柱を配置する。柱掘形は一辺約1.2m、深さ1.7m、一部に柱抜取痕跡が認められる。塀の南端は御在所西脇殿S B 4660の北側中央柱に取りつき、北端は東に折れ曲って御在所正殿北垣S A 4692となる。S A 4690の両側に素掘溝S D 4735・4736がある。遺物は柱掘形から軒平瓦6685B(Ⅱ-1期)が出土。廃絶期を示す遺物はないが、S B 4660の廃絶と同期とみてⅣ期まで存続したと考えられる。

S A 4691 (PLAN 19)

Ⅱ期御在所正殿S B 4703の西側面と御在所西垣S A 4690を結ぶ東西5間の掘立柱塀で、方眼地割線上に柱を配置する。柱穴から軒平瓦6691A型式(Ⅲ-1期)が出土。造営時期を示す遺物はないが、配置計画上からⅡ期に造営されたことは明らかで、Ⅲ期まで存続する。

S A 4692 (PLAN 18・22, PL. 17・18)

Ⅱ~Ⅳ期御在所北垣の掘立柱塀。東西12間(35.84m)、方眼地割線上に柱を立てる。柱掘形は一辺約1.3m、深さ約1.5mで柱は抜き取られず、柱根(径1.5尺)を2箇所を確認する。西端で南

に折れて S A 4690 に接続し、東端は S B 4783 に取りつく。S A 4692 の南に並行して素掘溝 S D 4793 があり、塀と溝の心々間隔は 5 尺である。柱掘形から、軒瓦 6311Ba—6664D・F 型式および 6313B・C 型式(Ⅱ₋₁期)が出土してⅡ期の造営は明らかである。S A 4490 と同じ理由でⅣ期まで存続する。

S A 4693 (PLAN 19)

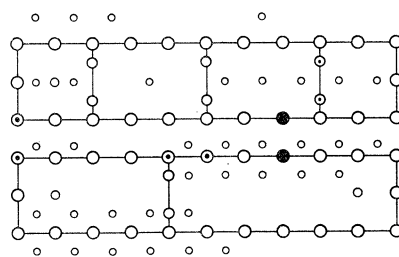
御在所後殿 S B 4710 と御在所北垣 S A 4692 を結ぶ南北 3 間の掘立柱塀で、10 尺等間。Ⅳ期の南北溝 S D 4744 と重複して切られ、Ⅲ期まで存続する。

S A 7876 (PLAN 14・18, PL. 45・56)

Ⅱ～Ⅵ期御在所一郭の東を区画する南北塀。南北 21 間(61.94m)、10 尺等間。塀の北端は S B 4783 に、南端は内裏内郭北回廊に取りつき、塀の東に沿って石組溝 S D 7870、塀の西側に素掘溝 S D 7967 があり、塀と両溝間の心々間隔は 5 尺である。塀に付随した施設に、塀の北 7 間目から 12 間目の 6 間にわたって東 10 尺の位置に小柱穴が並列し、また、北 8 間目から柱間 8 間にわたって西 5 尺に同様の小柱穴がある。この塀は軒の出 5 尺の屋根をもっていたと推定され、西小柱列は軒支柱、東小柱列は S A 7876 と S B 7875 を結ぶ東西塀 S A 7888 の西端間を取り込んだ仮設の庇と考えられる。S A 7876 はⅡ期に造られて、Ⅴ期には北に 6 間分の塀 S A 8033 が、Ⅵ期にはさらにその北に 8 間分の塀 S A 8044 が継ぎ足される。S A 7876 の柱穴から軒丸瓦 6282B 型式(Ⅳ・Ⅴ期)が出土。

S B 4780・4783 (PLAN 21, PL. 15・17・55)

御在所正殿一郭の東北に並び建つ双殿である。ともに 10 尺等間の東西棟建物で両建物の間隔は 10 尺である。この 2 棟の建物は発掘調査時の所見では S B 4783 の北側柱を S B 4780 の南庇とし、S B 4783 の南側柱を御在所殿一郭の北面塀と考えた。しかし S B 4783 の東側面中央柱穴や屋内を 2 室に分ける間



双 殿

仕切りの存在と足場穴の配置状況、S B 4783 の南側柱の東西軸線が、その西に続く S A 4692 の軸線よりも柱半分北にずれていること、S A 4692 の柱は抜き取っていないが、S B 4783 の南側柱は東端柱を除いて全て抜き取っていることから独立した建物とした。S B 4783 の成立に不利な点をあげると、S B 4780 の造営尺は 29.55cm であり S B 4783 の北側柱もほぼこれに近い造営尺を示すのに対して S B 4783 の南側柱間の造営尺は 30.12cm を示し、S B 4783 の北面と南面の側柱で異なる尺度を示していることである。南面の柱間の伸びは、尺度の伸びではなく、Ⅱ期内裏造営の方眼地割線に合わせたために生じたもので、S B 4780 は西側面だけを方眼地割線に合わせ、造営尺度を用いて建てたために東端で両者は 2 尺近い開きを生じている。S B 4783 の南側柱を方眼地割線上に立てたのは御在所正殿の区画塀に合わせるためであり、北側柱を南側柱とあえて異にして S B 4780 に合わせたのは、両建物の双殿形式としての接合部の整合性を重視したためであろうか。S B 4780 は 4 室に、S B 4783 は 2 室に間仕切り、ともに間仕切り中央に 10 尺の開口部をもつ形式である。

S B 4783 の柱穴からは 6313Aa・B・D—6685A・D 型式(Ⅱ₋₁期)および、6308D—6666A 型式(Ⅱ₋₂期)の軒瓦が出土し、S B 4780 の南側柱の抜取穴から軒丸瓦 6282Ba・Fb 型式(Ⅳ期)、

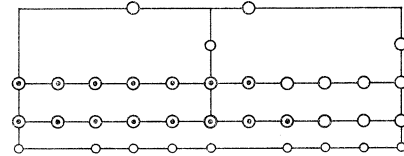
および土器(Ⅲ・Ⅳ期)が出土する。配置計画上、両建物はⅢ期まで存続してⅣ期にはS B 4783の南側柱のみ掘立柱塀として改造したものとする。

S A 4781・4782 (PLAN 21・22, PL. 17)

Ⅱ～Ⅳ期御在所北垣S A 4692と内裏北殿舎S B 4780を結ぶ鍵型の掘立柱塀。S A 4781は東西2間、S A 4782は南北4間、ともに10尺等間である。柱は1箇所を除いて全て抜き取られる。抜取穴からの出土遺物はない。S B 4780はⅣ期にS B 4824に建替えるが、このときにS A 4781を東に延長してS B 4824の西側中央柱に取付ける。

S B 4825 (PLAN 24, PL. 15)

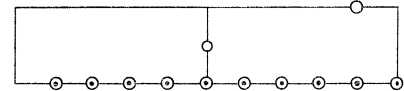
Ⅱ期内裏北殿舎の東殿。桁行10間(29.53m)、梁行3間(8.86m)、南庇・南縁付き東西棟建物。柱間寸法は10尺等間。造営尺=0.2953m。柱掘形は1.1×1.4m、深さ1.3m、柱痕跡直径は30～36cm。北側



面はS C 060(Ⅲ期)と重複して2箇所のみ検出。西側面中央柱は未検出である。桁行を中央で2室に分ける位置に小柱穴があり間仕切柱と推定。また、南庇柱の南8尺の位置の小柱穴は縁束跡と推定される。以下の建物と重複し、S B 064(Ⅳ期)、S B 063・S A 8044(Ⅴ期)、S B 4878(Ⅵ期)よりも古い。柱穴からは軒丸瓦6308型式が出土している。配置上では南方のS B 4780と東西の側柱筋を揃え、50尺の間隔をあけて並列する。また、西方のS B 4835とは内裏中軸線と対称の位置に北側柱筋を揃え50尺の間隔をとって、東西に並ぶ。Ⅱ期内裏北面大垣S A 061とS B 4825・4835の北側面との間隔は20尺である。

S B 4835 (PLAN 25, PL. 16)

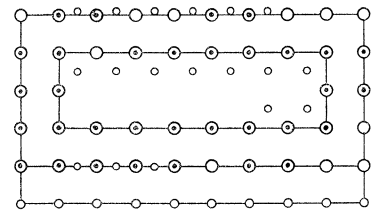
Ⅱ期内裏北殿舎の西殿。桁行9間(26.52m)以上、梁行2間、10尺等間の東西棟建物、造営尺=0.2947m、南側柱9間分と北側柱を東寄りに1箇所検出。



S B 4825と内裏中軸線に対称の位置にある。桁行柱間はS B 4825と同規模の10間と推定され、中央に間仕切柱を立て2室に分ける点も同じであるが、南庇はない。S B 4837(Ⅰ期)より新しく、S C 060(Ⅲ期)・S B 4830(Ⅴ期)より古い。

S B 8000 (PLAN 20・23, PL. 57・58)

Ⅱ期内裏東北殿舎。桁行9間(26.49m)、梁行4間(11.77m)、4面庇・南土庇付き東西棟建物。柱間寸法は10尺等間、土庇の出10尺。造営尺=0.2943m。柱掘形一辺1.0～1.2m、深さ1.4m、柱痕跡による柱径は約40cm程である。南面土庇の柱掘形は一辺約0.6mで小さく、



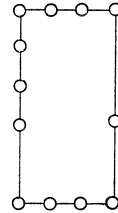
柱径も建物本体の半分以下である。西側柱に並行して雨落溝S D 8001があり、側柱心から溝心まで約1.5mである。また、南土庇の南に並行する東西溝S D 7870の溝心と土庇間も同様に、約1.5mであるから、S B 8000の軒の出と土庇の軒の出は等しく5尺と推定される。南・北側柱の各柱間中央と、これに対応する身舎内部二列の小柱穴は建設用足場としたが、南北側柱筋に揃えて足場を設けるのは異例で、身舎部分の建設にのみ足場を組み、四周の庇は足場なしで工事を行ったことも考えられる。以下の建物と重複し、S B 8004(Ⅱ期)、S C 156(Ⅲ期)、S B

7881・8007・8020 (V期) よりも古い。

配置の上ではⅡ期内裏北面大垣 S A 061 と北側面間に50尺、東面大垣 S A 6905 と東側面間に20尺の間隔をとり、S B 4780・4825 の東側面との間隔を60尺とする。S B 8000 の南方には東西170尺、南北130尺の広場がある。

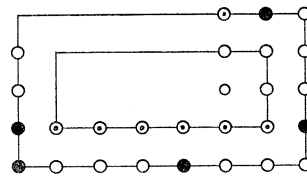
S B 8004 (PLAN 20)

内裏東北隅に位置する桁行5間、梁行2間の南北棟掘立柱建物。柱間寸法は不揃いであるが、平均して桁行10尺等間、梁行8尺等間である。重複関係はS B 8000 (Ⅱ期) より新しく、Ⅲ期築地回廊より古いこと、柱抜取穴から軒丸瓦6311B (Ⅱ₋₁期) が出土していることから、この建物はⅡ期からⅢ期への改築工事にかかわる建物遺構と考えられる。



S B 164 (PLAN 10・11)

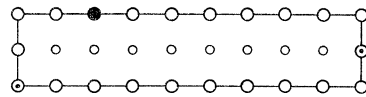
内裏東殿舎地区の正殿。桁行7間、梁行4間、4面庇付き東西棟建物。「報告Ⅲ」に報告済み。桁行9間、柱間10尺で計画、柱穴を掘鑿し始めたものを計画変更して7間として、身舎桁行柱間を11尺に改める。柱径は側柱1尺、身舎柱1.2尺、東側柱から雨落溝までの心々間1.9mである。出土遺物は柱



掘形内から軒瓦6664F型式(Ⅱ₋₁期)が出土。柱抜取穴にも多量の瓦が投棄され、軒瓦6664D・F (Ⅱ₋₁期)、6308N (Ⅱ₋₂期)、6663C (Ⅲ₋₁期) および、土器 (Ⅳ・Ⅴ期) が出土。したがって、S B 164 はⅡ期に建設され、平城宮廃絶期まで存続する。

S B 163 (PLAN 10・11)

内裏東殿舎正殿 S B 164 の前殿で、桁行9間 (26.54m)、梁行2間 (5.6m) の東西棟建物。S B 164 とは20尺の間隔で並列する。柱間寸法は桁行10尺等間、梁行9.5尺。造

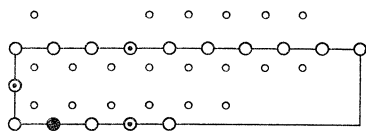


営尺=0.2949m、柱掘形は一辺長約1.5m、深さは桁行中柱1.1~1.2m、隅柱1.3m、妻中央柱0.95m。柱は全て抜き取られる。屋内の棟通りには、側柱筋に合わせて床束を設ける。重複する建物遺構はなく、また、柱抜取穴から軒先瓦6311A・B—6664D・F型式(Ⅱ期)、6225A・C—6663C型式(Ⅲ₋₁期)のセットおよび6721型式(Ⅲ期)が出土して、Ⅱ期からⅥ期までの長期間に亘って存続したことを示している。

なお、S B 164 の東を南流し、S B 163 東北隅部で直角に折れて南流する素掘溝がある。幅25~40cm、深さ約5~12cm、延長約20m。S B 164・163 の雨落溝である。上流部は削平によって残らない。下流部は第3次調査区外へと伸びるが、73次調査区では検出していない。したがって、S B 163 以南で東に折れ、内裏東面築地回廊 S C 156 西側雨落溝に連結していたものと思われる。堆積土は一様に砂で、屈曲部は流れによってえぐられ、変形している。

S B 7875 (PLAN 13・14, PL. 43)

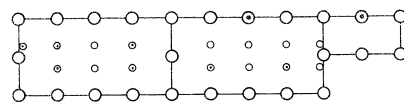
Ⅱ~Ⅵ期内裏東殿舎の後殿。桁行9間、梁行2間・東西棟建物。一部に柱根(径約50cm)を残すが、柱の多くは抜き取られる。柱間寸法は10尺等間。南側面東半部は未発掘。建物内部と北側に足場穴を検出。南の東殿舎正



殿 S B 164 との間隔は30尺。西北隅柱の西に掘立柱塀 S A 7888 が取り付く。この塀と建物の北側に並行する玉石溝 S D 7869 は建物の雨落溝と砂利敷道路 S F 7890 の排水溝を兼ねる。建物の北側面から雨落溝心まで 5.5 尺である。柱穴からは軒瓦 6311 B—6664 D 型式, 6313 B—6685 D 型式 (Ⅱ期), および, 軒丸瓦 6282 Fa 型式 (Ⅲ期) が出土し, また, 北雨落溝からは土器 (Ⅳ～Ⅴ期) が出土。したがって, この建物はⅡ期からⅥ期までの長期間に亘って使用されたことを示している。

S B 7874 A・B (PLAN 13・17, PL. 43)

Ⅱ～Ⅴ期内裏東殿舎の北殿。桁行 8 間 (23.55m), 梁行 2 間 (5.91m) の東西棟建物で東側面北柱間に 2 × 1 間の角屋を設ける。柱掘形は一辺約 1.3m, 深さ 1.0～



1.4m。柱痕跡 3 個所以外は全てに柱抜取穴がある。柱間寸法は身舎, 角屋とも 10 尺等間。中央で 2 室に間仕切る。床束を梁行方向の各柱筋に 2 本ずつ配置して, 東柱間を 6 尺, 南と北の側柱と東柱間を各 7 尺とし, 東西両側面では側柱の内面に接するように東柱を配置しているので, 妻側の東柱は際大引を受ける形になる。したがって, 他の東柱も梁行に大引を渡して, 床板は棟と平行に敷いたのであろう。身舎の東側に沿う溝 S D 7867 は, 凝灰岩製切石の溝底面を残し, 角屋内の中央で東に折れて, Ⅲ期築地回廊 S C 156 の基壇下層に検出した暗渠 S X 7866 に連なる。S B 7874 の西北隅柱から西に東西塀 S A 7887 が付き, 角屋の東北隅柱の東に東西塀 S A 7865 が取り付き, 井戸 S E 7900 の一郭の北を区割する。S B 7874 と南方の建物 S A 7875 は 30 尺の間隔を置き, 東側面を揃えて並列する。両建物間に川原石を縁石とする幅 15 尺の砂利敷き道路 S F 7890 がある。柱抜取穴から軒丸瓦 6313 型式 (Ⅱ期)・6663 C 型式 (Ⅲ期) が出土。Ⅲ期には角屋にとりつく塀 S A 7865 と暗渠 S X 7866 を廃し, Ⅴ期には S A 7887 と角屋を廃して北庇を増設し, Ⅵ期に廃絶する。

S A 7865 (PLAN 13・17)

井戸 S E 7900 の北方を区画するⅡ期の東西塀。東西 3 間 (9.35m), S B 7874 の角屋と内裏外郭東塀 S A 6905 を結び, 中央間を扉口とする。柱間寸法は西から東に 3.20m, 3.12m, 3.03m で各柱間で異なる。東 2 間はⅡ期の方眼地割線とほぼ一致し, 西端間の伸びは S B 7874 の造管寸法とⅡ期方眼地割線とのずれに依る。扉口の柱間には塀を 2 列に敷き並べて蹴放下の地覆としていたと思われる。塀は長辺 28.3～28.8cm, 短辺 15.3～14.4cm で 6 枚が原位置に残存する。復原すると塀 11 枚 2 列になり, 長さ 9 尺, 幅 1 尺である。扉口東柱の東 2m の位置にⅢ期の築地回廊基壇上から掘込まれた柱穴がある。この柱穴は築地の内面に接して立ち, 塀 S A 7865 と柱筋を揃えているので, 築地回廊 S C 156 の西側溝と重複する 1 本を除いて S A 7865 はⅢ期まで存続した可能性はある。

S A 7887 (PLAN 13・17・18, PL. 45)

東殿舎地区の東西塀。東西 4 間 (11.99m)。東端は S B 7874 に, 西端は S A 7876 に取りつき, 東から 2 間目の柱間には, 出入口を設けたことを示す塀列がある。塀は間口いっぱい 1 尺幅で 2 列敷き並べたもので, S A 7865 (Ⅱ期) と同様の形式である。柱間寸法は西 2 間を各 10 尺, 扉口を 9 尺, 東端間を 11 尺余とする。扉口の東柱を斜行溝 S D 7872 に接して設定したために柱間寸法が不揃いになったものであろう。柱抜取穴から土器 (Ⅲ期) とともに軒瓦 6282 Ha—6721 Ga

の型式も出土しているので、Ⅱ期からⅣ期までの存続は明らかである。

S A 7888 (PLAN 14)

Ⅱ～Ⅳ期東殿舎地区の柱間3間の東西塀。西はS A 7876に東はS B 7875に取りつく。10尺等間。痕跡を残さないが北方の塀S A 7887と同様に中央を扉口とする。S B 7875の北の砂利敷道路S F 7890の砂利敷きは、この扉口から南方にも幅約2mの帯状に続く。柱穴から軒平瓦6685D・6664D型式(Ⅱ₋₁期)が出土してⅡ期の造営を示す。廃絶期を示す遺物はなくⅣ期までとしたが、Ⅴ期まで存続させることも可能である。

S A 7594 (PLAN 6・10, PL. 35)

Ⅱ期内裏東面大垣S A 6905(Ⅰ期を踏襲)に取りつく掘立柱塀。東西6間(18.68m)、西端柱間を9尺とするほかは方眼地割線に合わせる。この塀の西に続いて2箇所柱掘形を検出しているが、柱を据えた痕跡はなく、当初柱間8間分の計画を6間に変更したものと思われる。この塀と内裏正殿東回廊、内裏外郭南面・東面大垣で囲う空間は東西160尺、南北170尺のほぼ正方形で、内部には構築物のない広場とする。S A 7594はこの広場から井戸S E 7900を見通せないための目隠塀を兼ねる。

S A 7592 (PLAN 4)

Ⅱ期内裏外郭南面大垣の掘立柱塀で、北面大垣S A 061と同様にⅢ期内裏南面築地回廊の下層に4箇所柱穴を確認。Ⅰ期内裏南面大垣S A 655の南60尺にあり、Ⅰ期東西大垣の南端を6間分延長増築してS A 7592を設ける。柱位置は北面大垣S A 061と同様に600尺を59間に割り付ける。確認した柱掘形は東端の1間分と、内裏中軸の東16間目の1間分で、16間目の柱掘形はⅢ期南面築地回廊の東門S B 7590の下層に検出。

S A 061 (PLAN 23~25, PL. 67・69)

Ⅱ期内裏北面大垣の掘立柱塀。Ⅲ期築地回廊S C 060の下層に築地中軸線と合わせた掘立柱掘形を2箇所確認。Ⅰ期内裏の北面大垣S A 486の30尺南にあり、Ⅰ期の東西大垣を踏襲して、その間600尺を59間に割り付けた柱配置をもつ。確認した柱位置は内裏中軸線から東に2番目と9番目にあたる。柱穴から軒丸瓦6311A型式(Ⅱ₋₁期)が出土。

S E 7900A・B (PLAN 13, PL. 47~52, Fig. 13~15)

内裏東端中央部に存在する井戸。井戸枠には奈良時代を通じて改修の痕跡はないが、Ⅲ期の築地回廊造営と地形造成に伴って石敷きが設けられる。この改修を境としてS E 7900AとS E 7900Bに分ける。井戸周辺には、黄褐粘質土の整地土が厚く堆積している。整地土の北端は井戸の北約70mの位置にあたり、南西の方向に広がり、西端は井戸から約40m西、南端は約30m南にまでおよぶ。東端はS C 156を東限として、それより東へは広がらない。この整地土はS A 6905をはじめとするⅠ・Ⅱ期内裏外郭の掘立柱塀を廃絶し築地回廊S C 156に改めた時に造成されたものである。したがって、築地回廊が構築される以前の井戸S E 7900Aは、やや凹地に存在したものと思われる。ただし、S E 7900A外周に石敷きの洗場があったかどうかは不明である。S A 6905がS C 156に改められるのに伴って、S E 7900Aの井戸枠本体をそのまま存続させ、S C 156基壇東半部を一段下げてS E 7900A外周に石敷きの洗場が設けられ、S E 7900Bとなる。

S C 156基壇の築成と新たな盛土造成によって生じた比高は約60cmにおよぶ。この窪地に

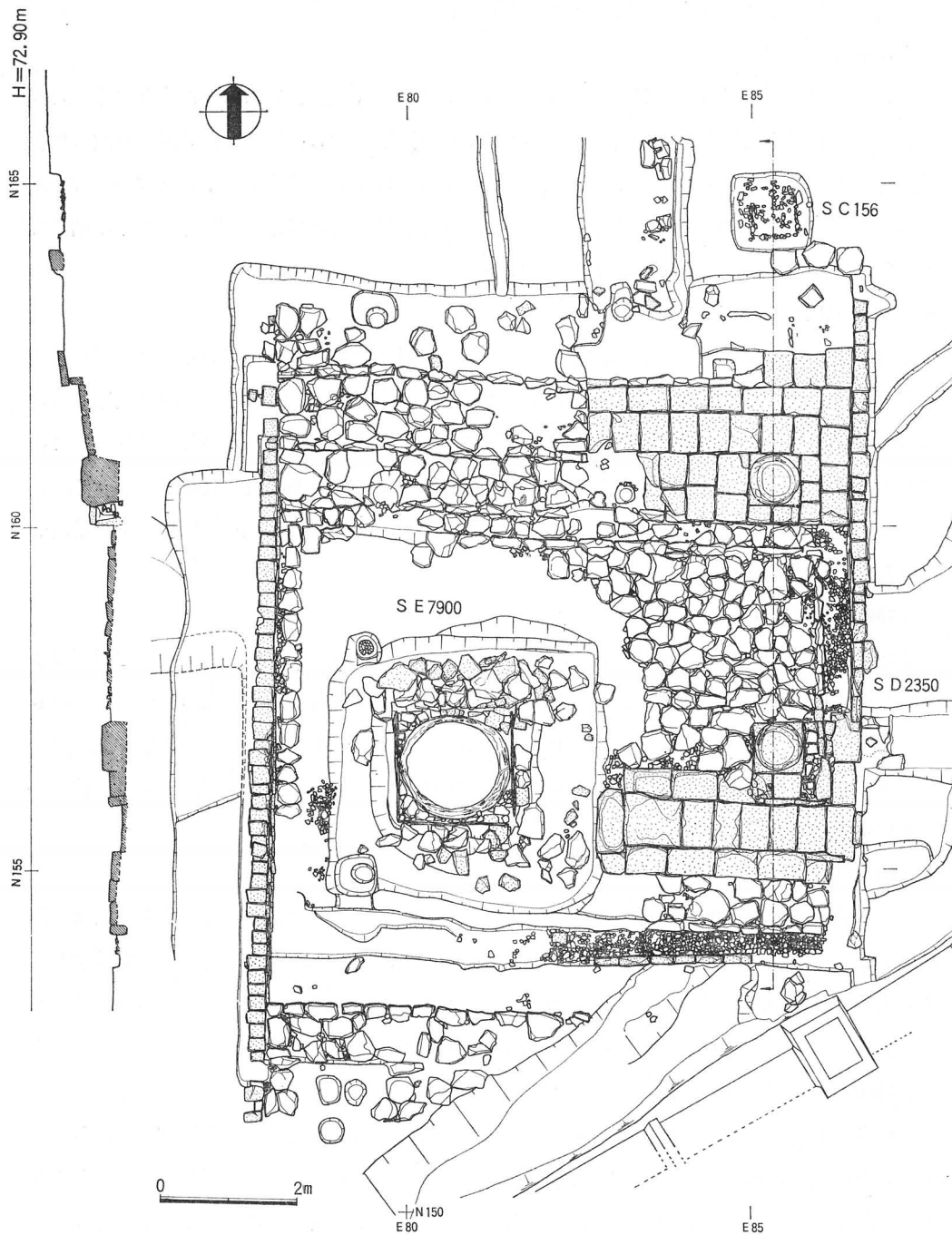


Fig. 13 S E 7900平面, 断面図 (1 : 100)

は石敷を、外周には凝灰岩を用いた石積擁壁やテラスを設けている。東西両壁は縦約 18~28 cm, 横 18~26cm, 高さ 10~12cm の凝灰岩切石を約 4~5 段積みあげる。傾斜角度は約 80° である。北壁は東半部と西半部で構造が異なる。東半部は S C 156 基壇に相当する箇所だが、南に向って比高 22cm の段差を設け、下段を約 15% の南下り勾配の凝灰岩石敷のテラスとする。これに対し北壁の西半部は、玉石を 3 段に敷き並べる。南壁の処理は調査区外のため明らかでないが、北壁と同様の手法と思われる。この一段下ったテラスと、最低部の石敷の中ほどには、S C 156 西側柱の礎石が 2 個存在する。礎石の大きさは、方約 75cm の正方形の凝灰岩製切石で、裾部の径約 72cm, 上面の径約 58~60cm, 高さ 9cm の柱座となる円形の造り出しがある。

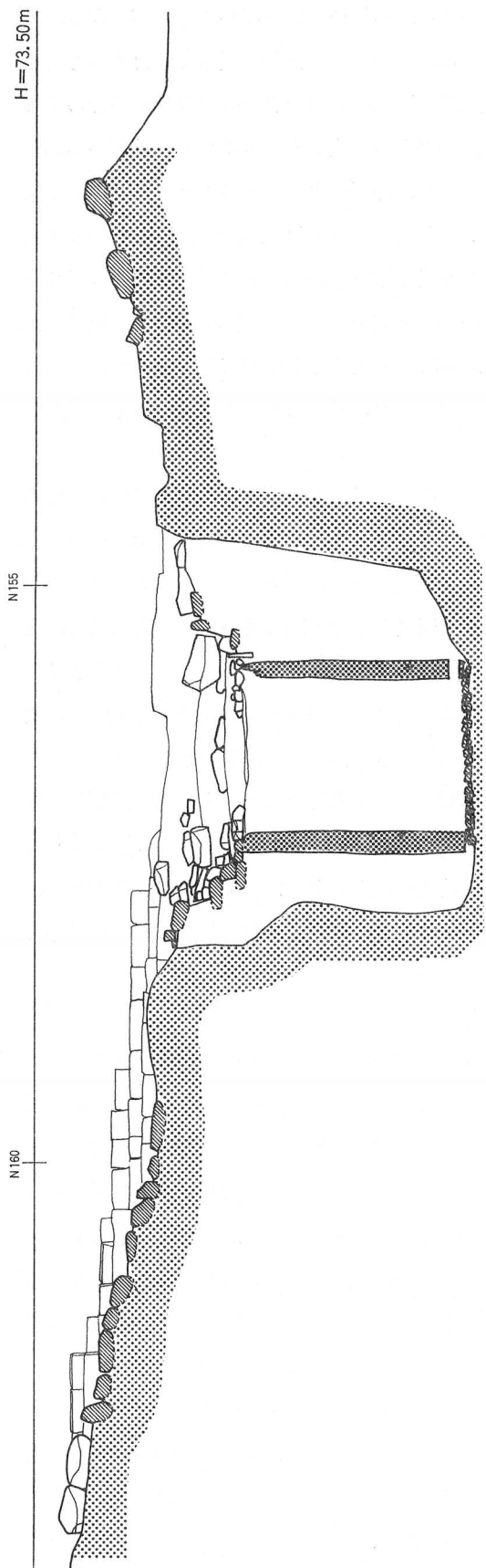


Fig. 14 S E 7900南北断面图 (1:60)

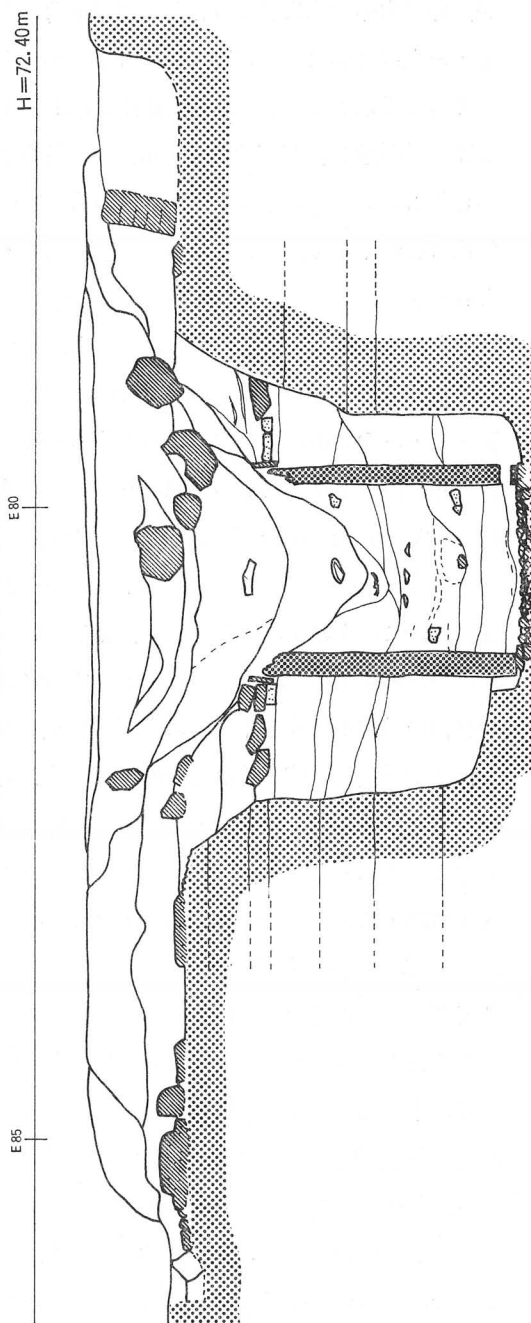


Fig. 15 S E 7900東西断面图 (1:60)

造り出しの上面には、色調のちがいによる径 42~45cm の柱の痕跡を認めることができる。最低部の石敷は西半部を欠失しているが、径 20~30cm の玉石を全面的に張っていたものと考えられる。石敷外周の擁壁裾部には、幅約 30cm、深さ約 10cm の玉石側壁と礫敷の溝をめぐる。この溝は、改修後に四周の地形造成面との比高がさらに大きくなったため、外部の雨水等が、井戸本体に流入するのを防ぐ役割を荷なう。また、井戸湧水のオーバーフローや井戸から水を汲み上げた際に生じた流水は、S E 7900 B 東方に凝灰岩製の石組溝を設け、暗渠を伴う S D 2350 へと排水する。この凝灰岩製石組溝は、S C 156 西側柱を迂回して鍵の手に折れ曲って S D 2350 に連続する。底石は縦 45~60cm、横約 75~80cm ある。側石は縦 60~70cm、横 45cm、高さ約 25cm あり、側石内側の底面を縦 10cm、横 5cm 欠き込んで側石を両脇からはさみこむ仕口をつくっている。この石組溝は東端の擁壁裾部において、石敷洗場外周をめぐる玉石溝と合流する。

井戸枠本体は、上下 2 段に分かれ、上段方形・下段円形である、下段の円形井戸枠は外径約 1.65m、内径約 1.3m、厚さ 15~20cm の円筒形のスギの一木をくり抜いて造る。上段の横板は、南・東・西の 3 面に遺存する。長さ約 1.6~1.7m、高さ約 20cm、厚さ 3~4cm であるが、当初はさらに厚みがあったものと思われる。上段井戸枠四隅と下段の円形井戸枠との間隙には、径約 5~20cm の玉石を充填している。井戸枠の据付掘形は、一辺約 3.5~3.8m の隅丸方形で、深さ約 2.7m ある。この掘形底部中央の井戸枠据付箇所には、径 5~8cm の礫を厚さ約 10cm 敷きつめ、この上に下段の井戸枠を据える。この礫敷は湧水の浄化を意図したものであろう。

井戸枠外周の掘形埋土には砂を用いて湧水層を形成し、最上層を灰色粘土で締め固める。井戸枠内の堆積土は大きく 3 層に大別できる。第 1 層は底から約 1.0m までで、第 2 層は井戸枠上面まで堆積し、第 3 層は井戸外周の石敷を覆う黄褐砂質土の上面にまでおよぶ。このうち、第 3 層からは土器 (VI~VII 期) に属する土器が出土するなど、井戸がかなり長期にわたって存続したことを示す。

S X 4750・4751 (PLAN 22, PL. 18・21, Fig. 16)

S D 4740 の南端付近に設けられた石組遺構。いずれも S D 4740 の途中に形成されており、北で西へ約 35° 斜行している。S X 4751 は縦約 2.4m、横 1.5m の範囲に径約 30~40cm の玉石と小礫を敷きつめた石敷遺構である。中央部は一部石が抜き取られて残らないが、縁辺部が高く、中央部がやや凹む様相を呈する。S X 4751 の北側につながる S D 4740 底面は、S X 4751 北端から北へ約 5m の地点に遺存する底石が最も高く、これを境として北と南に向かって下っている。おそらく S X 4751 上流部の S D 4740 に流しこまれた水は、S X 4751 へ導かれると同時に、余水が S D 4740 を北流したのであろう。S X 4750 は、S X 4751 の西南約 80cm に存在する。一部玉石を含む凝灰岩製切石の方形の枠で、側石間の内矩が縦 1.3m、横 80cm、深さ 27~30cm ある。底石はすべて凝灰岩で、規格は縦 20~35cm、横 12~30cm と不揃いである。西面の側石は縦 24~30cm、横 12~18cm、高さ約 22cm の凝灰石 6 石、南面は縦 14~30cm、横 9~15cm、高さ約 24~27cm の凝灰岩が 5 石と玉石 1 石からなり、両者とも 2 段組みに立て並べる。東壁は縦 22~27cm、横 10cm、高さ 10~20cm の凝灰岩切石を下段に 6 石立て並べ、上段は縦 8~30cm、横 12~24cm、高さ 8~12cm の凝灰岩切石 8 石を小口積にしている。北壁も 2 段あり、下段は縦 13~24cm、横約 10cm、高さ 20cm の凝灰岩 2 石を立て並べ、上段は

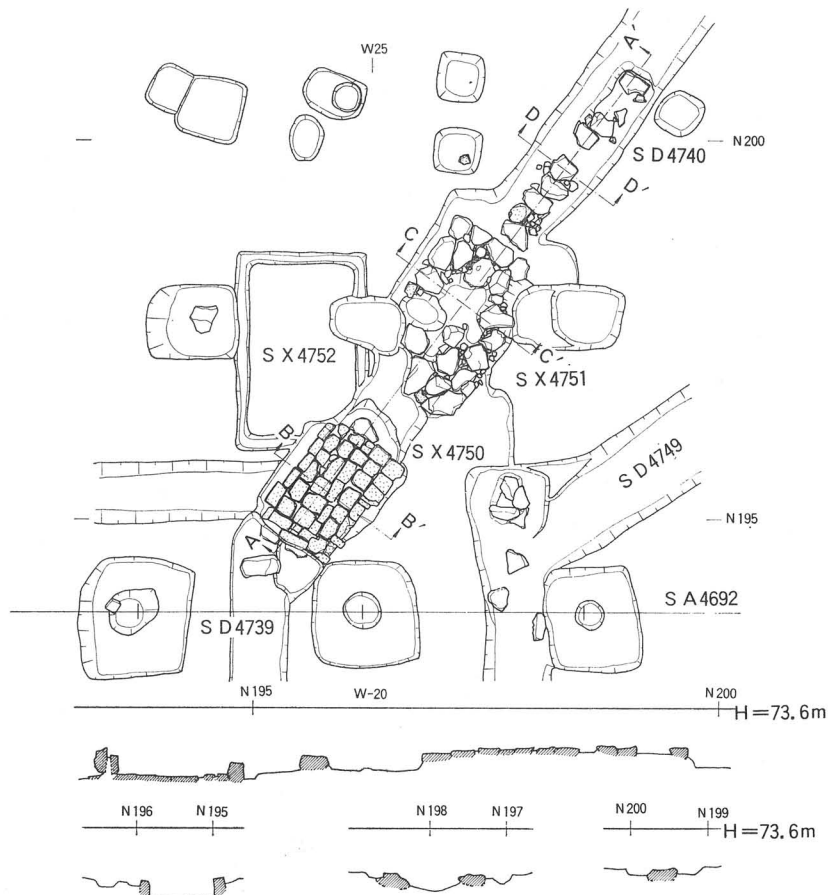


Fig. 16 S X 4750, 4751, 4752平面, 断面図 (1:100)

縦 26cm, 横 21cm, 高さ 12cm の凝灰岩切石 1 石を小口積とする。北壁上面と南壁上面の比高は約 5cm あり, S X 4751 から流れた水は S X 4750 に滞水し, 浄化された後に S X 4750 南壁上面をオーバーフローし, S D 4739 へと導水されたものと思われる。

S D 4740 (PLAN 22・24・25, PL. 15・18・19・20)

S X 4750・4751 のオーバーフローを排水する斜行溝。幅約 1.0m, 深さ 10~15cm, 延長約 45m で, 北東方向へ流れ凝灰岩製暗渠を経て S A 061 の外へ排水する。途中, 延長 12.5m にわたって玉石の底石が遺存し, 底石・側石ともに全面玉石組みであったものと思われる。

S D 4739 (PLAN 19・22, PL. 16)

S X 4750 から流れ出た水を S D 4738 へ導水する南北溝。幅約 80~90cm, 深さ約 10~15cm, 延長約 10m。部分的に玉石が遺存し, 溝の東側に約 5cm 低くなった側石抜取痕跡の帯状の部分が存在する。

S D 4738 (PLAN 19, PL. 12)

S D 4739 から, S D 4734 に連続する東西溝。S D 4739 と同様に S X 4750 に貯水された水を S B 4715 に引水するための導水路である。幅約 70cm, 深さ約 10cm。玉石の遺存箇所が随所に見られ, 溝の両側に玉石の側石抜取痕跡(深さ約 5~7cm)の帯状の落ちこみが存在する。

S D 4734 (PLAN 19, PL. 12)

S D 4738 からの流水を S D 4730 に排水する南北溝。幅 0.9~1.0m, 深さ約 10cm, 延長約

8.0m。深さ約 10cm の玉石の側石抜取痕跡が溝の両側に存在する。

S D4766 (PLAN 19・22, PL. 17)

東西塀 S A 4692 の南を西に向かって流れ、S D 4739 に合流する東西溝。幅約 30~60cm、深さ約 10cm、延長 22m。S D 4749・4748 より古い。おそらく、S D 4739 と S D 4766 は当初一体として敷設されたが、S D 4739 が S X 4750 から流れ出る浄水を S B 4715 に導水するための施設として機能するようになるのに伴って、S D 4766 は廃絶したものと思われる。

S D4735・4736 (PLAN, 19 PL. 16)

S D 4735 は S A 4691 の東に存在する南北の素掘溝。幅 35~45cm、深さ 4~5cm、延長 17m。S A 4690 の東側雨落溝にあたる。S A 4690 との心々間距離は 1.5~1.8m (5~6 尺)。S D 4735 の流水は S D 4730 に集水され東へ排水される。

S D 4736 は S A 4691 の西に存在する南北の素掘溝。幅 30~50cm、深さ 5~10cm、延長約 20m。S A 4691 の西側の雨落溝である。S A 4691 との心々間距離は、1.5m (5 尺)。底面はほぼ水平で、流水方向は明らかでなく、S B 4680 の西側柱筋の柱掘形と重複し、S D 4736 の方が古い。

S D4730 (PLAN 15・18・19 PL. 12・46)

S B 4715 の北東を巡る溝 S D 4738・4733・4734 の排水を集め、S B 4710 の南を東流し、南北塀 S A 7876 の東で S D 7870 に合流する玉石組の東西溝。幅約 70~80cm で、深さは西では 2~3cm と浅く、東へ行くにしたがって深くなり、S D 7870 合流部では深さ 15cm ある。延長は約 65m。S X 4750 から連続する S B 4715 外周の溝の水を集める他、S B 4715・4710 の南側雨落溝をも兼ねる。S B 4715 と 4710 の南側柱通りと、S D 4730 の心々間距離はともに 2.0m (7 尺) である。

S D4753 (PLAN 18, PL. 46)

S B 4710 の北を東流し、南北塀 S A 7876 の東で S D 7870 北流部に合流する素掘溝。幅 50~80cm、深さ 7~15cm、延長約 27m。S B 4710 の北側雨落溝である。S B 4710 の北側柱通と S D 4753 の心々間距離は 2.0m (7 尺)。

S D7967 (PLAN 14・18)

S A 7876 西側の南北溝。幅 60~80cm、深さ約 10cm、延長 28m 以上で、北端で S D 4730 に連続する。S A 7876 の西側雨落溝にあたる。比高は南北両端で約 27cm あり、南流する。南端は調査区外へのびるが、第 9 次調査区では検出していない。したがって、第 36 次と第 9 次の調査区にはさまれた未調査区域内において、東の S D 7870 北流部に合流していたものと推定される。

S D7870 (PLAN 14・18・20・21, PL. 55・62・63~65, Fig. 17・18)

南北塀 S A 7876 の東を S D 4730・4753・7869 の排水を集めて北流し、S A 7876 と S A 4692 の接続部の北約 13m の位置で垂直に東へ曲がり、内裏東面築地回廊 S C 156 下層の石組暗渠 S X 8057 に連続する L 字形の溝。幅約 80~90cm、延長約 100m。大半は素掘りであるが、南北方向の部分で S D 7869 合流点から S D 4730 の合流点に至る区画には、底・側面に玉石が遺存する。S D

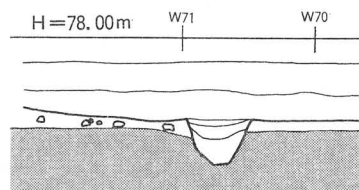


Fig. 17 S D 7870 北流部断面図 (1:60)

7869 と S D4730 にも玉石の底・側石が遺存しており、廃絶直前には、鍵の手の形に溝が敷設されていたことがわかる。S D7870 は基幹排水路であると同時に S A7876 や S B8000 の雨落溝としても機能している。S D4753 との合流点の北約 7m からは、S D7870 のバイパス溝 S D8035 が存在する。S D7870 は L 字形の溝から S D8035

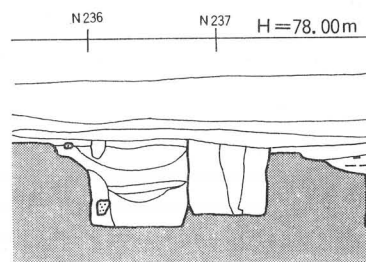


Fig. 18 S D7870 東流部断面図(1:60)

につけかわり、再びもとの位置で L 字形に開削されている。S D7870 の東流部では途中で斜行溝 S D4810 が合流する。この合流点の西では断面が深さ 20~45cm の皿状を呈するのに対し、東では深さ 60~70cm の台形状で、さらに底面中央に幅約 0.3~0.4m、延長約 25m にわたって約 10cm 低くなっている。S D7870 東端の S C156 西側雨落溝交差点付近には、この低くなった部分に、木樋暗渠 (S X8056) の一部が残存している。また、S D4810 合流部以東の S D7870 埋土には凝灰岩の破片も多く含む。したがって、S D4810 との合流点から東の S D7870 は、S D4810 と同様に木樋および凝灰岩製の暗渠排水であったことがわかる。

S D7863・8058 (PLAN 13・17・20)

S B7875, 7874 の西を北流し S B7874 の西北で L 字形に流れ、S D7870 に向って斜行する素掘溝。幅約 1.1~1.5m、深さ 30~70cm、延長約 84m。断面形は台形状を呈する。S D7870 東流部との合流点の南で S D7863 は 2 方向に分岐し、東側のものが S D8058 である。どちらが先行するか、あるいは同時の施工によるものかは不明である。S D7863, 8058 はともに S D7870 と同様の断面形を呈し、底面中央が一段低くなっていることから、両者はともに暗渠の部分が存在したものと考えられる。ただし、木樋等は残存していない。しかし、溝の全区間にわたって暗渠であったかどうか不明である。

S D8001 (PLAN 20, PL. 58)

S B8000 の西にある南北素掘溝。S B8000 の西妻柱筋との心々間距離は約 1.6~1.7m (5.5 尺)。北端は調査区外へのびるが、恐らく北面築地回廊 S C060 南側雨落溝に連結するのであろう。

S C254 北側溝 (PLAN 12)

S C254 の北側、内裏南北中軸線よりやや東の位置で、幅約 40cm、深さ約 5cm、延長約 6.5m 分を検出した。溝底は西端より東端が若干低く、水はこの地点で西に向って排水される。

S C247 の北側柱との心々間距離は 1.5m (約 5 尺)。

S C247 東西両側溝 (PLAN 7・8・11, PL. 2)

S C247 の東側溝は延長約 66m 分検出しているが、途中約 21m 分と、北端は削平されて残らない。幅約 40~90cm、深さ 3~15cm の南北溝である。S C247 東側柱との心々間距離は 1.5m (5 尺) ある。西側溝は延長約 45m 分検出している。東側溝と同様に北端は削平されて残らない。幅約 40~90cm、深さ 5~20cm の南北溝。S C247 西側柱との心々間距離は 1.5m (5 尺) ある。両溝ともに素掘りで、南端で南面築地回廊 S C640 北側溝に流れこむ。S C640 北側溝には凝灰岩の底石と側石が存在するが、S C247 東西両側溝との合流点では S C640 北側溝の北側石が垂直に S C247 側溝の方に向って折れ曲り、底石が 1 石分遺存しており S C247 雨落溝は南端部においてのみ凝灰岩による化粧を施していたものと思われる。これは、内裏の

外郭が掘立柱塀からⅢ期に凝灰岩基壇外装の築地回廊に改められるのに伴って側溝にも補修工事が加えられたものと考えられる。

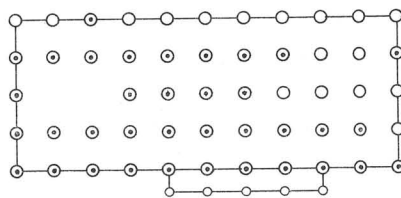
S D480 (PLAN 12)

内裏正殿 S B 450 の西北を鍵の手に曲がる素掘溝。S C 254 南側溝と、S B 450 A の北側雨落溝を兼ねる。幅 25~45 cm, 深さ約 18 cm, 延長約 30 m。S C 254 の南側柱通との心々間距離は約 1.8~2.0 m (6~7 尺), S B 450 A 北側柱通との心々距離も同様に約 1.8~2.0 m (6~7 尺) ある。

C Ⅲ 期 の 遺 構

S B 064 (PLAN 21・24, PL. 15)

Ⅲ期北殿舎地区東殿。桁行10間(29.51m), 梁行4間, 10尺等間, 南北2面庇付き東西棟建物。南面中央東寄り4間分に6尺の出をもつ縁東がある。柱掘形は一辺約1.2m, 深さ1.0m。屋内の棟通りにも側柱筋に合わせて柱掘形を設けているが柱痕跡はな



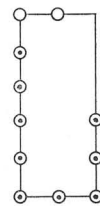
く, 掘形深さも10数 cm 程で西端2箇所にも調査時にわずかに掘形痕跡を残しているのが認められた。これらの屋内中央の柱掘形は掘削途中の変更と思われる。この建物はⅢ期の内裏北面築地回廊 S C 060 の造営にともなって, Ⅱ期の北殿舎東殿 S B 4825 を南に位置をずらせ, 北庇を新たに加えて建替えたものと推定される。南に並列する S B 4780 とは東・西側面の柱筋を揃え, 両建物間の東西をそれぞれ南北塀で閉じる(西塀は S A 8041, 東塀は S A 8043)。両建物間隔は24尺である。S B 064 の南側面に接する排水溝 S D 4810 は南縁下を通して東に排水している。柱穴から軒丸瓦 6225 A 型式(Ⅲ₋₁期)が出土。

S B 4721・4725 (PLAN 16)

Ⅲ期御在所西脇殿 S B 4660 B の西方に S B 4721, 西北方に S B 4725 が近接する。S B 4721 は10尺等間の南北2間分のみで規模・形式は不明。S B 4660 B とは20尺, 北方の S B 4725 とは30尺の間隔をとる。S B 4725 は南北3間・東西2間以上の10尺等間の総柱建物で, その東側柱筋を S B 4660 B の西側柱と揃え, 20尺の間隔を保つ。S B 4725 は V 期の御在所東垣 S A 4760 と重複して古く, また, 東北隅柱から北に伸びる掘立柱塀 S A 4762 がⅣ期であるので, Ⅳ期の可能性もあるが, S A 4762 は後の増設として, その配置計画から S B 4721 と同じⅢ期に造営されⅣ期まで続くものとみた。S B 4721 は柱掘形から土器(Ⅱ期)が出土している。

S B 162 (PLAN 10)

Ⅲ~Ⅳ期東殿舎地区の付属建物。桁行5間, 梁行2間, 10尺等間の南北棟建物。Ⅲ期の東面築地回廊 S C 156 の建設にともなって, S B 164 との間に S B 164 の南側柱と S B 162 の南妻側筋を合わせて増築される。柱抜取穴に多量の瓦が廃棄され, 軒平瓦 6663 C (Ⅲ₋₁期)が出土。



S A 4630 (PLAN 14・15・18, PL. 13・14)

Ⅲ期御在所正殿・後殿の東方に近接して設けた南北12間以上, 10尺等間の南北塀。北端は後殿の北側面と柱筋を揃え, 南端は未発掘区にかかるが, 南に3間分延長した位置でのトレンチ内には検出しないので延びても2間分であろう。柱掘形埋土内には 6311 Ba・Bb・6664 F 型式

(Ⅱ₁-期)を多量に含み、柱穴内から土器(Ⅲ・Ⅳ期)が出土。

S A 8041・8043 (PLAN 21)

Ⅲ期北殿舎地区のS B 064とS B 4780の間の中庭の東・西端を閉じる南北塀。西塀S A 8041は3間、8尺等間、東塀S A 8043は4間、6尺等間である。両塀の柱間が異なる理由は、排水溝S D 4810の流路との関係であろう。S D 4810はS A 8041の北柱間を通してS B 064の南側面に接して東流し、建物の東から2間目の柱間のところで東南に斜行するため、東塀では4間に割り付けて北から2間目の柱間を通っている。なお、西塀の中央間南の柱はⅤ期御在所北垣S A 4761の柱掘形との重複のため消失している。

S A 7595・7879 (PLAN 6・10・17, PL. 30)

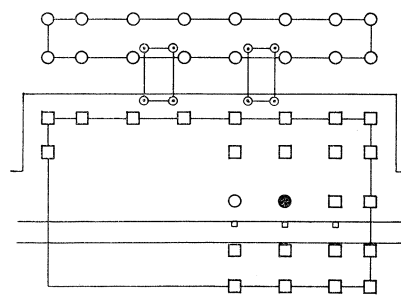
Ⅲ期の東面築地回廊S C 156の西側に沿って設けた掘立柱の目隠塀。S A 7595は内裏東南広場の東面を区画し、南北11間(32.7m)、10尺等間である。柱掘形は一辺約0.8m、深さ0.9m、柱径18cm、柱の抜取痕跡はない。S A 7595はS C 156の西側柱の西に17尺の間をおいて並行し、S B 7601・7600の東側柱筋の北延長線上にある。S A 7595の南端柱とS B 7601の東北隅柱との間隔は13尺、北端は未発掘地にかかり、2間延長するとS B 163の南側柱の東延長線とほぼ一致する。

S A 7879は東北殿舎地区広場の東を区画。柱間9間で、柱掘形の形状とS C 156の西側柱との位置関係はS A 7595と同じである。柱間寸法の割付は、南から10・10・10・11・11・12・9・8・8尺として12尺の間を東面北門S B 7970の中軸線に振り分けている。南端の柱はS B 7874の東角屋の北7尺の位置にある。南のS A 7595が広場の東面全体を画するのに対して、S A 7879は広場の南半部にのみ設けている。

S A 7879の柱掘形埋土から軒丸瓦6311型式(Ⅱ₁-期)が出土しているが、配置上は両目隠塀ともにⅢ期の造営になる。下限は明らかではないがS A 7595はⅥ期まで、S A 7879はⅤ期まで存続して、さらに北にS A 8002を増設したものと考えられる。

S B 7600 (PLAN 4, PL. 24~30)

Ⅲ~Ⅵ期南面築地回廊S C 640の東端に、回廊を取込んで建つ内裏東閣。桁行7間(25.16m)、梁行4間(13.10m)の4面庇付き礎石建ち重層建築。柱間寸法は身舎桁行13.3尺、梁行13尺、庇の出9尺。身舎内の棟通りには側柱と柱筋を揃えて掘立柱を立てる。身舎の西半分と庇の西南部は未検出である。礎石跡は径2.0~2.3m、深さ50cm程の不整円形掘形と、その中央に



径約1.3mの礎石据付痕跡である根固石を検出した。礎石底部に当る部分には水平に小石を敷きつめ、周縁部には拳大から人頭大の河原石を配している。その形状から礎石は平面形が正方形で、側面形は逆台形に整形された築地回廊礎石と同形状である。材質は礎石抜取穴埋土に凝灰岩断片を含むことから凝灰岩製と推定される。建物内中央の掘立柱は上層の床を支持する束柱と考えられ、柱掘形は一辺1.3m、深さ1.4m、検出した2箇所のうち西掘形の柱は抜き取られ、東掘形には径1.5尺の柱根が残存する。

この建物の南側柱に接して内側にS C 640の築地塀を屋内に取り込んでいる。築地塀は基底

部幅6尺で、5~8cmの立ち上りを残し、築地北面には寄柱礎石を残す。築地寄柱はS B7600と柱筋を揃え、築地南面の寄柱は身舎の礎石上に立てたものと推定される。S B7600南面の礎石跡は南半部に後世の削平を受けているが、柱筋はS C640の南側柱と同一線上にあり、S B7600の南庇は回廊を兼ねていたことを示している。

S B7600はS C640と同様に、建物内部を土間床とし、建物外部の基壇面を凝灰岩切石敷きとする。基壇の南面は削平を受けて不明であるが、北・東・西面の側柱から基壇の出は6尺で、北面基壇の縁辺部に敷石の一部が残存し、東面ではS C640の北面基壇の石敷が西に延び、S B7600の東庇の北から2間目に続いている。基壇の北・東・西面にはS C640の北側溝と連続する凝灰岩切石製の側溝がめぐり、溝幅は2.4尺、北側溝の溝底石は東端部が西端より8寸低く勾配をつけ、北面の側溝底石からの基壇高さは中央で1.5尺と推定され、内裏内地表面と基壇高との差はない。西側溝の一部には側石が残存するが多くは抜き取られる。東側溝はS C156の西側溝と共有して、溝幅を2倍に拡幅(4.8尺)している。

S B7600の礎石抜取穴および側溝から周辺部にかけて多量の瓦が出土している。出土瓦の型式はI期からIII期の各期にわたり、とくにIII期の瓦が多量で、この建物の造営がI期・II期の古瓦を再利用してIII期に造営されたことを示している。出土瓦の型式は6643A(I期)、6666A(II-2期)、6625A・C—6663C(III-1期)、6133D—6732A(IV期)で、補修瓦に6721C(III期)がある。また、土器は少量であるが終末期の土器(V期)が出土している。

S B7601, S X7602・7603 (PLAN 4, PL. 26・29・37)

S B7600の北側に付属する建物S B7601と階段S X7602・7603である。S B7601は桁行7間、梁行1間の掘立柱建物。桁行の各柱間はS B7600に合わせて柱筋を揃え、梁間は10尺、S B7600との間隔は16尺である。柱掘形は一辺約1.2m、深さ0.8~1.0mで、柱は全て抜き取られる。

S X7602・7603はS B7600とS B7601の中間をつなぐ形で、それぞれの中央間と両脇間に設けられた東西7尺、南北14尺の長方形平面の掘立柱遺構である。柱掘形は一辺約0.8m、深さ0.65mで、北側柱はS B7601の南側柱筋より北3尺の屋内にある。南側柱はS B7600の北側面の北5尺の基壇端部に立ち、基壇上面の凝灰敷石に直径約0.35mの円形柱穴を残す。S X7602・7603の掘立柱は木製階段の簷桁を支持するもので、北側柱は擬宝珠柱として簷桁と登勾欄を受けたものと思われる。これらの階段はS B7601からS B7600の2階に上るためのもので、したがってS B7601はS B7600の階隠しとしての機能をもち、同時に北側の広場に面してS B7600の前殿・細殿的な機能をも合わせもっていたものと思われる。

S B7901 (PLAN 13)

内裏東端の中央に位置する井戸S E7900Bの井戸屋形。桁行1間11尺、梁行1間9尺、南北棟建物。掘形は一辺0.6m、深さ0.6m。この建物は井戸掘形の検出後に検出されたために、東南の柱掘形を欠失している。建設時期は一応III期としてVI期まで存続するとしたが、IV期以後に降る可能性もある。

S C060 (PLAN 23~25, PL 67~69)

北面築地回廊

III~VI期内裏外郭北面築地回廊。北側面47間、南側面42間、柱間寸法は桁行13尺3寸、梁行は築地心から側柱心まで13尺、築地塀は寄柱付きで基底幅6尺、回廊基壇幅は38.5尺、側柱心からの基壇の出は北5.5尺、南7尺である。

遺構の残存状況は良好で、北側柱筋では中央部から東に18間分、南側柱筋では東端入隅柱から西に9間分連続し、さらに中央部にかけて計19箇所礎石据付痕跡を検出した。礎石据付痕跡は一辺に1.0～1.5m、深さ0.3～0.5mの方形掘形内に人頭大の礎石根固石を配したもので、礎石抜取穴埋土中から礎石や基壇化粧石の凝灰岩断片や瓦片が出土している。

南北の側柱間の中央棟通りに築地塀を通す形式であるが、築地本体は残存しない。側柱と柱筋を揃えて築地寄柱の礎石が築地塀の東端第1柱間の南側に1箇所、東から第6柱間の北側に2箇所、第9柱間の南側に寄柱礎石と同据付痕跡を検出した。寄柱礎石は凝灰岩製切石で方約0.45m、厚さ約0.25mで、上面中央に径0.1m、深さ0.1mの柄穴がある。南北に対応する位置の寄柱礎石を残さないが、東西方向に並ぶ礎石の引通し線を測ると、南北の寄柱礎石柄穴間隔は約1.5m(5尺)である。したがって、寄柱を径1尺の方柱とすれば、築地塀基底部の幅は6尺となる。

回廊基壇は凝灰岩切石の羽目石と葛石からなり、南北葛石間の基壇床面はたたき土間である。羽目石の外側には凝灰岩切石製の底石と側壁をもつ側溝を設けている。基壇南西の羽目石と側溝の底石・側壁は殆んど抜き取られて、その抜取痕跡が溝状(幅1.2m～1.5m)に残存するのみであるが、基壇北面は比較的保存状態が良い。

北側溝は北面回廊の東半部の全長約90mに亘って検出し、そのうち60m余りは凝灰岩底石・側石を残している。底石幅は計測値で0.49～0.55mのバラツキはあるが、約0.5cm幅のものが最も多く、溝幅の計画寸法は1尺7寸と推定される。側溝底石の両側を挟む形で回廊基壇羽目石と側溝側石を立て並べており、側石厚7寸、底石からの立ち上りは4寸を測り、基壇の立ち上りは羽目石と葛石と組合せて1尺3寸と推定される。葛石は幅1尺5寸、厚さは現状で4寸であるが、上面の摩滅を考慮すると5寸程の厚さに推定できる。

北側溝の底石は西から東に緩く下って50mにつき約0.3m傾斜している。基壇羽目石の残存状況は悪いが溝側壁の立ち上りは一定であるので、回廊基壇の床面も側溝の底石と同様の勾配で東に緩く傾斜していたものと思われる。なお、北側溝の北側石は国土方眼第Ⅵ系に対して北に約0°07'47"偏っており、これを平城宮発掘調査の実測方位として用いてきた。

礎石抜取穴からの出土遺物は軒丸瓦6225A型式(Ⅲ₋₁期)が主で、軒丸瓦6273型式(I期)を若干ともっており、築地回廊の造営はI期の瓦を一部に利用してⅢ期に行われたことを示している。

S C 156 (PLAN 4・6・10・13・17・20・23, PL. 30・33・34・40～42・47・61・68)

Ⅲ～Ⅵ期の内裏外郭東面築地回廊、桁行50間、梁行2間、礎石建物。柱間寸法は桁行・梁行とも13尺等間、築地基底幅は6尺、回廊基壇西側面の西側柱心からの出は6尺5寸。西側柱46間のうち39間分の礎石抜取痕跡および礎石2個と、これらに対応する築地寄柱礎石抜取痕跡および寄柱礎石10個を検出した。東側柱筋から基壇東縁部にかけての遺構は後世に全面的な攪乱を受けて遺存しない。

S C 156に伴う遺構は、北門S B 7970・中門・南門S B 7591、暗渠S X 4260・2350・7866・7871・8057および井戸S B 7900 Bがある。S C 156と重複する遺構は、I～II期の東面外郭塀S A 6905があり、築地塀の下層(基壇面下10～15cm)の築地芯の位置に検出した。また、I期のS B 7864・8010の東側柱をS C 156の西側柱筋の下層に検出した。II期北殿舎S B 8000の東

S C 060 北側溝

東面築地回廊

側柱とⅢ期造営工事に関わる S B 8004 の東側柱は、S C 156 の西側溝に切らる状態で、Ⅱ期の斜行溝 S D 7863 の北端部も S C 156 の基壇下層で検出した。

築地回廊基壇の縁端の凝灰岩製葛石から内側は叩き土間であるが、S C 156 の南東入隅柱の北 5 間分の回廊西側柱から外側には凝灰岩切石敷が部分的に残存している。その残存状況から回廊西側柱心から内側の築地塀寄りに、敷石の東端を揃えて西側に敷きつめたものと推定され、また回廊西側柱筋の敷石配列状況からみて、柱筋の敷石は間仕切りの地覆を受ける延石とも考えられ、S C 156 の西回廊南端の 5 間分は間仕切って部屋としていた可能性がある。

S C 156 南端部での西側溝底面からの基壇の立上りは、基壇敷石上面との比高差から 1 尺 6 寸と推定され、北面築地回廊 S C 060 の 1 尺 3 寸よりもやや高くなっている。側溝西側の地表面と回廊敷石との比高差は 25cm 前後であるが、旧地表面が若干削平されているものとみて、内裏旧地表面からの回廊基壇の立上りは 6~7 寸程度と考えられる。

S C 156 西側溝

西側溝は北面築地回廊 S C 060 南側溝から連続し、井戸 S E 7900 で一旦途切れるが、井戸の南からさらに南下して南面築地回廊 S C 640 北側溝と合流し、暗渠 S X 4620 へと接続する。幅約 60cm、深さは 30cm。底石・側石ともに凝灰岩切石を用い、底石は南端から約 20m 北方の区画に完存するほか、S E 7900 の北方約 15~45m の区画に断片的に遺存する。また、南端から約 62~77m と S E 7900 の北方約 23~33m の区画には、底石を抜き取った際に生じた方形抜取痕跡が一行に並ぶ。

底石の大きさは、縦約 45~50cm、横約 55~60cm、厚さ約 7~10cm である。南端の S B 7600 東側は

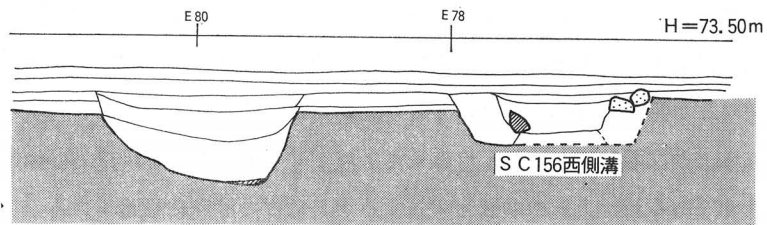


Fig. 19 S D 7863 断面図 (1:60)

幅が約 1.5m に広がっている。羽目石は S C 156 南端部において 2 石遺存し、北へ約 8.5m おいて延長約 6m、9 石分が遺存する。これより北はごく部分的にしか遺存せず、大半は帯状の抜取痕跡に凝灰岩片が散乱している。西側石は、S B 7600 基壇東端の羽目石 2 石と、北へ延長約 14.7m、21 石分が遺存する。それ以外はいづれも抜取痕跡と凝灰岩片しか存在しない。

側石の規格は縦約 60~70cm、横 20~25cm で高さ 20~35cm である。いづれの側石も内側前面の風触が著しい。勾配は地形の造成勾配に合わせて基本的に北から南へ下っているが、途中に井戸が存在するため、井戸以北において溝底勾配を調整している箇所が認められる。すなわち暗渠 S X 8057 で以北の流水を東へ排水し、S X 8057 から井戸までの区間は、S X 7871 に集水する。S X 7871 以南の S C 156 西側溝底の勾配を北下りとし、雨水が井戸に流入するのを防いでいるのである。井戸より南は地形勾配に合わせて水を南に流し、S X 4260 へと集水する。

S C 156 の出土遺物は、回廊基壇積土内から軒平瓦 6664D (Ⅱ₋₁期)・6666A (Ⅱ₋₁期) および土器 (Ⅲ期)、礎石抜取穴より軒平瓦 6682A (Ⅱ₋₂期)、西側溝より 6284A・6664C・6665A (Ⅰ期)、6311A・B、6313E、6664D・F、6685A・B (Ⅱ₋₁期)、6308B・N、6682A、6663A (Ⅱ₋₂期)、6225A・6681C・6663C (Ⅲ₋₁期)、6133A・6732A・C (Ⅳ₋₁期)、6282B・Db・E・G・Fb・Ib、6721C (Ⅲ~Ⅳ期) が出土。

S B 7591・7970 (PLAN 6・17, PL. 34・41)

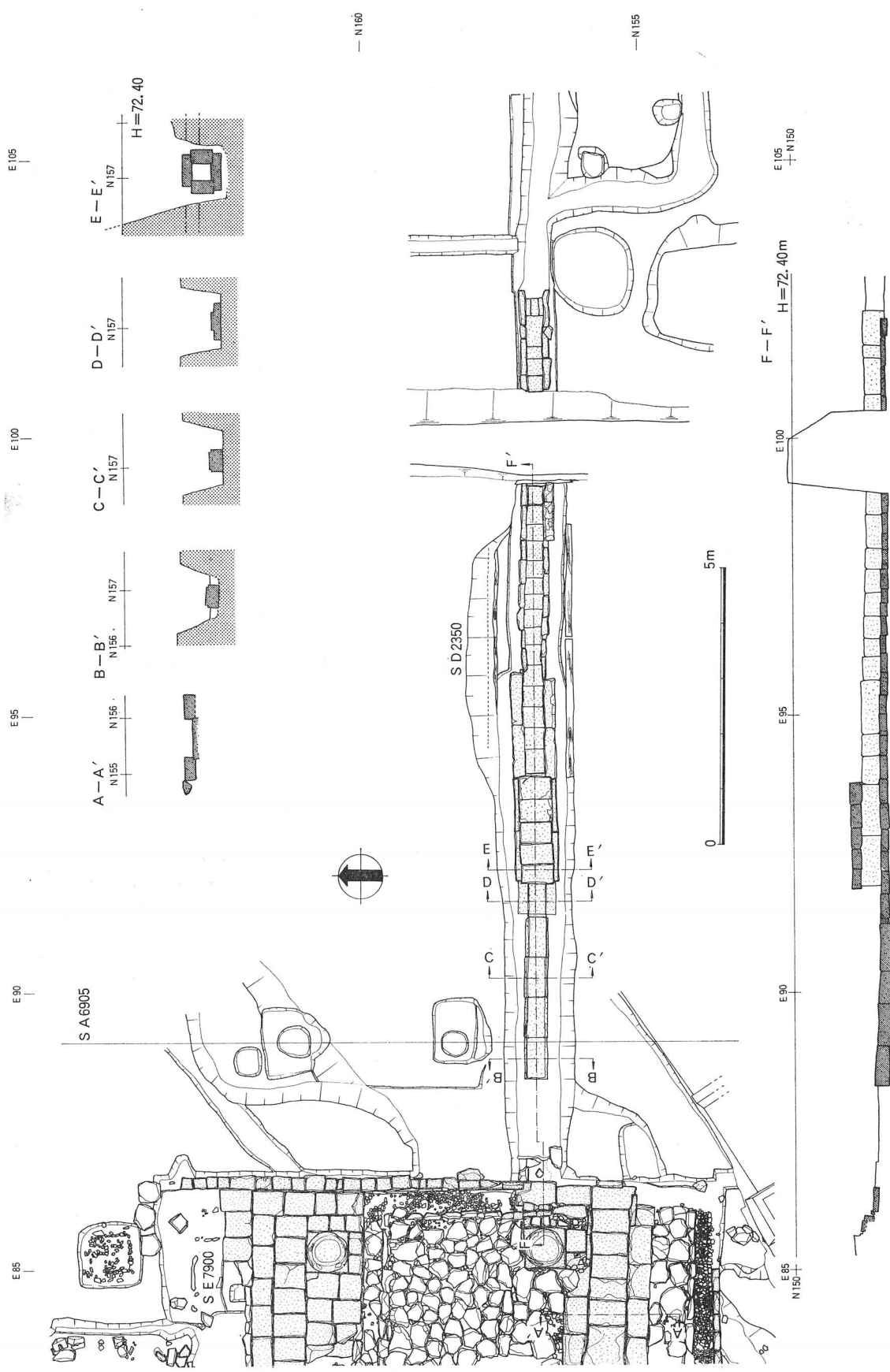


Fig. 20 SE7900, SD2350平面,立面图(1:100)

東面築地回廊 S C 156 に開く南門 S B 7591 および北門 S B 7970 である。潜門形式で親柱を築地塀の中軸線と回廊の東・西側柱を結ぶ軸線との交点に立てる。また、親柱の東西両脇に築地塀寄柱が立ち、築地貝形は親柱と寄柱間に横板を嵌殺す形式と推定される。親柱間13尺で、親柱と寄柱の礎石据付跡を残すが、扉構えは不明。

東面築地回廊の潜門は北門・南門の他に中門がある。報告Ⅲでは中門南側の親柱礎石と推定される凝灰岩の残欠を検出しているが、遺存状態が悪く門とは想定されなかったものである。

北・中・南門の位置関係については、東面築地回廊の西側柱間を48間に割り付けているので、回廊中央柱の南柱間に中門を設け、北門と南門は中門とそれぞれ11間の間隔を置き配されている。南門と築地回廊東南入隅柱までが柱間11間、北門と北東入隅柱まで柱間12間となって、築地回廊の内面をほぼ4等分する位置に割り付けている。

S D 2350 (PLAN 13, PL. 47 Fig. 20)

S E 7900 から、東面築地回廊 S C 156 下層を東へ抜け、東方の南北基幹排水路 S D 2700 に流れこむ素掘りの東西溝。S D 2350 には、S C 156 下層に凝灰岩を用いた石組暗渠、東方官衙東を画する南北築地塀 S A 705 下層に玉石を用いた暗渠がそれぞれ存在する。S C 156 下層の暗渠は、幅約 1.4m、深さ約 1m、延長約 16~17m の掘形に据え付けられている。途中約 1.5m 分が未検出であるが、底石は計32石、側石は北側が16石、南側が同じく16石、蓋石は5石を検出した。底石・側石は1石ごとに規格が異なり一様でない。西から6石目の底・側・蓋石が完存する部分の底石は、縦 42cm、横 66cm、厚さ約 18cm あり、上面の両側がそれぞれ幅 17~18cm にわたって深さ 4cm 欠きこんで側石を受ける仕口としている。側石は縦約 90cm、横 22~25cm、高さ 40cm、上面・底面ともに仕口はない。蓋石は縦 36cm、横 60cm、厚さ 18cm あり、底面の両端を 10~18cm、深さ約 2cm 欠きこんで側石に合わせる。底石・側石・蓋石に囲まれた内法は、幅 30cm、深さ 34cm となる。西端から 9~9.2m 東までは、上記の方法で底・側・蓋石を組み合わせるが、それ以东は組み方が異なる。すなわち、底石に仕口はなく、板状の凝灰岩を敷き、この両側面に側石の側面を直接合わせている。蓋石は遺存しないため不明だが、おそらく仕口はなく、板状の蓋石の底面が側石の上面に直接合わせる構造であったと思われる。ただし底・側・蓋石で囲まれた内法は幅 30cm、深さ 34cm と変化がない。なお、S D 2350 は S C 156 基壇下層だけでなく、S C 156 と東方官衙西面築地塀にはさまれた南北方向の道路路面下にも及んでいる。

S X 4260 (PLAN 4, PL. 30, Fig. 21)

内裏東南隅で東面築地回廊 S C 156 西側溝から、東の S D 4240 に連続する暗渠排水。幅約 60cm、深さ 50~60cm、延長約 20m。S C 156 基壇東方では一部木樋となり、暗渠の最東端は凝灰岩と玉石を用いている。S C 156 下層にあたる部分の底石は、縦 34~50cm、横 60~63cm、厚さ約 10~12cm で、計11枚分を検出。底石の両側には、側石の抜取痕跡が約 40cm の幅で連続する。この抜取痕跡底面には凝灰岩片が散在するほか、1箇所に側石1対が抜き取られずに遺存している。北側の側石は、縦 52cm、横 27~28cm、高さ約 70cm あり、内側に面する上面角を幅 12cm、深さ 9~10cm 欠きこんで蓋を受ける仕口を造る。南側の側石は縦 44cm、横 25cm、高さ 64cm あり、北側の側石と同様に内側の上面角に仕口がある。ただ北側の側石に比べて仕口は摩耗が著しい。蓋石は遺存しない。S X 4260 の北側約 1.5m の位置に遺存する S C 156 築

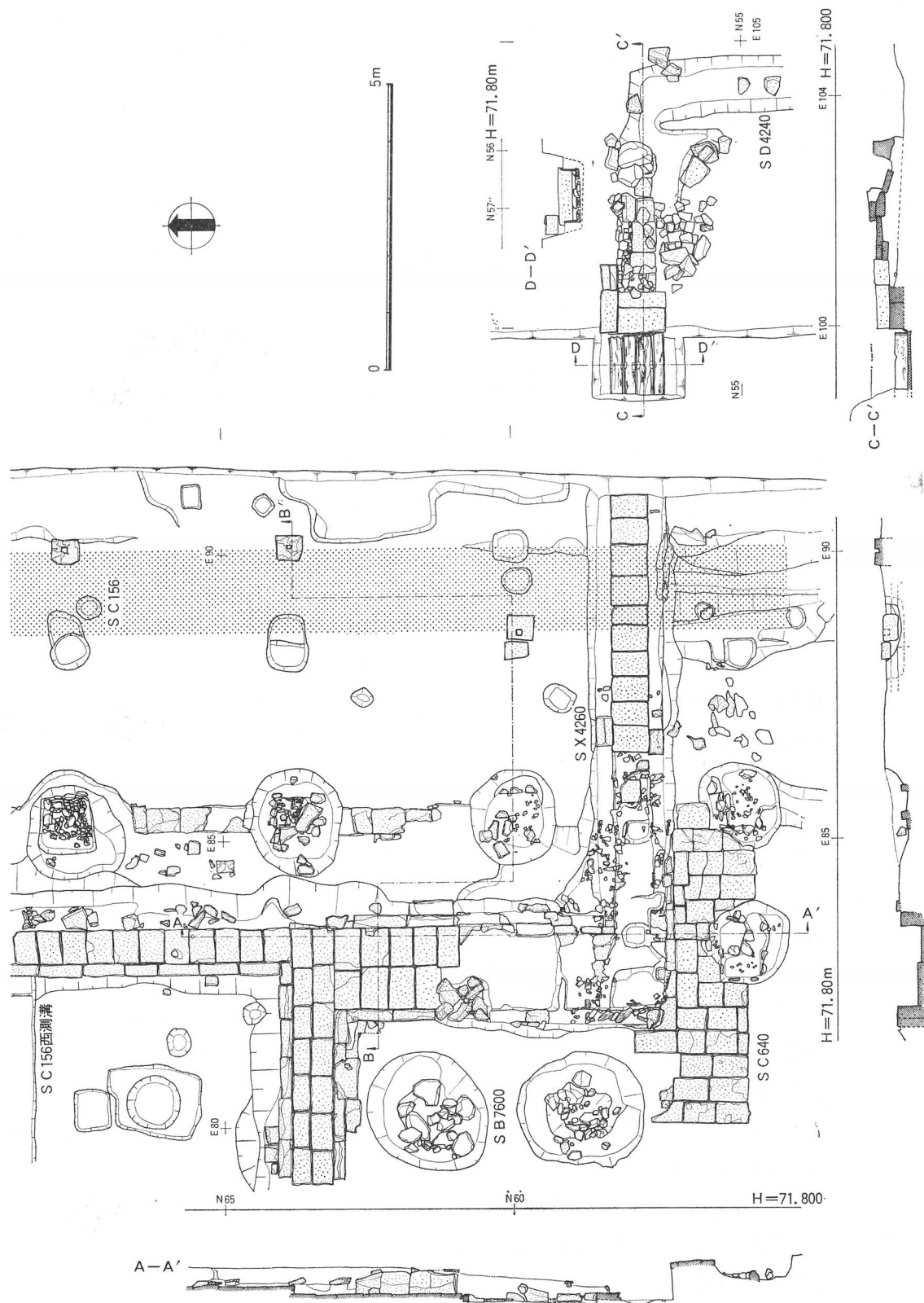


Fig. 21 SC156西侧沟, SX4260平面, 断面图 (1:100)

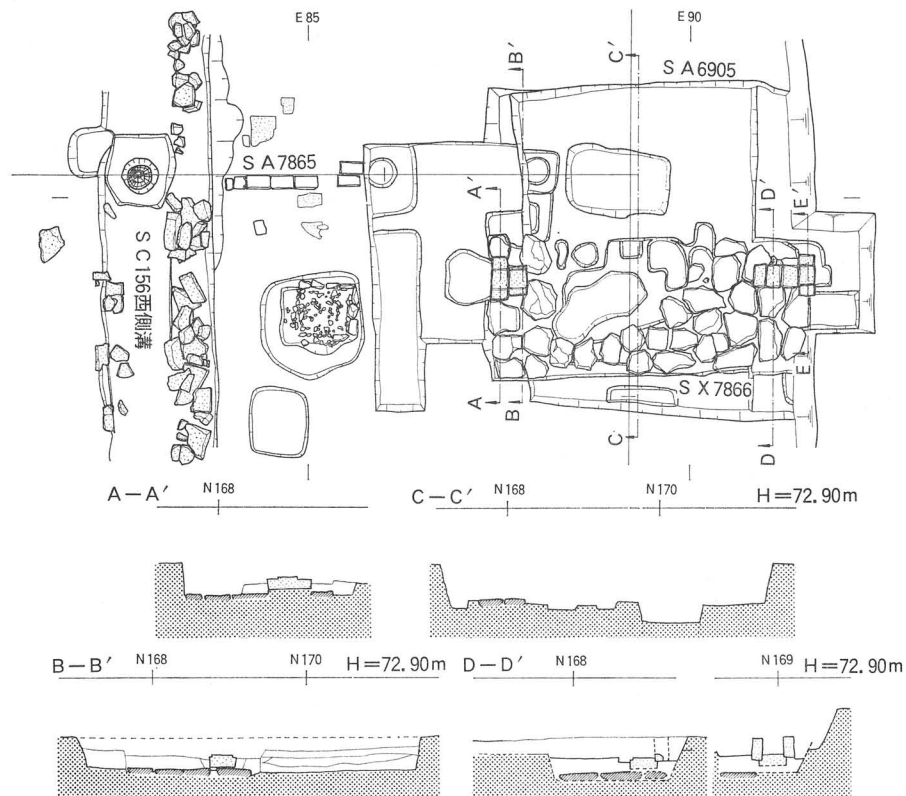


Fig. 22 S X 7866平面, 断面図 (1: 100)

地本体を両側から支える寄柱の小礎石上面の高さと、S X 4260 側石上面との比高は約 20~22 cm あり、これを S X 4260 の蓋石の厚さに比定することができる。すなわち S X 4260 の最大流水断面積は $0.63 \times 0.45 = 0.284\text{m}^2$ となる。これらの凝灰岩暗渠に連続する木樋暗渠は、S C 156 基壇東端の推定位置よりさらに東に存在する。S C 156 と東方官衙の西を画する築地塀にはさまれた南北方向の道路が想定され、木樋暗渠はその路面下に存在する。幅約 90cm、深さ約 20~30cm で、東端の約 1m 分を検出した。底板と側板からなり、蓋は抜き取られて残らない。底板は 4 枚からなり、いずれも幅約 20~25cm、厚さ 5~7cm で、流れの方向に沿って縦に敷き並べている。木樋の東から 45cm の位置に、隣合う底板を互いに連結するための太柄を受ける柄穴が 3 箇所存在する。幅約 15cm で、それぞれの底板の縁から深さ約 5~7cm 欠き込んでいる。太柄は遺存しないが、縦約 15cm、幅 12~17cm、厚さ 5~7cm に復原できる。側板は北側と南側に各 1 枚ずつ遺存し、厚さ 3~4cm、高さ 20~25cm ある。東端から西へ約 45cm の位置には、側板の上面が深さ約 3cm 凹んでおり、底板と同様 2 段目の側板を受ける仕口となる。この木樋の東端からさらに東の築地塀が想定される箇所は、凝灰岩切石と玉石を用いた暗渠となる。木樋と凝灰岩切石との接続部の上面は 32~33cm の比高があり、凝灰岩底石上面の方が高い。比高が 32~33cm あるのに対し凝灰岩底石基部にかけて、幅約 8cm、長さ 50cm、厚さ 2cm の板材を斜めにあてて段差を解消している。この部分は、西方からの流水が一時滞流する泥溜まりの機能を果していたものと考えられる。

S X 7866 (PLAN 13・17, PL. 52, Fig. 22)

東面築地回廊 S C 156 西側溝から S C 156 基壇下層を横切り、回廊外へ流れ出る玉石と凝灰岩を用いた暗渠排水。まず径 20~30cm 大の玉石を幅約 1.9m、延長 4m にわたって敷きつめ、

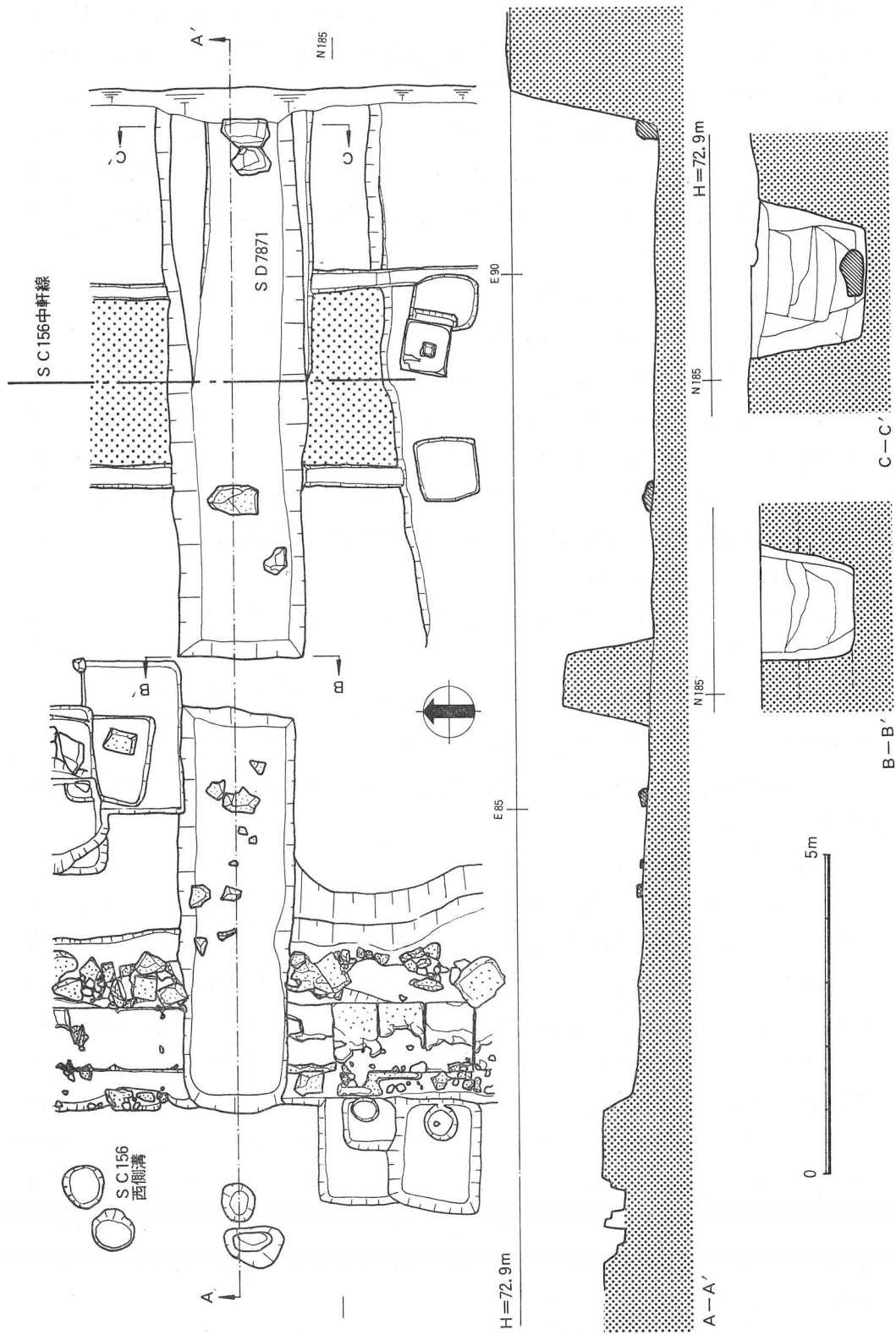


Fig. 23 SD7871平面, 断面図 (1:60)

さらに厚さ 5cm の褐色粘質土で覆う。そして、この上に凝灰岩の底石と側石を用いて暗渠を敷設している。S C 156 基壇は S X 7866 の石材を設定した後に築成されている。遺存していた凝灰岩は底石 6 石、側石 3 石ある。底石は縦 17~25cm、横 33~56cm、高さ約 15cm で凸形の断面形を呈する。凸形造り出しは幅約 25~30cm、高さ 3cm で、上面には流水によるえぐれや摩滅の痕跡はない。したがって、S X 7866 の存続期間は短期であったものと思われる。側石は東端の底石の造り出し両脇に、部分的に 3 箇所遺存する。東端の 2 石は遺存良好で、縦 21cm、横 13~15cm、高さ 27cm ある。

S D 7871 (PLAN 17, PL. 41, Fig. 23)

東面築地回廊 S C 156 の西側溝から S C 156 基壇下層を横切り、築地回廊郭外へ流れ出る東西方向の暗渠。暗渠に用いた石材や木材等は抜き取られて残らないが、溝の埋土中に玉石および凝灰岩の破片を含むので、凝灰岩や玉石を用いた暗渠であったものと思われる。検出した範囲の東西溝底の東端と西端は約 30cm の比高がある。S D 7871 は東へ流れ、回廊郭外で東西方向の素掘溝 S D 2627 に連続する。S D 2627 は幅約 40~45cm、深さ 10~15cm で、第 21 次南調査区において延長約 33m を検出しているが、途中で削平されて残らない。

S X 8056 (PLAN 20, PL. 62, Fig. 24)

S D 7870 東流部と内裏東面築地回廊 S C 156 西側溝との交差点付近で、S D 7870 の底部に遺存する木樋暗渠。底板の一部が延長約 5m にわたって抜き取られずに残存している。遺存状況は極めて悪く腐朽の度合は著しい。東から約 1m 分は、S C 156 西側溝の下層にもぐりこむ。この部分の S C 156 西側溝は凝灰岩の底石が長さ 30cm にわたって欠如しており、築地回廊側溝の流水は下層の木樋 S X 8056 へ流れ落ち、築地回廊を東西に横切る石組暗渠 S X 8057 へ排水される。

S X 8057 (PLAN 20, PL. 62, Fig. 24)

内裏東面築地回廊 S C 156 を東西に横切る石組暗渠。築地回廊西側溝と木樋暗渠 S X 8056 の流水を集め、内裏東外郭の基幹排水路 S D 2000・2700 へと排水する。幅 0.7~0.9m、深さ約 1.0m の据付掘形底部に、径約 20~30cm の玉石と小礫を敷きつめて根固めを行った後、この直上に凝灰岩製の底石と側石を据え付けている。底石と側石は西から 1.4m と 5m の位置にそれぞれごく一部が残存するのみで、大半は抜き取られて残らない。西側に遺存する底石は、2 石とも長辺 80cm、短辺 40cm、高さ 20cm の同規格である。上面に幅 25cm、高さ 2~3cm の造り出しがあり、この凸部の両脇が側石を支える仕口となる。凸部の上面は流水によって弧状に摩滅している。側石は造り出しに沿って一部残存し、最も遺存良好な箇所では高さは約 40cm ある。復原すると、高さ約 40cm、厚さ約 20cm となる。東側の底石は L 字形を呈するが、中央の凸部が遺存する部分の上面には、西の 2 石と同様に流水による弧状のえぐれ溝がある。

S C 640 (PLAN 4・5・7, PL. 6~8・32)

南面築地回廊

Ⅲ~Ⅵ期の内裏外郭南面築地回廊。桁行 51 間、梁行 2 間の礎石建物。中門 S B 3700 (内裏閤門) の西 2 間分と東半 25 間分のほぼ全域を検出。東半の中央には東門 S B 7590 を開き、その東には内裏東閤 S B 7600 が回廊を前面に取り込む形で共存する。柱間寸法は中門 15.2 尺、中門の西 2 間、中門の東 12 間および S D 7600 の南面中 5 間がそれぞれ 13.3 尺、S B 7600 の南面両端間が各 9 尺、S B 7600 の東西各 2 間を均等に 8.8 尺に割り付けて、内裏中軸線から東面築地回廊の中

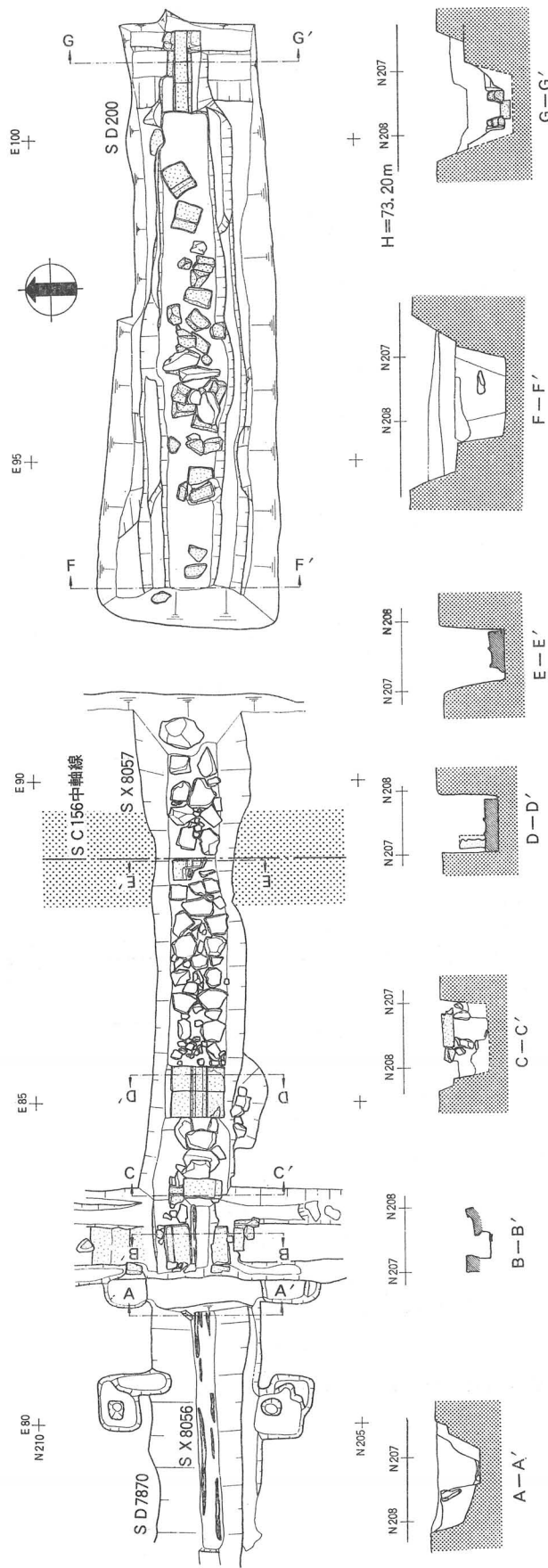


Fig. 24 S X 8056, 8057平面, 断面図 (1:100)

軸までを 300 尺としている。

S B 7600の西半 3 間分が未発掘であるが、中門から東12間分の北側柱は新しい用水路で破壊され回廊北側溝のみが残る。南側柱は全 28間のうち11間分15個の礎石据付跡を検出し、南側柱筋から南の回廊基壇は削平されて約 1.0m の比高差の段状を呈し、東端部では、東面築地回廊 S C 156 との築地塀交点まで喰込んで削平を受けている。築地塀本体の遺存度は東面・北面回廊に比べて最も良く、幅 6 尺、高さ 3~6cm の築地基底部分が带状に残り、側柱と対応する位置に凝灰岩切石製の築地寄柱礎石が南北 1 対で15箇所に遺存する。礎石は東西約 40cm、南北約 45cm、中央に方 7~10cm、深さ 5~8cm の柄穴がある。礎石上面はほぼ基壇面に揃え築地側面より外に 5~10cm 出して築地内に据え付け、寄柱外面と築地積土側面を同一面に揃えた状況を示している。なお、S B 7600内部の築地寄柱礎石は身舎柱筋に合わせて北面にのみ据付け、南面では身舎南側柱礎石が築地に一部喰込んだ状況から、寄柱を省略して側柱に寄柱の機能を付与させたものと思われる。また、S B 7600の東側柱筋では築地北面の寄柱を省略して、東面回廊築地塀との入隅の寄柱(削平されて礎石を残さない)との中間に設けている。

築地寄柱

築地回廊基壇は東端入隅部を除いて南北両側面とも遺存状況が悪いが、北側溝により基壇側面の側

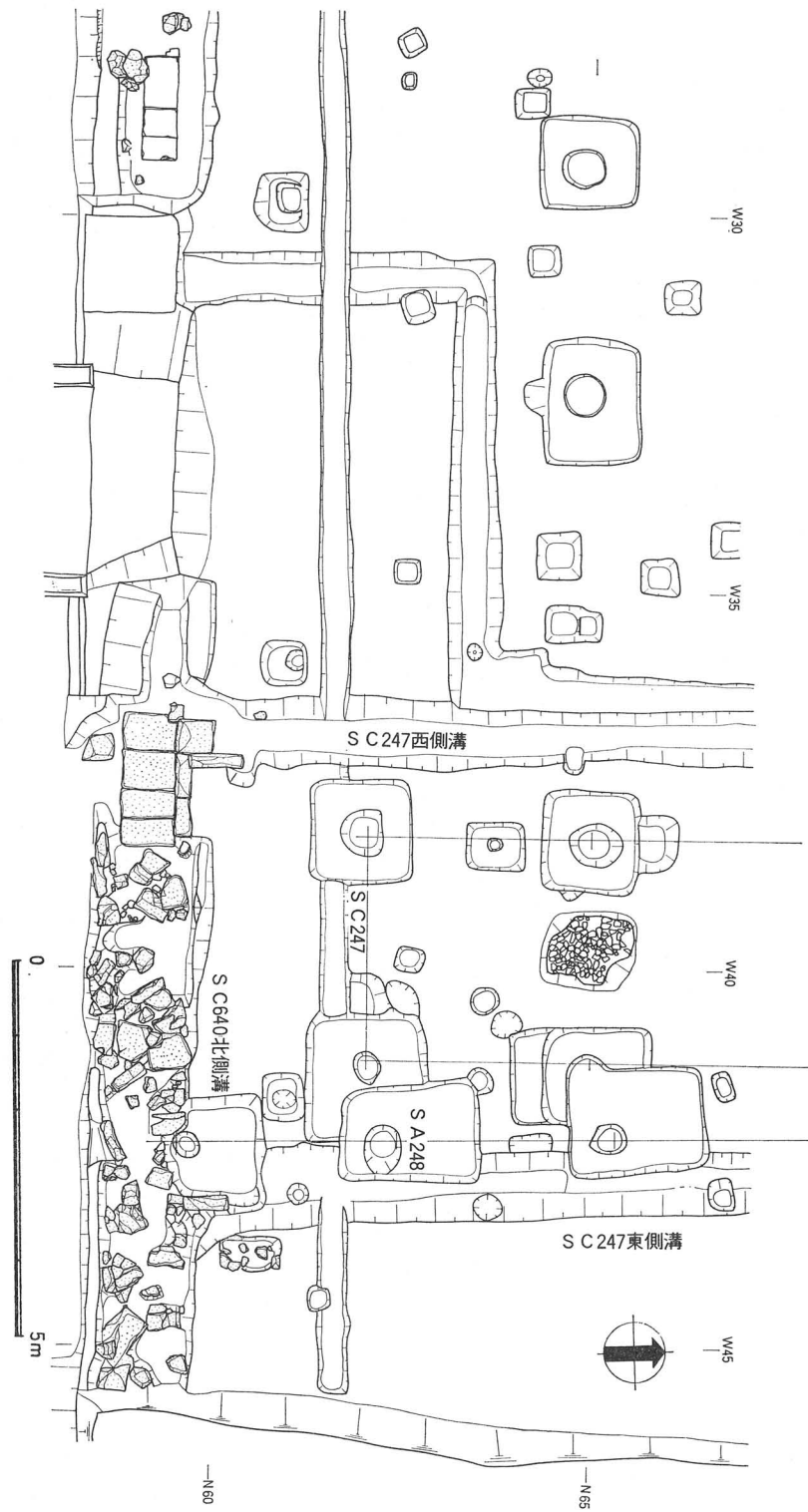


Fig. 25 S C 640北側溝・S C 247西側溝 100分の1 (1:100)

柱からの出は南・北面とも6尺と推定される。基壇上面の築地塀寄りには旧地表面の叩き土間が良く残り、東面入隅部の回廊内やS B7600内の築地塀寄りの土間面には数箇所焼け面が認められる。

S B3700・7590 (PLAN 4・5・7, PL. 6・8・24・35)

内裏外郭南面築地回廊S C640に開く中門S B3700と東門S B7590である。S B3700は門芯を内裏南北中軸に置き、S C640の築地塀の芯に揃えて15.2尺の柱間をもつ潜門形式の門であり、親柱礎石据付跡を検出した。礎石跡の北に接して築地寄柱礎石抜取跡があり、南の寄柱礎石は削平されて痕跡を残さない。

S B7590も中門の東12間目に開く潜門で、親柱礎石据付跡とその南北に寄柱礎石据付跡を検出した。東親柱は寄柱とも回廊側柱筋に揃えるが、西側では親柱・寄柱とも回廊側柱よりも東に寄せて、親柱間を12尺としている。但し、西寄柱礎石の抜取痕跡は北側では北西に、南側では南西に拡がっており、抜取穴の西端部の南北引通し線上から東の基壇面は一段低くなっており、東親柱と回廊南側柱との中間の凝灰岩切石(一辺50cm)東辺の南北延長線まで続き、その東西幅は15尺を測る。この幅は東門の南・北回廊側柱礎石の外法間寸法と一致し、側柱礎石に揃えて、凝灰岩切石を東門の柱間通りに敷きつめたものと考えられる。なお、東門の南北に築地塀の幅よりやや広く凝灰岩の見切石列がある。その南北幅は8尺で、内部に凝灰岩片が散乱し南北の石敷舗道よりも一段高い石敷としていたものと思われる。

このような東門の石敷舗道からみて、中門S B3700にも当然にその存在が想定され、中門の南回廊基壇の東西3間にわたる攪乱と、中門北回廊の基壇面の東西3間分にわたる凝灰岩屑の散乱状況は、中門を含め東西各1間を合わせた3間分の基壇上面に石敷舗道を設けていたことを示すものであろう。

東門の位置は内裏南北中軸線の東約160尺にあり、同中軸線から東面築地回廊S C156の東側柱までの距離 $313 \text{尺} \div 2 = 156.5 \text{尺}$ であるから南面築地回廊東半部のほぼ中央にある。

S C640 北側溝 (PLAN 4・5 PL. 4, Fig. 25)

南面築地回廊基壇の北に沿う東西溝。溝の南側石は基壇の羽目石と共有する。底石は東端に近いS B7600北側の延長約28m分と、S C247西側溝との合流点付近、およびその西方約8mの位置に部分的に遺存している。とりわけS B7600北側の遺存状況が良好である。底石は縦約30~45cm、横約70~76cm、厚さ約10cmの板状凝灰岩を一列に敷き並べるが、S B7600東半部に対応する部分では、2列敷いている箇所もある。側石は同様にS B7600北側に40石の北側石と、S C247西側雨落溝との合流点に2石の北側石が遺存するほか、S B7600西側とS C247西側溝合流点の西方約8~19mの区画には、側石の抜取痕跡が遺存している。縦約40~100cm、横約15~20cm、高さ約45~50cmの凝灰岩を一列に立て並べている。S C640北側溝は東端でS C156西側溝と合流し、暗渠S X4260を経て内裏築地回廊郭外のS D4640へ排水されている。なお、南側溝の有無は後世の攪乱を受けて明らかでない。

S C640北側溝の遺物は6313A・6311B(Ⅱ₋₁期)、6296A、6225A・L、6663C(Ⅲ₋₁期)、6133A・6732A(Ⅳ₋₁期)、6282Ib(Ⅳ期)が出土。

S D4810 (PLAN 20・21, PL. 17, Fig. 26)

S D4742から連続し、S B064の南端に接して東流し、東南方向へ斜行してS D7870に合流

する溝。埋土は大きく上下2層に分かれ、上層は幅約1m、深さ約70cmのすりばち状、下層は幅80cm、深さ80cmのほぼ正方形の断面形を呈する。下層の埋土は玉石や凝灰岩片を含む。S D7870と同様に、下層は凝灰岩や玉石および木樋による暗渠、上層は素掘溝であったと考えられる。なお、S D4810とS D4742の結合部分の底面は約50cmの段差があり、S D4810の方が低くなっている。これは、S D4742が開渠で、S D4810から暗渠が開始することを示すのであろう。

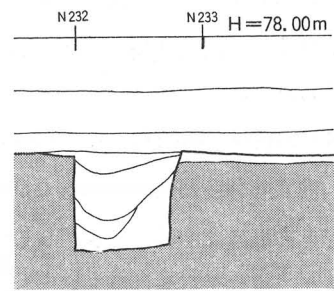


Fig. 26 S D4810断面図 (1:60)

S D4749 (PLAN 19・22, PL. 18)

S B4715内部に存在する浅い土壙S X4714からS D4742に連続する南北溝。幅0.9~1.0m、深さ7~35cm、延長10.5m。底面には、部分的に玉石が残存するため、当初は玉石組であったものとみられる。

S D4742 (PLAN 21・22, PL. 15)

S D4749からS D4810へと連続する斜行溝。幅約1~1.7m、深さ約40~50cm。断面は台形状を呈し、埋土の一部に凝灰岩片を含むなど、暗渠であった可能性もある。しかし、S D4810との連続部分には、約50cmの高低差があって、S D4810底面の方が低くなっている。この高低差はS D4810の暗渠を抜き取った際に生じたものと考えられる。したがってS D4742からS D4810へ移行する接点を暗渠の開始点とし、S D4742は開渠であったと考える方が妥当である。

S D8035 (PLAN 20・21, PL. 55)

S D7870の北流部で、S D4753合流点の北約7mの位置から、S D4810へと連続する湾曲した溝。幅0.5~0.9m、深さ約25~55cmある。S D7870のバイパス溝で、素掘りの開渠である。地形造成面が北から南へ下る勾配を持つのに対し、北に存在する暗渠S D4810に排水するため北に向って急激に深くなっている。

S D7872, S X8061 (PLAN 13・14・17・20, PL. 44・57・65, Fig. 27)

S B7875の西を北上し、S B7874の西北を經由してS D7870東流部へ流れこむ斜行溝。幅約1~1.4m、深さ40~60cm、延長75m。南半部はS D7863と重複しており、S D7872の方が新しい。S D7870に合流する地点の南約10mには、溝底に木樋(S X8061)の底板部分が遺存する。またS B7875の西側部分の溝の埋土には玉石や凝灰岩の破片が多量に含まれている。したがって、

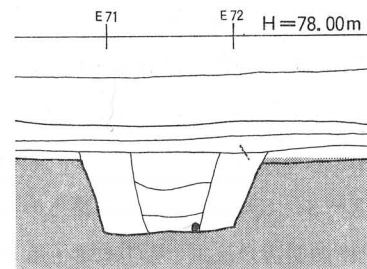


Fig. 27 S D7872断面図 (1:60)

S D7872は木樋と凝灰岩、玉石を併用する暗渠であった可能性が高い。S D7872の上流部は、第78次南調査区では検出しているものの、第9次調査区では検出していない。したがってS D7872は9次と78次南の各調査区にはさまれた未発掘部分で終わっている可能性があり、また、西へ折れ曲ってS D7870北流部に連続していた可能性もある。

S D7925 (PLAN 13・17, Fig. 28)

S E7900の北約10mの位置で内裏東面築地回廊S C156の西側溝に流れこむ東西溝。幅約

40~50cm, 延長約 4.2m。S C 156 の西側溝との合流点には凝灰岩製側石 1 対と底石 1 枚が遺存する。側石は縦約 40~48cm, 横 20~24cm, 高さ 20~25cm。底石は縦 40cm, 横 45cm で, 流水によって摩滅し両側石の裾部のレベルに比べ中央が約 4cm 弧状にくぼんでいる。S D 7925 の西への延長線と S B 7874 北側柱通の心々距離は, 約 1.8 m

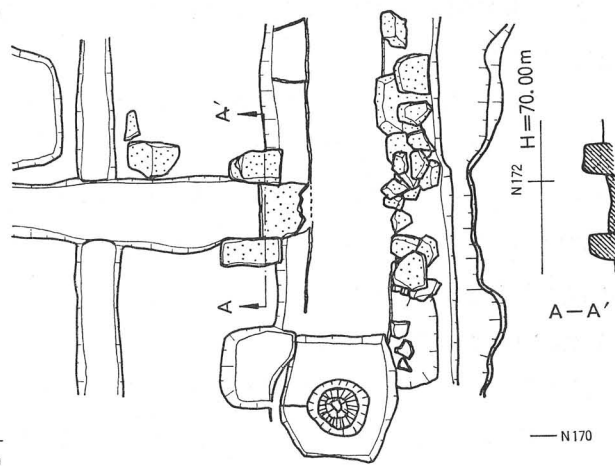


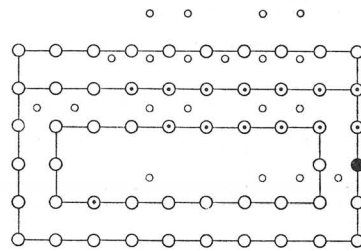
Fig. 28 S D 7925 平面, 断面図 (1:60)

(6 尺) で, S D 7925 が S B 7874 の北側雨落溝を兼ねる。

D IV 期の遺構

S B 450B (PLAN 13)

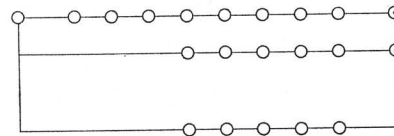
IV 期内裏正殿。桁行 9 間, 梁行 5 間, 4 面庇・北孫庇付き東西棟建物。柱間寸法は北孫庇の出 12 尺のほか 10 尺等間。II・III 期の内裏正殿 S B 450 A と同じ柱位置に建替える。柱根を東側面の 1 箇所に検出したほかは柱抜取痕跡が多く, 柱抜取穴埋土内の上部に人頭大の石 1 個を入れたものがとくに身舎北側と北面庇に多い。



雨落溝が北側と南側に残存する。北雨落溝は S B 450 A の北雨落溝の北に溝心々 2 尺の間隔で並行し, 南雨落溝は S B 450 A の雨落溝を引続いて利用したものと思われる。側柱と雨落溝心間の間隔は南面 8 尺, 北面 6 尺である。出土遺物は柱抜取穴から土器 (IV・V 期) が出土。

S B 4645 (PLAN 14)

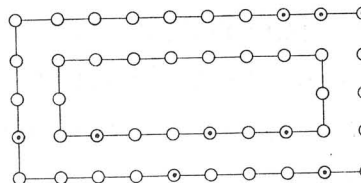
IV 期御在所正殿。桁行 9 間, 梁行 3 間, 北庇付き東西棟建物。柱間寸法は桁行中の 7 間 10 尺, 桁行端間 15 尺, 梁行 10 尺。造営尺は 1 尺 = 0.2980m。北庇および身舎の東半 5 間分を検出した。御在所の東・



西脇殿間において内裏中軸線上に位置し, さらに V・VI 期内裏の御在所前殿 S B 4610・4650 と重複してそれらより古いことから, この建物を IV 期の御在所正殿とした。発掘遺溝は北庇のみであるが, 南庇も身舎の南側柱から南 10 尺の位置の未発掘地に想定され, 南北 2 面庇付き建物と推定される。

S B 4704 (PLAN 14・15・18, PL 11・14)

IV 期御在所後殿。桁行 9 間, 梁行 4 間, 4 面庇付き東西棟建物。柱間寸法は身舎 10 尺等間, 庇の出 11 尺, 造営尺は 0.2975m。柱掘形は身舎・庇ともに一辺約 1.4m で変らないが, 掘形の深さは身舎 1.2~1.4m, 庇 0.7~0.9

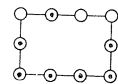


m で庇の方が浅い。Ⅱ期から存続する東西溝 S D 4730 を北雨落溝とし、この溝に連なる東・西雨落溝がある。

Ⅱ・Ⅲ期御在所正殿 S B 4703 と重複して新しく、S B 4703 と同規模・同形式であり、御在所正殿としての格式をもつ遺構であるが、S B 4704 を内裏中軸線より東にずらせていることから、Ⅳ期御在所正殿は両脇殿間の S B 4645 を充て、S B 4704 を御在所後殿とした。出土遺物は柱掘形埋土から軒平瓦 6685A 型式 (Ⅱ₋₁期) と土器 (Ⅲ~Ⅳ期) 柱抜取穴から軒平瓦 6732A 型式 (Ⅳ₋₁期) と土器 (Ⅳ期) が出土。

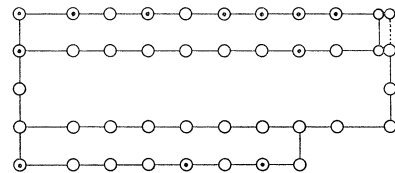
S B 4767 (PLAN 18, PL. 46)

桁行 3 間、梁行 2 間、東西棟建物。柱間寸法は桁行・梁行とも 8 尺等間。柱掘形は一辺約 1.0 m、深さ 1.1 m。S D 4753 (Ⅱ・Ⅲ期) より新しく、Ⅳ期以後であるが、Ⅱ~Ⅳ期御在所一郭の東北隅に位置して、S B 4767 の東側面から御在所東垣 S A 7876 まで、および北側面から北垣 S A 4692 までを等しく 15 尺とする配置計画から、Ⅳ期の建設とした。遺物は柱穴から軒平瓦 6685A 型式が出土。



S B 4800 (PLAN 22, PL. 16)

Ⅳ期北殿舎地区の西殿。桁行 9 間、梁行 4 間、南北 2 面庇付き東西棟建物。柱間寸法は桁行両端間を 15 尺とするほかは 10 尺等間、造営尺は 0.2963m。



身舎の柱掘形は一辺約 1.1m、庇は 0.8m。柱は全て抜き取られる。

南庇は東端 2 間分を欠くが、これはⅡ期から存続する S A 4781・4782 と近接して建てたことに帰因する。S B 4800 の南庇柱を S A 4781 の柱筋の西延長線上に設け、南庇の東端柱と S A 4781 との間隔を 11 尺として、この間を閉塞したものと考えられる。また、北庇の東端間は 11 尺として狭い入隅空間をつくっているのは、Ⅲ期北殿舎東殿 S B 064 の西妻螭羽軒との接触を避けるためにとられた措置と考えられる。したがって、S B 4800 はⅢ期に増築された建物でⅣ期まで存続し、S B 064 が廃絶したのちに、S B 4800 の北庇の東端間は身舎東端間と間口を揃えたもので、北庇東端柱の柱掘形が直径 0.5m の小型円形平面であるのは、以上のような造営経過を示すものであろう。

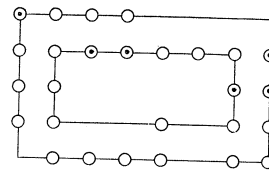
建物の北と西に雨落溝 S D 4755・4754 がある。S D 4755 は S B 4800 の北に存在する東西素掘溝。幅 60~90cm、深さ 5~10cm、延長 28m。西では S D 4756・4754 と連結する。S B 4800 北庇側柱通との心々距離は 1.2m (4 尺) である。流水方向は不明だが、おそらく東流し S D 4741・4810 に合流していたのであろう。S D 4740 と重複するが、S D 4755 の方が新しい。S D 4754 は S B 4800 の西の南北素掘溝。幅約 50cm、深さ 5~15cm、延長約 12m。S B 4800 の西妻柱筋との心々間距離は 1.8m (6 尺) である。S D 4756 は S D 4754・4755 に連結する東西方向の素掘溝。幅 30~60cm、深さ約 3~5cm、延長 6m。

S D 4754 の内側に凝灰岩切石が 2 個残存して、S B 4800 の基壇化粧石の可能性もある。西側柱心から凝灰岩外面までは約 5.5 尺、残存凝灰岩の高さ 8 cm であるから、この切石を羽目石として葛石をもつ低い基壇あるいは、切石を仕切石とするさらに低い基壇の 2 通りの形式が考えられる。

出土遺物は柱掘形埋土から軒丸瓦 6313A (Ⅱ₋₁期)・6308B (Ⅱ₋₂期) 型式, 軒平瓦 6664F (Ⅱ₋₁期)・6721 (Ⅲ期) 型式, および土器 (Ⅲ~Ⅳ期) 柱取穴から軒平瓦 6282Ga・Fa・Fb (Ⅳ期) 型式が出土。

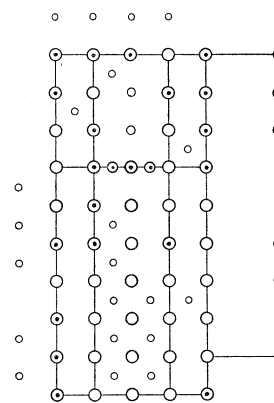
S B 4824 (PLAN 21)

Ⅳ期北殿舎地区の東殿。桁行 7 間, 梁行 4 間, 柱間寸法は 9.5 尺等間の 4 面庇付き東西棟建物。造営尺は 0.2972m。重複関係は以下の通り。S B 4780・4783 (Ⅱ・Ⅲ期) より新しく, Ⅴ期御在所北殿 S B 4770 より古い。S B 4824 の棟通りをⅡ期内裏から存続する S A 4781 と揃え西側面中央柱に S A 4781 を延長して取り付ける。北方にはⅢ期から存続する東西溝 S D 4810 が東流し, この溝に S B 4824 の東雨落溝 (幅 50cm, 深 10~20cm) が連結する。側柱から雨落溝心までは 5 尺である。



S B 7873 (PLAN 17・18・20, PL. 43・55)

Ⅳ期東北殿舎地区に位置する桁行 9 間, 梁行 5 間, 東・西庇, 東孫庇付き南北棟建物。身舎と東・西庇の柱間寸法は 10 尺等間, 東孫庇の出 18 尺。柱掘形は身舎一辺長 1.40m, 深さ 1.50 m。庇掘形一辺長 1.10m, 深さ 0.95m, 孫庇掘形一辺長 0.5m。身舎の北 3 間と南 6 間を分ける間仕切がある。間仕切には中央に 10 尺の開口部を設ける。南室の棟通りには側柱の柱筋に揃えて, 径 1 尺の束柱を立てるのに対して, 北室は細い床束とすることから, 南室と北室では床の高さが異なり, 南室は側柱と同径の柱を用いているので, いわゆる高床建築と推定される。東孫庇は北端 2 間分と北から 6 間目の 1 間分のみ検出し, 南端は斜行溝 S D 7872 と重複するので南端の 2 間を欠く桁行 7 間の庇であろう。



西側面の北 3 間に対応して西方 10 尺の位置に 3 間分の柱掘形が 10 尺等間で南北 1 列に並び, また, 南側面の中央と東隅柱に対応して南方 10 尺の位置にも各 1 個の柱掘形がある。西側面の掘形列は S B 4738・4780 との間を繋ぐ形で, また南側では S B 7874 の北側面の西端 2 間と結ぶ形に設けているが, いずれの柱掘形にも柱を据え付けた痕跡はなく, 掘形のみで計画は工事途中に変更されたものと思われる。

工事用足場を建物内部と西側に検出しているが, 調査中にはこの建物にともなう足場穴としてとらえていなかったために未検出の柱穴が多い。北側面の外側 10 尺北方に建物と柱筋を揃えて小柱穴が並ぶが, 足場穴と同形でこれも足場と考えられる。

出土遺物は柱掘形から軒丸瓦 6225・6282 形式, 軒平瓦 6721Ga 形式, 柱抜取穴から軒丸瓦 6225A・6282Da 型式と土器 (Ⅱ~Ⅳ期) が出土。また, 当建物周辺には丸平瓦の出土量も多く, 瓦葺建物と推定される。

S A 7889 (PLAN 14・18, PL. 45)

Ⅱ期から存続する御在所東脇殿 S B 260B の東北隅柱に取りついて北にのびる南北塀。南北 7 間で柱間寸法は南から北に 11・11・13・8・8・8・8・8 尺。柱抜取穴から軒平瓦 6685B 型式 (Ⅱ₋₁期) が出土して, Ⅱ期まで遡る可能性はあるが, 配置計画上から S A 4762 と同様の機能

をもったものとしてⅣ期の増設とした。

S A4762 (PLAN, 19・22)

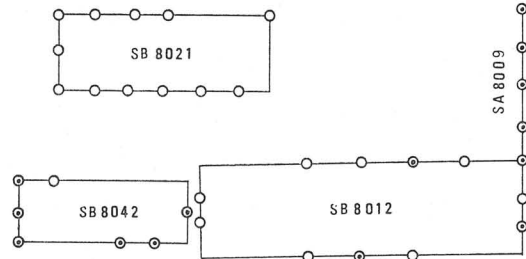
Ⅲ期御在所西脇殿の西北殿 S B4725 の東北隅柱に取りつくⅣ期に増設された南北塀。柱間12間で10尺等間。柱掘形埋土から軒平瓦 6721 型式(Ⅲ期)が出土。

S B8012

東北殿舎地区にある桁行6間、梁行3間、東西棟建物。柱間寸法は桁行西5間14尺等間、東端間16尺、梁行8尺等間。

柱掘形は一边約0.6m。S B8004より新しく、S B7881(Ⅵ期)より古い。また、S B8042とS B8012は棟通りを揃えて

東西に近接して並列することから、この建物もS B8042と同様にⅣ期またはⅤ期内裏の造営にかかわる遺構と考えられる。



S B8021 (PLAN 20・21)

東北殿舎地にある桁行6間、梁行2間の東西棟建物。柱間寸法は桁行南面で10・9・9・10・10・9尺、梁行は10尺等間。Ⅲ期のS A8043より新しく、Ⅴ期のS A8044より古い。柱掘形は径0.4mの小型円形平面で足場柱穴と同類であるから、S B8042と同様にⅣ期またはⅤ期内裏の造営工事にかかわる建物であろう。

S A8009 (PLAN 20)

4間以上の南北塀。柱間寸法は10尺等間。柱掘形は一边約0.7m。S B8012の東北隅柱に取付いて北にのびる。柱抜取穴から軒丸瓦 6313Bc・6311B(瓦Ⅱ₁期)型式が出土。

S B8042 (PLAN 21)

桁行5間、梁行2間の東西棟掘立柱建物。半数の柱穴を検出。柱間寸法は桁行9尺等間。梁行8尺等間。Ⅱ・Ⅲ期北殿舎並殿、S B4780・4783より新しく、Ⅴ期の御在所東垣S A8033より古い。Ⅳ期のS B7873とは切合い関係はないが重複するため、S B8042はⅣ期またはⅤ期内裏の造営工事にかかわる建物と考えられる。

S D4748 (PLAN 19・22, PL. 17)

S D4734・4738からS D4747まで連続する南北溝。幅50~70cm、深さ約10~20cm、延長8m。S B4715の東端が1間拡張されて4×2間となるのに伴い、S D4749を廃絶してS D4748に付け替わる。底面は南端より北端の方が約5cm低く、水はS B4715を起点として北流している。

S D4747 (PLAN 19・22, PL. 17, Fig. 92)

S D4748から、S D4741へ結ぶ東西方向の素掘溝。幅約70~80cm、深さ30~50cm、延長約13~14m。堆積土は北側の東西塀S A4692の掘形埋土を切っているが、柱抜取痕跡とは重複せず、両者は同時に並存したとみた。S D4747は、S A4692の南側雨落溝を兼ねる。

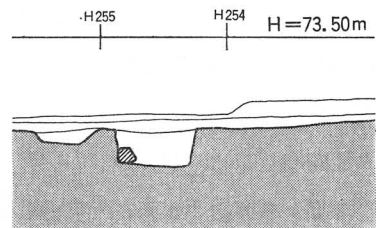


Fig. 92 S D4747断面図(1:60)

S D4741A・B (PLAN 19・21・22, PL. 19・20)

S D4747 と S D4810 を結ぶ斜行素掘溝。幅約 1m, 深さ 50~80cm, 延長約 25m。S D4741 A は S A4781・4782 の柱間をぬうように斜行し, S B4800 東妻から東へ約 1.2m の位置で, S B4800 の東妻柱筋に平行して一旦北上し, S D4810 に直角に合流する。このような変則的な流水経路は S B4800・4824 の造営に規制されたものと理解される。それ故に後に S B4800 東で北上せず, 斜行したまま S D4810 に合流する S D4741B に改められることになる。S D4741 A・B に伴う時期の S D4810 は暗渠から開渠に改修されている。

S D4743 (PLAN 19・22, PL. 13)

S D4741A と S D4730 を結ぶ南北方向の素掘溝。幅 70~90cm, 深さ約 5~30cm, 延長 21m。南端部は消滅し, 底面は南で高く北に向うにしたがって低くなる。S D4741B より古く S D4741A と併存する。

S D4731 (PLAN 15・19, PL. 12)

S B4704 の西に存在する南北溝。幅約 70~90cm, 深さは 5~10cm と浅い。延長 8m 分を検出したが, 南端は削平のため残らない。S B4704 西妻柱筋との心々間距離は 1.5~1.8 (約 5 尺~6 尺)あり, S B4704 の西側雨落溝として適切な位置にある。溝底には径約 30~40cm の玉石や玉石の抜取痕跡と思われる小ピットが部分的に存在するため, 当初は玉石敷の溝であった可能性がある。

S D7869A・B (PLAN 13・14, PL. 46)

井戸 S E7900 の西方に存在する東西溝。上下 2 層に分かれ, 上層は玉石組, 下層は素掘りである。幅約 80cm, 深さ約 10cm, 延長 29m 以上。途中で S D7863・7872 と重複するが, S D7869A・B の方が新しい。溝底はごくわずかに西下りの勾配で S D7870 北流部に合流する。S D7869 は, S B7875 の北約 1.8m に位置し, S B7875 の北側雨落溝として機能している。S D7869 が素掘りの溝から玉石組の溝に改められるのに伴って, S D7869 の北側に幅約 4.5m の道路 S F7890 が敷設され, 表面は礫で化粧される。この道路 S F7890 の北端は玉石の縁石が並べられ一段高くなっているが, S F7890 の中央に南北溝が横断し, 北側の雨水や S X7867 からの流水を S D7869B に排水するように設けられている。すなわち S D7869B は S B7875 の北側雨落溝であると同時に道路 S F7890 の南側溝としても機能している。

S D4745 (PLAN 19, PL. 17)

S B4715 の北約 5m の位置に存在する東西溝。S D4733 と合流し, 東端において S D4744 に連結する。幅約 1m, 深さ 15~30cm, 延長約 28m。溝底は西端よりも東端の方が約 26cm 低い。また, S D4739・4748・4749 と重複関係にあるが, いずれよりも新しい。

S D4744 (PLAN 19・22, PL. 13)

S D4715 の東約 12m の位置に存在する南北溝。幅約 80cm, 深さ 20~50cm, 延長約 15m。途中で S D4745 と合流し, S D4741 へ接続する。

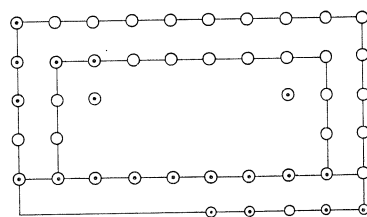
S D8041 (PLAN 21)

S B4824 の東側を北流し S D4810 に合流する南北素掘溝。幅 40~60cm, 深さ 10~20cm, 延長 8.8m。S B4824 の東側雨落溝にあたる。S B4824 東庇側柱筋との心々間距離は 2.7m (7 尺)である。なお S D8041 は開渠であり, S D4810 の暗渠が開渠に改められるのに伴って敷設された溝である。

E V・Ⅵ期の遺構

S B447 (PLAN 9, PL. 3)

V・Ⅵ期内裏正殿，桁行9間，梁行4間，東・西・北底，南広縁付き東西棟掘立柱建物。柱間寸法は桁行，梁行ともに10尺等間，広縁の出10尺。柱掘形は一辺約1.8m，深さ0.6～1.25m，柱痕跡による柱径は身舎38cm，底30cm。広縁東柱の掘形は一辺0.6～1.0cmで同柱径



は約20cmと推定。北側柱筋の9尺北に4箇所と北底通り中央の3箇所に足場穴を検出。南面の広縁は東半4間分のみ検出したが，西半部にも存在したものと推定される。

S B447の平面形式は3面庇で南に広縁をもち，身舎内に独立柱を立てる特異な形式である。身舎の梁行を3間とするのはI～Ⅳ期内裏正殿と同じであるが，南庇を除いて広縁に改め，構造的には棟を身舎の中央に通さずに，北に寄せて庇を含めた梁行4間の中央を棟通りをして，この棟通りに合わせて独立柱を立てたものと思われる。

I～Ⅳ期の内裏正殿はほぼ同一位置に重複しているが，V期には内裏内郭の南北幅を縮小したためにS B447を南に移し，S B447の南側面をⅡ期から存続する東脇殿S B650の北側面と東西方向の柱筋を合わせ，S B447の北側面と内郭北垣S A251との間隔を30尺とする。遺物は柱抜取穴から軒平瓦6663C・(Ⅲ₋₁期)6721C(Ⅲ₋₂期)が出土。

S A248 (PLAN 7・8・11, PL. 2・3)

V・Ⅵ期の内裏内郭東垣の南北塀。南北18間，柱間寸法は南端間のみ8尺，他は10尺等間で全長178尺である。造営尺は0.2981m。柱掘形は一辺1.2～1.4m，深さ1.0m，柱は殆んど抜き取られる。各柱間の中央東西に足場穴がある。足場穴の東西間隔は1.5～2.0m。南から9～11間目の柱間の西側に並行して雨落溝(幅30cm)が一部に残る。柱と溝心間は約1mである。足場穴と雨落溝の存在からS A248は屋根つきであり，軒の出は3尺5寸と推定できる。

S A248の南端は，内裏南面築地回廊S C640の中央門から東10間目の北側柱に取りつき，回廊北側柱とS A248南端柱との間は10尺で，南端柱は回廊北側溝の北側石に接して立てられる。S A248北端と南端の内裏中軸線からの距離はそれぞれ135尺，138尺で3尺の差を生じている。その理由は内郭北垣S A251が内裏中軸線に振り分けて10尺等間の27間に柱配置したことを示しているのであろう。

建物は柱掘形埋土から，軒平瓦6664F(Ⅱ₋₁期)，6721C(Ⅲ₋₂期)，柱抜取穴から軒丸瓦6282Bb(Ⅳ₋₂期)および土器(V・Ⅵ期)が出土。

S A251 (PLAN 11・12)

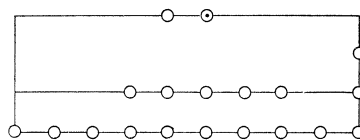
V・Ⅵ期内裏内郭北垣の東西塀。全長27間のうち東20間分を検出。柱間寸法は10尺等間。造営尺は0.3003m，柱掘形は一辺約1.4m，深さ1.0mで，柱抜取穴あり。内裏内郭の東西幅はⅡ～Ⅳ期を踏襲するが，南北幅は50尺縮小し，Ⅱ～Ⅳ期の回廊をV期には塀に改める。Ⅱ期内裏造営計画と同様に東西方向の造営尺が伸びているのは，改築にあたってⅡ期回廊S C254の横架材等の建築部材を転用したためであろう。

柱掘形埋土から軒平瓦6664F(Ⅱ₋₁期)・6721C(Ⅲ₋₂期)型式が出土し，柱抜取穴から軒丸瓦

6282Da 型式 (Ⅲ₋₂ 期), 軒平瓦 6721C 型式 (Ⅲ₋₂ 期) および土器 (Ⅶ期) が出土。

S B 452 (PLAN 12)

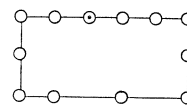
V・Ⅵ期御在所の南殿。桁行 9 間, 梁行 3 間, 南庇付き東西棟柱建物。柱間寸法は桁行・梁行とも 10 尺等間。この建物は報告Ⅲでは身舎の南側柱を北側面とし, S B 447 の北庇を南側面とする北庇付き東西棟建物と考えてい



る。S C 254 の北側柱と重複する 2 個の柱穴を S B 452 の北側柱とすれば重複関係はⅡ～Ⅳ期内裏内郭北回廊 S C 254 より新しくなる。S B 452 の南側面から内裏内郭北垣 S A 251 まで 35 尺, 北側面から御在所前殿 S B 4610 まで 40 尺とし, 内裏正殿 S B 447 の東・西側面と柱筋を揃える。この建物は御在所内にあるが, 御在所正殿 S B 4705 よりも内裏正殿に近く, 御在所正殿の桁行 7 間に対して, 内裏正殿の桁行と等しく 9 間とするなど, 内裏北垣を隔ててはいるが機能的には内裏正殿との結びつきの方が強い。

S B 253 (PLAN 11・12)

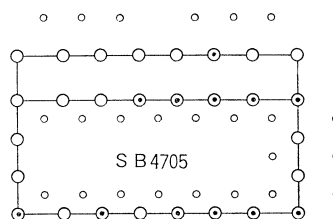
V・Ⅵ期に御在所南殿 S B 452 の東脇殿。桁行 5 間, 梁行 2 間, 東西棟建物。柱間寸法は桁行 9 尺等間, 梁行 10 尺等間。柱掘形は一辺約 1.2m, 深さ 1.0m。御在所の東南隅に位置して, S B 253 の東側面と御在所東垣



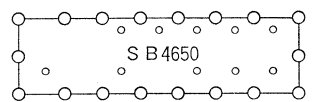
S A 7876 との間隔は 6 尺, 南側面と内裏内郭北垣 S A 251 との間隔は 15 尺, 御在所南殿の南側面に S B 253 の北側面の柱筋を揃える。V 期内裏造営時に計画変更した御在所東垣より古い切合い関係になっているためⅡ～Ⅳ期の可能性もあるが, Ⅱ～Ⅳ期では内裏内郭の東北隅に位置して, 内裏正殿の東第一脇殿や内郭東回廊と近接し過ぎて共存は不可能であることから, 柱穴の切合い関係を逆転させて V 期の造営とした。遺物は柱穴から軒平瓦 6664D・F (Ⅱ₋₁期), 6721G (Ⅲ₋₂期), 軒丸瓦 6291Aa (Ⅱ₋₂期) が出土。

S B 4705 (PLAN 14・15, PL. 11)

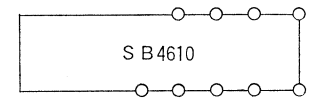
V・Ⅵ期御在所の正殿。桁行 7 間, 梁行 4 間, 北庇付き東西棟建物。柱間寸法は桁行中 5 間 10 尺, 桁行両端間 12 尺, 梁行 10 尺, 庇の出 12 尺, 造営尺 = 0.2981m。柱掘形は一辺約 1.4m, 深さは 0.9~1.5m。柱は全て抜き取られる。足場穴は身舎内部, 庇通りと建物四周に残る。



S B 4705 は南側面を御在所一郭の東西中軸線よりやや北に置き, 北側面は御在所東・西垣の北から 12 間目の柱と揃えるが, 庇・身舎の東西柱筋は東・西脇殿の柱筋には揃わない。御在所正殿と東・西脇殿とは 43 尺, 前殿とは 50 尺の間隔を保つ。



遺物は柱掘形埋土より軒丸瓦 6311B・6313A (Ⅱ₋₁期), 軒平瓦 6664D (Ⅱ₋₁期)・6688A (Ⅱ₋₂期) および土器 (V期) が出土し, 柱抜取穴より土器 (Ⅵ~Ⅶ期) が出土。



S B 4610 (PLAN 14, PL. 11)

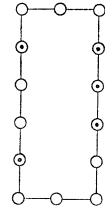
V 期御在所正殿 S B 4705 の前殿。桁行 7 間, 梁行 2 間の東西棟建物。柱間寸法は桁行両端間

を12尺とするほかは10尺等間。柱掘形は一辺約0.9m。南・北側面の東4間分のみ検出し他は未発掘地にかかる。重複関係については、Ⅳ期御在所正殿S B 4645より新しく、柱穴から土器(Ⅳ・Ⅴ期)が出土している。

御在所正殿と同南殿S B 452との中間に位置し、正殿とは50尺、南殿とは40尺の間隔をとって南殿の方に近いが、桁行規模は正殿に合わせている。Ⅴ期の前殿S B 4650と同時存在、あるいは時期が逆転する可能性もある。

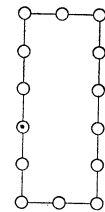
S B 4670 (PLAN 14・18, PL. 14・44)

Ⅴ・Ⅵ期御在所の東脇殿。桁行5間、梁行2間の南北棟建物。柱間寸法は桁行・梁行ともに10尺等間。柱掘形は一辺約1.1m、深さ1.0m。西脇殿S B 4680とは内裏中軸線に対称に配置され、両建物間隔は160尺である。また、御在所の南北を2分する東西中軸線はS B 4690の南端柱間の中央を通り、御在所東垣とは24尺の間隔を保つ。



S B 4680 (PLAN 16・19, PL. 13)

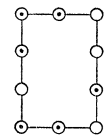
Ⅴ・Ⅵ期御在所の西脇殿。桁行5間、梁行2間の南北棟掘立柱建物。柱間寸法は10尺等間、柱掘形は一辺約1.3m、深さ1.0m。重複関係はⅡ～Ⅳ期御在所の西脇殿より新しい。東脇殿S B 4670は御在所東垣S A 4876の柱位置とずれているが、S B 4680は西垣S A 4760とほぼ柱位置を揃える。



遺物は柱掘形埋土より軒丸瓦6313C・6311Bb(Ⅱ₋₁期), 6282I(Ⅲ₋₂期), 軒平瓦6685B・6664D(Ⅱ₋₁期), 6666A(Ⅱ₋₁期), 6691A(Ⅲ₋₁期)および土器(Ⅴ期)が出土し、柱抜取穴より軒丸瓦6313C(Ⅱ₋₁期)および土器(Ⅵ・Ⅶ期)が出土。

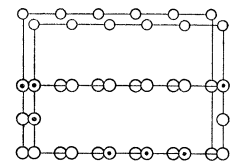
S B 4712 (PLAN 19・22, PL. 12)

Ⅴ期御在所の後殿。桁行3間、梁行2間、10尺等間の南北棟建物。造営尺=0.2977cm。柱掘形は一辺約1.2cm、深さ1.0m、南面中央柱掘形の底には埴を2枚敷並べて柱礎盤とする。S B 4784と重複して古い。棟通りは内裏軸線上にあり、南側面は御在所正殿S B 4705の北側面と20尺の間隔をとる。遺物は柱掘形埋土より軒丸瓦6282E・軒平瓦6721C(Ⅲ₋₂期)が出土。



S B 4770-A・B (PLAN 21, PL. 15・14・56)

Ⅴ・Ⅵ期御在所の北東殿。桁行5間、梁行3間、北庇付き東西棟掘立柱建物。柱間寸法は身舎桁行10尺等間、身舎梁行9尺等間、庇の出はS B 4770Aが19尺、S B 4770Bが16尺。柱掘形は身舎が一辺約1.0m、深さ0.8m、庇が0.5m。造営尺=0.2918m。Ⅴ期のS B 4770Aは、Ⅵ期には3尺東に位置をずらせてS B 4770Bに建替えるが、身舎はそのまま移動し、庇の出を3尺縮小している。

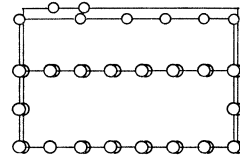


S B 4770Aは北西殿S B 4790Aと内裏中軸線に対称に配置して、両建物間を70尺とし、南側面の柱筋を揃える。また、御在所正殿S B 4705の北側面と北東・北西殿の南側面との間隔を70尺とする。北東殿と北西殿の間隔はⅤ期の70尺からⅥ期には74尺に拡げているが、これは御在所正殿の桁行長さに等しく、同正殿の東・西側面の柱筋に合わせて改築を行ったものである。

遺物はS B 4770Aの柱掘形埋土から軒平瓦6685B(Ⅱ₋₁期)および土器(Ⅲ～Ⅳ期)が出土。

S B4790A・B (PLAN 22, PL 15)

V・VI期御在所の北西殿。桁行7間、梁行3間、北庇付き東西棟建物。柱間寸法は桁行8尺、梁行10尺、庇の出はS B4790Aが17尺、S B4790Bが14尺。柱掘形は身舎が一辺約0.8m、庇が0.6m。S B4790BはS B4790Aを西方にずらせ、庇の出を縮小して建替えたものであるが、わずかなずれのために身舎の柱掘形は東西に長方形に検出され、柱穴の新旧の判別を行っているのは少ない。また、S B4790Aの北庇は西から2間目の2箇所の柱穴しか検出してないが、北東殿S B4770Aとの関係で庇付きとした。



北西殿の身舎梁間は北東殿よりも広いが、その分庇の出を狭くして、梁行全長はA・Bとも北東殿と等しくAは37尺、Bは34尺とする。A・B間のずれは、VI期の改造が御在所正殿の東・西側面に合わせて、北西殿と北東殿の間隔をV期の70尺から74尺に拡張したものとすれば、北東殿のずれから3尺であるので、北西殿では1尺となる。

遺物はS B4790Bの柱掘形埋土から軒丸瓦 6311A (II-1期) が出土。

S A4771 (PLAN 19, PL. 12)

V期御在所の正殿S B4705と北西殿S B4790Aの間をつなぐ南北6間の掘立柱塀、柱間寸法は中4間が9尺、両端間が8尺、柱掘形は一辺約0.6m。S A4771はS B4705の西側面と、S B4790Aの東側面を結ぶ直線上にあるためV期の建設とした。S A4771の南端と正殿の間隔は5尺、北端と北西殿の間隔は14尺である。

S A4760 (PLAN 16・19・22, PL. 14・16・18)

V・VI期御在所西垣の南北塀。南北34間のうち北21間分を検出。柱間寸法は10尺等間を基本として一部に9尺の柱間を採用する。II期に造営された東垣S A7876をさらに存続させ、これと内裏中軸線に対称の位置に西垣S A4760をつくる。東垣S A7876は全長21間210尺であるので、北に6間、南に7間延長して御在所の南北の長さを340尺としているが、V期の造営尺はII期より2mm強伸びているため、西垣を東垣と同様に10尺等間の34間とすると全体で70cmほど長くなる。したがって、9尺の狭い柱間を2間分つくることによってその差を解消したものと考えられる。

北から5間目より14間目にかけて、西垣の東に素掘溝(幅60cm、深5~10cm)があり、柱から溝まで6尺の間隔で南流する。

遺物は柱掘形埋土から軒平瓦 6663A (II-2期)・6663C (III-1期)・6721G (III-2期)、軒平瓦 6282 Bb・E (IV-1期) および土器 (IV・V期)、柱抜取穴から土器 (IV・V・VI期) が出土。

S A4761 (PLAN 22, PL. 15~17)

V・VI期御在所北垣の東西塀。東西25間。西端で南に折れて西垣S A4760となり、東端では東垣S A8033・7876に連なる。柱掘形は一辺約1.4m、深さ1.5m、柱間寸法は10尺等間である。造営尺が伸びているのはII~IV期御在所北垣S A4692の横架材転用に依るものと思われる。

S A4761の柱掘形の南に接して、ほぼ同じ大きさの柱掘形が東西に連続して並ぶ遺構がある。10尺等間の配置とすれば2列あり、1つはS A4761の柱掘形の南に接するもので、S A4761の西から6間目より東端までの20間分と、東端で南に1間分がある。重複関係はS A4761より古い。他の一列はS A4761の各柱間の中央に対応する位置に東西24間分と、西端で南に折れて

3間分、東端で南に折れて11間分を検出している。重複関係は前者より新しい。いずれも柱痕跡がなく、掘形深さも30~40cmと浅いため、掘形の作業途中で計画変更したものと思われる。

なぜこのような計画変更が2度にわたって行われたのであろうか。配置状況からみて、前者はⅡ期造営の東垣S A 7876を存続させて御在所の南北を330尺に設定し、造営尺の伸びによる誤差の補正をS A 7876の北延長部分で解消しようとしたものと考えられる。これに対して後者は、S A 7876を廃して全く新たに造りなおそうとしたもので、その柱掘形は内裏正殿の東方にも南北9間にわたって認められる。この計画は東西24間のため、北垣では中軸線上に柱の立つのが配置計画上の第一の誤りで、S A 7876が耐用年限に達していなかったことも計画変更を促した理由の一つにあげられる。結局は当初の計画にもどって施工されたのであるが、木造りが終って組立工事の段階でのこのような混乱は、単純な計画変更のみでなく、造営組織内での意見対立を窺わせるものである。

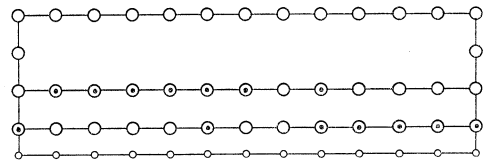
遺物は柱掘形埋土から軒平瓦6663B(Ⅱ₋₂期)・6721G・6710A(Ⅲ₋₂期)、軒丸瓦6320Ab(Ⅲ期)、6282Ba・Fa(Ⅲ₋₂期)および土器(V・Ⅵ期)出土。柱抜取穴から軒平瓦6685B(Ⅱ₋₁期)および土器(V・Ⅵ期)が出土。

S A 8033 (PLAN 21)

V・Ⅵ期所在所東垣の北端6間分で、Ⅱ・Ⅳ期東垣S A 7876を北に延長増設したもの。柱間寸法は北端と北から5間目の柱間を3尺とするほかは10尺等間。重複関係については、Ⅱ・Ⅲ期北殿舎S B 4780・4783の東側柱上で切合って新しい。

S B 063 (PLAN 21・24・25, PL. 15)

V期北殿舎地区の東殿。桁行12間、梁行3間、南庇・南縁付き東西棟建物。柱間寸法は10尺等間、縁の出35尺、造営尺=0.2927m。柱掘形は身舎が一辺約1.4m、深さ0.7~0.9



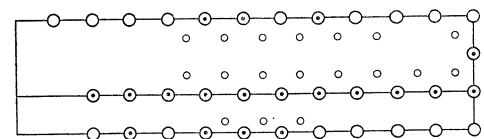
m、底が一辺約0.4m。西殿S B 4830とは内裏中軸線に対称の位置にあり、40尺の間隔を設ける。御在所北垣S A 4761と東・西殿舎南側面まで34尺、外郭北面築地回廊S C 060南側柱と東・西殿舎北側面間は約15尺で狭く軒を接して、S C 060の南側溝を雨落溝として共有する。

遺物は柱掘形埋土から軒平瓦6721C(Ⅲ₋₂期)および土器(V・Ⅵ期)、柱抜取穴から軒平瓦6225A(Ⅲ期)および土器(V・Ⅵ期)が出土。

S B 4825(Ⅲ期)より新しく、S A 8044(Ⅵ期)・S B 4878(Ⅶ期)より古いことから、S B 063はV期に造営され、Ⅵ期には廃絶している。

S B 4830 (PLAN 25, PL. 16)

V期北殿舎地区の西殿。桁行10間以上、梁行3間、南庇付き東西棟建物。柱間寸法は桁行・梁行とも10尺等間。造営尺=0.2971m。柱掘形は身舎が一辺約1.4m、深さ0.75m、



底が一辺0.9m、深さ0.55m、身舎内部の足場穴の残りは良いが、庇通りは、3箇所のみ検出。

東殿S B 063とは東西方向の柱筋を揃えて、内裏中軸線に対称に40尺の間隔を設けて配置する。S B 4830の西側面は未発掘地にかかり、桁行全長は不明であるが、東殿と同規模の桁行12

間と推定される。

遺物は柱掘形埋土から軒丸瓦 6225A (Ⅲ₋₁期) が出土。重複関係では S B 4837 (I期), S D 4740 (II期) より新しい。S B 4830 の建設時期は東殿 S B 063 との配置関係から V期と推定され、S B 063 がVI期には廃絶するのに対してこの建物はVI期まで存続したと思われる。

S B 8005 (PLAN 17・20, PL. 56)

V期東北殿地区に設けられた雑舎。桁行7間、梁行1間の南北棟建物。柱間寸法は東側面では南端間と南から3間目を9尺、他を10尺とし、西側面では北から10・8・11・10・19・10となっており、柱配置は不揃いである。柱掘形は一辺約1.0m、深さ0.8m。S B 8005の東北隅から北に塀 S A 8006 が、東南隅から南に S A 7885 がとりつく。

遺物は柱抜取穴から軒丸瓦 6282B・Ib (Ⅳ₋₁期) および土器 (Ⅲ・Ⅳ期) が出土し、S D 7872 (Ⅲ・Ⅳ期) より新しく、S B 7881 (VI期) より古い。したがって、S B 8005 の時期はV期に限定されるが、梁間1間で桁行柱間の不揃いなことから、内裏の殿舎としては便所か物置などの雑舎と推定され、配置形式からみてV期内裏の造営工事にかかわる建物の可能性が大きい。

S B 8007A・B (PLAN 20・21 PL. 60)

V期東北殿舎地区の桁行5間、梁行2間の東西棟建物。東側面南柱間に1間の張出しがつく。柱間寸法は桁行西端間が9尺のほか10尺等間、梁行6.5尺等間、東側面の張出しは桁行7尺である。柱掘形は一辺約1.0m、深さ0.9m。建物内部の棟通りに南・北側面と柱筋を揃えて、径0.45m程の円形の床束柱穴があり、S B 8007 は床板敷きである。南側面には桁行6間で柱間寸法を8尺等間とする柱穴が存在し、桁行5間の柱穴との前後関係は分からないが、南側面の改造を行っていることを示す。この建物の東北隅柱から東に塀 S A 8006 が取りつき、塀は東端で直角に南に折れて S B 8005 と連なる。

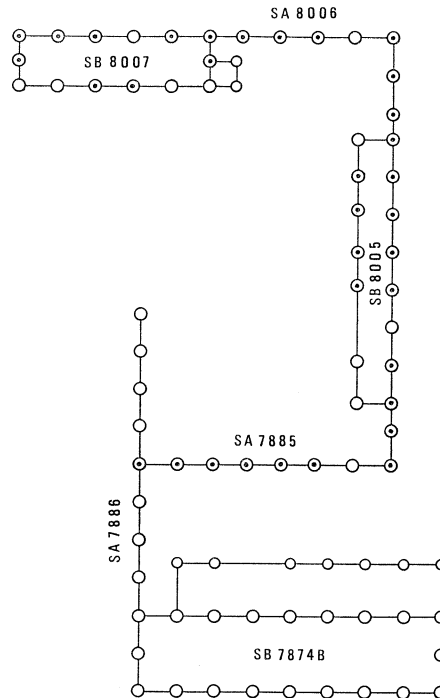
S B 8005 も V期内裏の造営工事に関わる建物の可能性が大きいとした。S B 8007 についても同様であるが、柱抜取穴出土の土器 (Ⅳ・Ⅴ期) や南側面の改造からみて、V期を通して存在したものと思われる。

S A 7885 (PLAN 17・20, PL. 56)

V期東北殿舎地区の東西塀。東西7間の西端は南北塀 S A 7886 にとりつき、東端では北に2間折れて S B 8005 の東南隅柱に取りつく。柱間寸法は東西塀の中央3間と南北塀が9尺、他は10尺。柱掘形は一辺約1.1m、深さ0.7m。造営尺は0.2989m。柱抜取穴より軒平瓦 6685B (Ⅱ₋₁期)、軒丸瓦 6308N (Ⅱ₋₂期) が出土。

S A 7886 (PLAN 17)

V期東殿舎地区の北殿 S B 7874B の東北隅柱に取りつく南北塀。柱間8間、10尺等間。中央



柱の東に S A 7885 が取りつく。S B 7864 (I 期)・S B 7873 (V 期)より新しく、S A 7891 (VI 期)より古い。

S A 8006 (PLAN 20, PL. 58)

V 期東北殿舎地区にあり S B 8005 と S B 8007 をつなぐ矩折れの塀。東西 5 間、南北 3 間。柱間寸法は東西塀が 10 尺等間、南北塀は北 1 間 10 尺、南 2 間 8.5 尺、S B 7881・8020 (V 期)より新しく、柱抜取穴から土器 (V・V 期)が出土しているので V 期の建設は明らかである。

S A 8002 (PLAN 20)

内裏東面築地回廊 S C 156 の北端部の内側に並行する南北塀。柱間 7 間以上、柱間寸法は南 4 間 10 尺等間、北 3 間 11 尺等間。S C 156 の西側柱とは 15 尺の間隔である。柱掘形は一辺約 0.5m で、柱穴からの出土遺物はない。S B 8045 (VI 期)より古く、他に時期を確定するものはないが、柱掘形の大きさと配置状況から V 期の建設とした。

S X 7867 (PLAN 13・17, PL. 52, Fig. 30)

S E 7900 の西北約 2~4m の位置に存在する L 字形の凝灰岩の敷石遺構。計 12 枚からなる。各石の規格はそれぞれ若干の相異があるが、縦 30~42 cm、横 30~37 cm のほぼ同程度のものである。最南端の凝灰岩は南半部が割れて残らない。また、さらに南に帯状に礫敷が連続していく様相を呈する。この礫敷は敷石底部を安定させる役割を果たしているものと考えられ、当初は凝灰岩製敷石が、南にものびていたのであろう。また、S D 7867 の東の延長線上には S C 156 下層の凝灰岩製暗渠 S X 7866 が存在することから、S X 7867 は、溝の側石が抜き取られ、底石のみが遺存したものと推定される。おそらくこの溝は、井戸 S E 7900 の周囲をとり囲み、北側の地表の排水が、井戸へ流れこむのを防ぐ役割を果たしていたのではないかと思

われる。なお、S X 7867 の凝灰岩の北端と南端の比高は 5.4cm あり、北側の方が高い。なお、この溝は S X 7866 との関係から III 期まで遡り、S B 7874 の東角屋からの排水溝とも考えられる。

S B 4650 (PLAN 14・15 PL. 11・14)

VI 期御在所の前殿。桁行 7 間、梁行 2 間の東西棟建物。柱間寸法は桁行中 5 間 10 尺等間、両端間 12 尺、梁行 10 尺。柱掘形は一辺約 1.3m、深さ 1.2~1.3m。御在所正殿 S B 4705 の前方に 17 尺の間隔で軒を接して並び建つ。東脇殿 S B 4670 と西脇殿 S B 4680 の南側面を結ぶ線上に S B 4650 の北側面を揃える。このような配置の計画性からは V 期建設の可能性は強いが、同規模・同形式で南方に並列する S B 4610 と正殿との配置の計画性の方が先行するものとみて、S B 4650 を VI 期とした。したがって、可能性としては、V 期当初から前殿 2 棟が並列する場合、両建物を V 期と VI 期に分るけ場合、前殿の一方を VI 期の増築とする場合の 3 通りが考えられる。遺物は柱掘形埋土から土器 (V・V 期)が出土。

S B 4784 (PLAN 18・19・22, PL. 17)

VI 期御在所の後殿。桁行 4 間、梁行 4 間の南北棟建物。柱間寸法は桁行 10 尺、梁行中間 9 尺、両端間 10 尺。造営尺=0.3018m。柱掘形は一辺約 0.8m、深さ 0.5m。柱穴は西側面の一箇所と

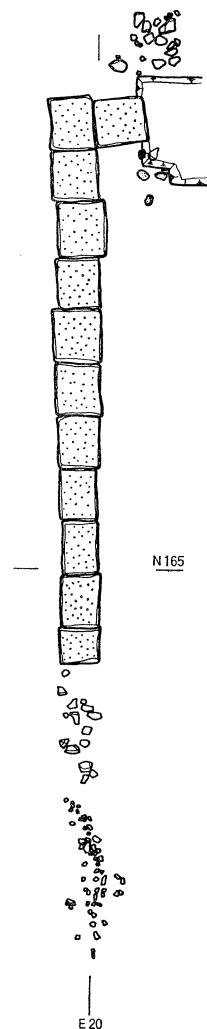
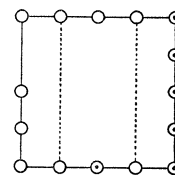


Fig. 30
S X 7867 平面図
(1:60)

内部の柱穴を検出していないが、柱間寸法のとり方からみて、東・西庇付きの建物で、入側柱に礎石を用いたものと考えられる。

柱穴から土器(Ⅶ期)が出土してⅦ期以降の建設の可能性もあるが、棟通りを内裏中軸線に合わせていること、北側面が北東殿 S B 4770 と北西殿 S B 4790 の南側面を結ぶ直線上にあること、Ⅴ期の御在所後殿 S B 4712 と同じ南北棟であり、同建物と重複して新しいことから、S B 4784 をⅥ期の御在所後殿とした。



S A 641 (PLAN 5・7・8)

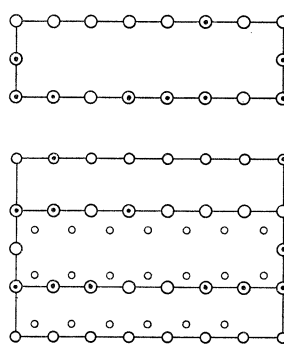
内裏外郭南面築地回廊 S C 640 に付設されたと考えられる塀 S A 641 を北側溝の北に 6 間分検出している。柱間寸法は西から 20・19・18・20・20・32 尺で東端間は未発掘地を含んでいるので 2 間に分かれる可能性がある。柱掘形は一辺 40~80cm で柱径も細く仮設的なものと思われる。塀と回廊北側柱間は 13 尺で、塀の北 50cm に並行して幅約 30cm の素掘溝があることから、回廊北側柱に垂木掛を打ち、片流れの板屋根を設けたとも考えられる。この溝はⅡ~Ⅳ期の内郭東回廊 S C 247 の柱掘形や雨落溝を切っているので、Ⅴ~Ⅵ期に内郭東垣 S A 248 を屋根下に取込んで建てた仮設土庇の可能性も考えられる。

S A 8044 (PLAN 21)

Ⅵ期内裏の北殿舎と東北殿舎を区画する柱間 7 間の南北塀。御在所東垣を北に延長して、内裏北面築地回廊の中央門から東 9 間目の南側柱を結ぶ線上にある。柱間寸法は南から 8・8・9・9・8・9・9・17 尺で、北端の築地回廊側柱との間隔は広いので、塀は築地回廊に取りつかないものと思われる。S B 4825(Ⅱ期)・S B 064(Ⅲ期)・S B 063(Ⅴ期)より新しい。

S B 7881 (PLAN 20, PL. 56)

Ⅵ期東北殿舎地区正殿。平安宮内裏の淑景舎に相当する殿舎である。桁行 7 間、梁行 4 間、南・北庇付き東西棟建物。柱間寸法は身舎 11 尺等間、庇の出 13 尺。身舎の柱掘形は一辺約 1.0 m、深さ 0.9m、庇の柱掘形は一辺 0.45~0.6m、深さ 0.4m、柱径は身舎 8 寸、庇 6 寸と推定。柱抜取穴が多い。足場穴は身舎内に 2 列各 6 間、南庇内に 1 列 5 間分あり、南庇内の東端 1 間分は溝 S D 7872 に重複する。北庇の足場穴列は全て溝 S D 7870 と重複のため未検出である。柱掘形埋土内に軒平瓦 6721 Ga、柱抜取穴から軒丸瓦 6282Ba・Fa・Fb 型式および、土器(Ⅶ期)が出土。



この建物は柱抜取穴より多数の瓦片が出土することから、瓦葺きと推定されるが、身舎と庇で柱掘形・柱径が異なり、身舎の屋根を瓦葺きとし、庇屋根は板葺きであったと思われる。

S B 8020 (PLAN 20・23, PL. 58・59)

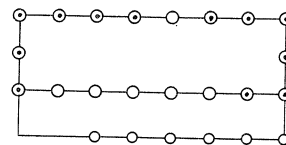
Ⅵ期東北殿舎地区正殿 S B 7881 の後殿。桁行 7 間、梁行 2 間、10 尺等間の東西棟建物。柱掘形は一辺 1.0m、深さ 0.7m。S B 7881 とは東・西側面の柱筋を揃え、建物間隔は 22 尺である。柱掘形から主に土器(Ⅵ期)が、柱痕跡から軒丸瓦 6282Ba・E(Ⅲ₂期)が出土。

S B 7892 (PLAN 13・17, PL. 44)

Ⅵ期東殿舎地区の北殿。桁行 7 間、梁行 3 間、南庇付き東西棟建物。柱間寸法は桁行・梁行とも 10 尺等間、庇の出 12 尺。柱掘形は身舎約 1.5 m、深さ 1.0 m、庇掘形は一辺 0.4~0.6 m。

造営尺=0.2957。

Ⅱ期からⅤ期まで存続した東殿舎地区4棟の殿舎のうち北殿 S B 7874 がⅤ期に改築されて S B 7892 となる。S B 7892 は南の S B 7875 と東側面を揃え、両建物間は45尺の間隔をあける。



S B 7892 の造営尺はⅤ期の建設にしては短かく、Ⅱ期造営時の尺度を示しているが、前身建物 S B 7874 を解体して横架材を S B 7892 に転用したものと考えられる。遺物は柱掘形埋土から軒平瓦 6663 C (Ⅲ₋₁期)、軒丸瓦 6282 E (Ⅲ₋₂期)、柱抜取穴から軒丸瓦 6282 E が出土。

S A 7891 (PLAN 17・18)

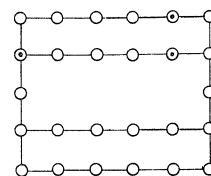
Ⅴ期の東殿舎と東北殿舎を区画する柱間16間の東西塀。柱間寸法は東から2間目と3間目を9尺とする他は10尺である。柱掘形は一辺1.0m、深さ0.8m。S A 7891 の西端は御在所東垣 S A 7876 の南から25間目の柱に、東端は内裏東面築地回廊 S C 156 の北から13間目の側柱にとりつく。したがって、方位は東でやや南に振れている。

遺物は柱抜取穴から軒丸瓦 6225 A (Ⅲ₋₁期) および土器 (Ⅴ・Ⅵ期) が出土。

F Ⅶ期の遺構

S B 449 (PLAN 12)

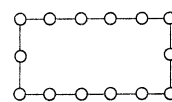
桁行5間、梁行4間、10尺等間、南・北庇付き東西棟建物。造営尺=0.2985。柱掘形は身舎で一辺約0.9m、深さ0.9m、庇で一辺約0.6m。S B 449 は内裏中軸線に建物の中軸を合わせ、Ⅱ～Ⅳ期の内裏正殿と重複して最も新しく、規模からみてⅦ期に降るものと思われる。



造営尺はⅥ期頃の値を示すことから、奈良時代の建物を移築あるいは古材転用したものと思われる。また、旧内裏正殿の中心に位置することから、長岡宮遷都直後の旧宮の管理施設がこの地域に置かれた可能性がある。

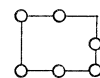
S B 675 (PLAN 5・8, PL. 4)

桁行5間、梁行2間、東西棟建物。柱間寸法は桁行中3間8尺、両端間7尺、梁行9尺。柱掘形は0.4～0.6m。柱穴が小さいためⅦ期としたが、Ⅱ～Ⅵ期内裏正殿東脇第二殿の西方20尺の間隔を置いて建ち、内裏正殿前庭における幄舎の可能性もある。



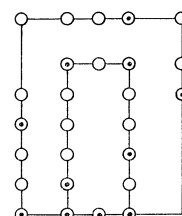
S B 693 (PLAN 8・9)

桁行2間、梁行2間、東西棟建物。桁行東柱間10尺、西柱間9尺、梁行7尺。柱掘形は方約0.5m。南方約9m隔てた S B 675 と西側面を揃えて建ち、同時期とすれば、S B 675 と同様に内裏前庭の幄舎の可能性もある。



S B 4615 (PLAN 14, PL. 45)

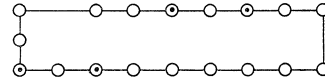
桁行6間、梁行4間、3面庇付き南北棟建物。柱間寸法は桁行・梁行とも10尺等間、庇の出12尺。造営尺=0.2965。柱掘形は一辺約0.7m、深さ0.5m。東庇の南3間分の柱穴は未検出。柱の切合い関係はないが、Ⅱ～Ⅵ期御在所の東垣 S A 7876 と重複し、その雨落溝を切っているのでⅦ期とした。造営尺からみてこの建物は、S B 449 と同様に奈良時代の



建物を転用と考えられる。

S B 4651 (PLAN 14・15, PL. 11)

桁行8間、梁行2間、東西棟建物。柱間寸法は桁行10尺、梁行8尺。柱掘形は南と北の側柱で異なり、北側面は一辺約0.6m、南側面は一辺約1.2m、深さ1.35~1.55で約2倍

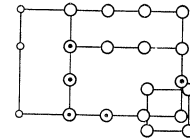


の差がある。西側面中央の柱掘形は北側面と等しい。Ⅳ期御在所正殿S B 4645より新しく、Ⅴ期の御在所前殿S B 4650より古い。また、S B 4651の柱掘形埋土から軒平瓦6691A(Ⅲ₋₁期)が出土していることから、S B 4651はⅣ期まで遡り得るが、S B 4650との重複関係には疑問点がある。この建物の北面と南面での柱掘形の大きさの違いを身舎柱と庇柱の差とみることも可能で、南の未発掘地に身舎を想定し、16尺の出をもつ北面庇付き建物が存在する可能性も十分考えられる。

しかし、いずれにしてもS B 4651は桁行8間の偶数間であること、建物芯が内裏中軸線よりやや西にずれることから、御在所の中心殿舎としては考え難く、たとえ奈良時代の建物としても、内裏改造時の仮設建物と見なされよう。現状では問題はあるが、この建物をⅦ期相当とした。

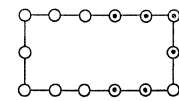
S B 4713 (PLAN 19)

桁行4間、梁行3間、北・西庇付き東西棟建物。柱間寸法は桁行10尺、梁行9尺、北庇の出10尺、西庇の出12尺。身舎の柱掘形は一辺約1.0m、深さ1.15m、庇は一辺は0.8m。造営尺=0.2973m。S B 4710B(Ⅲ期)より新しい。造営尺や重複関係からはⅣ期まで遡り得る。切合い関係はないがS D 4743(Ⅳ期)、S B 4712(Ⅴ期)、S B 4784(Ⅵ期)と4重複するためⅦ期の建設とした。東南隅でS B 4711(Ⅶ期)と重複。



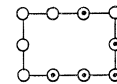
S B 7606 (PLAN 6・11, PL. 35)

桁行5間、梁行2間、東西棟建物。柱間寸法は桁行8尺、梁行10尺。造営尺=0.2975m。柱掘形は一辺約0.4mで柱径も細いことからⅦ期としたが、造営尺や整った柱配置および、S B 7606をS B 7601北側面からS B 163の南側面までの間の中央に棟通りを合わせていることから、Ⅲ期以後の内裏東南広場に設けられた仮設の櫛舎の可能性もある。



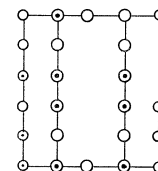
S B 7608 (PLAN 6, PL. 36)

桁行3間、梁行2間、東西棟建物。柱間寸法は桁行西2間8尺、東端間9尺、梁行北柱間8尺、南柱間9尺。柱掘形は一辺約0.8m。柱抜取痕跡あり。重複関係はなく出土遺物がないため、建設時期は確定しない。S B 7606と同様に内裏期の臨時の建物の可能性もあるが、柱掘形の大きさからみて、Ⅶ期の古い時期と推定。



S B 7894 (PLAN 13・17, PL. 46)

桁行5間、梁行4間、東・西庇付き南北棟建物柱間寸法は桁行8尺、梁行8.5尺、庇の出9尺。造営尺=0.3030m。身舎の柱掘形は一辺約0.8m、庇は一辺0.4~0.6m。S B 7874(Ⅱ~Ⅴ期)、S B 7892(Ⅵ期)より新しく、Ⅶ期の造営と推定。

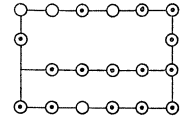


S B 7902 (PLAN 13)

桁行1間、梁行1間、東西棟建物。柱掘形は一辺0.5m。内裏東端中央の井戸S E 7900の石敷上に建ち、井戸屋形S B 7901(Ⅲ～Ⅵ期)と同規模で棟方向を異にする建物である。S B 7902の東側柱は内裏東面等地回廊S C 156の西側溝と重複する位置にあるので、Ⅶ期とした。この建物はS B 7901と同規模であることから、井戸屋形の柱のみ取替えて移築し、井戸の付属建物としたものと思われる。

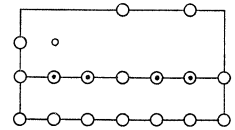
S B 8045 (PLAN 20, PL. 57)

桁行5間、梁行3間、南庇付き東西棟建物。柱間寸法は桁行8尺、梁行8尺、底の出10尺。造営尺=0.3020m。柱掘形は一辺0.4～0.7m。S B 8000(Ⅱ期)、S B 7881(Ⅵ期)より新しく、柱の切合い関係はないがS B 8003・8030とも重複する。



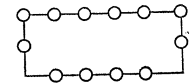
S B 4878 (PLAN 24, PL. 15)

桁行6間、梁行3間、南庇付き東西棟建物。柱間寸法は桁行・梁行とも9尺等間、底の出11尺。柱掘形は一辺約0.8m。北側柱は2箇所のみ検出。S B 064(Ⅲ期)、S B 063(Ⅴ期)より新しいことからⅥ期の可能性もあるが、内裏殿舎としては柱掘形が小さく、S B 063(Ⅵ期)の建替えには規模が小さいためⅦ期の建設とした。



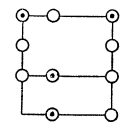
S B 4625 (PLAN 14)

桁行5間、梁行2間、東西棟建物。柱間寸法は桁行、梁行とも8尺等間。柱掘形は一辺約0.6m。西方に近接するS B 4639(Ⅶ期)とは16尺の間隔を置き、妻柱がS B 4639の南柱筋に揃うことから同期の建物と推定。



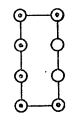
S B 4629 (PLAN 18)

桁行3間、梁行3間、南庇付き東西棟建物。柱間寸法は桁行8尺、梁行8尺、底の出10尺、柱掘形は一辺約0.7m。東から2列目と西南隅柱穴は未検出。S B 4710B(Ⅲ期)、S B 4704(Ⅳ期)より新しく、配置計画上からⅤ～Ⅵ期の建設は不相当と思われる、Ⅶ期の建設と推定。



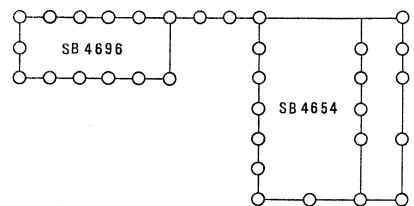
S B 4639 (PLAN 14)

桁行3間、梁行1間、南北棟建物。柱間寸法は桁行8尺、梁行10尺。柱掘形は一辺約0.7m。北2間分の柱掘形は西北隅のみ検出。S B 4703(Ⅱ期)、S B 4651(Ⅳ期)、S B 4650・4705(Ⅵ期)より新しく、Ⅶ期の建設は明らかである。西方のS B 4694とは南側面を揃えて40尺の間隔で並行して建つ。



S B 4654 (PLAN 16)

桁行6間、梁行3間、東庇付き南北棟建物。柱間寸法は桁行8尺、身舎梁行14尺、底の出11尺。柱掘形は不揃いで一辺約0.4～0.7m。S B 4703(Ⅱ期)、S B 4645(Ⅳ期)、S B 4705A・B(Ⅴ・Ⅵ期)の各御在所正殿より新しく、建設時期をⅦ期と推定。



北側面は西方のS B 4696の北側面と柱筋を揃え、3間(22尺)の塀で結ぶ。また、東方のS B

4639 とは 40 尺の間隔を保ち、東西方向の柱筋を揃える。

S B 4696 (PLAN 16, PL. 13・14)

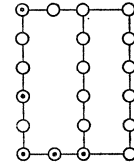
桁行 5 間、梁行 2 間、東西棟建物。柱間寸法は桁行、梁行とも 8 尺。柱掘形は一辺約 0.6m。S A 4690 (Ⅱ～Ⅳ期)、S B 4680 (Ⅴ・Ⅵ期) より新しくⅦ期の建設と推定。東北隅柱と東隣りの S B 4654 の南北隅柱を 3 間 (22 尺) の塀で繋ぐ。

S B 4711 (PLAN 19)

桁行 1 間、梁行 1 間で棟方向は不明。柱掘形は一辺約 0.8m。土器 (Ⅶ・Ⅷ期) を出土。

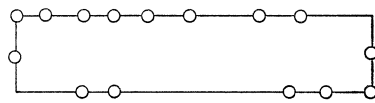
S B 4746 (PLAN 19・22, PL. 17)

桁行 5 間、梁行 3 間、東庇付き南北棟建物。柱間寸法は桁行中央間と端間を 8 尺、脇間を 7 尺、梁行 8 尺、庇の出 12 尺。造営尺=0.3011m。柱掘形は一辺約 0.8m。S A 4771 (Ⅶ期) より新しく、建設時期はⅦ期と推定。



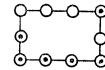
S B 4832 (PLAN 22・25)

桁行 10 間、梁行 2 間、東西棟建物。規模は桁行 27.7m、梁行 6m で、柱間寸法は梁行 10 尺であるが、桁行は不揃いで 8～10 尺の柱間が不規則に配置される。柱掘形も 0.3～0.7m と不揃いで、南側面 6 箇所、北側面 2 万所の柱穴が未検出である。重複関係がないために時期は明らかでなく、長大な規模からみて内裏関係の建物である可能性もあるが、柱間の不揃いなこと、柱穴の小さいことからⅦ期の建設をした。



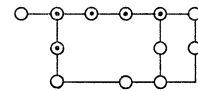
S B 7609 (PLAN 4・6・7, PL. 46)

桁行 3 間、梁行 2 間、東西棟建物。柱間寸法は桁行 7 尺、梁行 6 尺、造営尺=0.300m。柱掘形は一辺約 0.6m。柱穴の切合い関係はないが、東北方の S B 7608 と重複する。柱穴が小さく、やや柱間不揃いなことから S B 7608 より新しい。



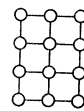
S B 7903 (PLAN 17, PL. 44)

桁行 4 間、梁行 2 間、東庇付き東西棟建物。西側にも庇付きの可能性あり、柱間寸法は桁行、梁行とも 9 尺。造営尺=0.3026m。柱掘形は一辺約 0.7m。S B 7892 (Ⅶ期)、S B 7894 (Ⅶ期) より新しい。



S B 7905 (PLAN 17)

桁行 4 間、梁行 2 間、南北棟総柱の掘立柱建物。柱間寸法は桁行北端間 65 尺、南 4 間 8 尺、梁行 8 尺。造営尺=0.3030 m。柱掘形は一辺 0.4～0.6 m。S B 7873 (Ⅳ期)、S A 7886 (Ⅴ期)、S A 7891 (Ⅵ期) より新しくⅦ期の建設と推定。



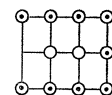
S B 7916 (PLAN 13)

桁行 3 間、梁行 2 間、南北棟総柱建物。柱間寸法は桁行全長 20 尺を 3 等分、梁行 8 尺。柱掘形は径 0.2～0.4m。内裏東官衙の道路舗装 S F 7890 (Ⅱ～Ⅳ期) を切っているためⅦ期と推定。井戸 S E 7900 に近く、その付属建物と思われる。



S B 8003 (PLAN 20, PL. 58)

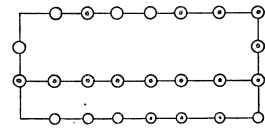
桁行 3 間、梁行 2 間、総柱の東西棟建物。柱間寸法は桁行 7.5 尺、梁行 9.5 尺。柱掘形は一辺約 0.5m。西側面中央の柱穴は未検出。内部の柱掘形は側柱に較べて小さく、床束の可能性もあるが、建物規模からみて高床の束柱であろう。S B



8030の南方南脇にあり同時期(Ⅷ期)と考えられる。

S B 8030 (PLAN 20, PL. 58・59)

桁行7間, 梁行3間, 南庇付き東西棟建物。柱間寸法は桁行9・9・8・9・9・10・10尺, 梁行9尺, 庇の出10尺。造営尺=0.2997m。身舎の柱掘形は一辺約0.6m, 庇は0.5m。

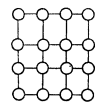


S B 8000 (Ⅱ期)・S A 8006 (Ⅴ期), B S 8020 (Ⅵ期)より新しくⅦ期の建設と推定。

G Ⅷ期の遺構

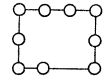
S B 259 (PLAN 11)

桁行3間, 梁行3間, 南北棟総柱建物。柱間寸法は桁行北端間8尺, 南2間7尺, 梁行6尺。柱掘形は径0.2~0.3m。細い柱を総柱とする住居遺構は平安時代から鎌倉時代にかけて多くみられることから, S B 259の建設時期をⅧ期とした。



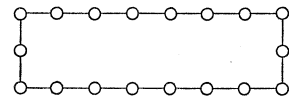
S B 654 (PLAN 5・7・8)

桁行3間, 梁行2間, 東西棟建物。柱寸法は身舎桁行全長20尺を3等分, 梁行7尺, 庇の出7尺, 柱掘形は0.3~0.5m。西庇の中柱を省略した形式で, S B 7607 (Ⅷ期)と同形式である。建物の軸線は東で北に振れる。



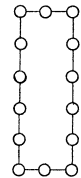
S B 676 (PLAN 5・8)

桁行7間, 梁行2間, 東西棟総柱建物。柱間寸法は桁行, 梁行とも10尺。柱掘形は径0.2~0.3m。東端2間分は古墳周濠の埋土上にあり, 東側面の2箇所のみ柱穴を検出。内裏東脇殿S B 650 (Ⅱ~Ⅵ期)と重複して新しい。



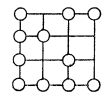
S B 692 (PLAN 8・9)

桁行5間, 梁行2間, 南北棟建物。柱間寸法は桁行北端間・中央間を9尺, 北脇間・南脇間を8尺, 梁行7尺。柱掘形は径約0.3m。西側面で2箇所の柱穴未検出。建物の軸線は北で東に大きく振れ, Ⅳ・Ⅵ期内裏正殿S B 447と重複して新しいことからⅧ期の建設と推定。



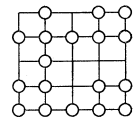
S B 4697 (PLAN 16・19, PL. 14)

東西3間, 南北3間, 総柱建物。柱寸法は東西6・6・6.5尺, 南北6尺等間で, ほぼ正方形平面をもつ。柱掘形は0.2~0.3m。S A 4760 (Ⅴ・Ⅵ期)と重複して新しく, Ⅷ期以後の建設が明らかであるが北に近接するS B 4698とともに平安・鎌倉時代に多い平面形式でありⅧ期と推定。



S B 4698 (PLAN 16・19, PL. 14)

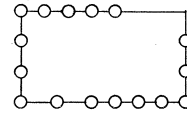
東西4間, 南北4間, 総柱建物。柱間寸法は東西方向が6.5・7.5・7.5・6尺, 南北方向が6・6.5・6.5・6尺。柱掘形は径0.2~0.3mで南方のS B 4697よりも規模は大きい, 平面形式や柱間寸法, 柱穴径が等しくⅧ期の建設と推定。



S B 4777 (PLAN 19)

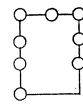
桁行6間 (13.3m), 梁行3間 (7.3m), 東西棟建物。柱間寸法は不揃いで整数尺にはならな

い。柱掘形は径 0.4m。北側面の東 3 間分の柱穴は未検出。S B 4715 (Ⅱ～Ⅳ期) と重複して新しく、方位が東で南に振れることからⅧ期の建設と推定。



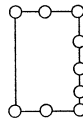
S B 4802 (PLAN 19)

桁行 3 間, 梁行 2 間, 南北棟建物。柱間寸法は桁行北から 6.5・6・8 尺, 梁行 8 尺。柱掘形は径 0.3~0.5 m, 南側面中央柱と東南隅柱は未検出。S B 4777 (Ⅷ期) より古いが, S B 4777 と同様に建物軸線が振れているのでⅧ期と推定。



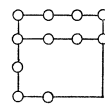
S B 4803 (PLAN 19)

桁行 4 間, 梁行 2 間, 南北棟建物。柱間寸法は桁行北 2 間 7 尺, 南 2 間 6 尺, 梁行東間 9 尺, 西間 8 尺。柱掘形は径 0.2~0.4m。西側面の中柱 3 箇所が未検出のため, 西方の未発掘地区に建物規模が拡大する可能性もある。柱間寸法や柱穴径からみてⅧ期の建設と推定。



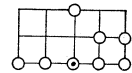
S B 4831 (PLAN 22, PL. 15)

桁行 3 間, 梁行 3 間, 北庇付き東西棟建物。柱間寸法は桁行 9・6.5・6.5 尺, 梁行 7.5 尺, 庇の出 6.5。柱掘形は身舎が径 0.5m, 庇が径 0.3m。身舎の柱穴 4 箇所が未検出。建物の軸線は東で南に振れⅧ期と推定。



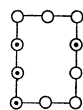
S B 7604 (PLAN 10)

桁行 4 間, 梁行 2 間, 東西棟総柱建物。柱間寸法は桁行 7 尺, 梁行本柱間 8 尺, 南柱間 7 尺。柱掘形は径 0.4m。身舎内の棟通りに側柱筋と柱筋を揃える柱穴を検出していることから総柱と考えられる。柱穴の形状や総柱の平面形式からⅧ期と推定。



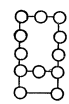
S B 7605 (PLAN 6・10, PL. 35)

桁行 3 間, 梁行 2 間, 南北棟建物。柱間寸法は西側面北から 8・6.5・8 尺, 東側面北から 6.5・8・7 尺, 北側面西間 7 尺, 東間 8 尺, 南側面西間 6 尺, 東間 9 尺。柱掘形は一辺約 0.5m。柱間が不揃いであるためⅧ期と推定する。



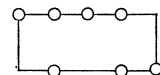
S B 7607 (PLAN 6・7)

桁行 4 間, 梁行 2 間, 南庇付き南北棟建物。柱間寸法は桁行が全長 14 尺を 3 分し, 梁行 5 尺, 庇の出 6.5 尺。柱掘形は径 0.2m。建物の南北軸線は北で東に振れるが, 東西軸線の振れの方が大きく, やや菱形の平面形である。妻庇の中柱を省略する。



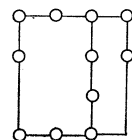
S B 7611 (PLAN 4)

桁行 4 間, 梁行 2 間, 東西棟建物。柱間寸法は桁行北側面 10・8・9・9 尺であるが, 南側面では西南隅柱と中央柱が未検出で, 北側面とは柱筋が対応しない。梁行は北間 8 尺, 南間 7 尺。柱掘形は径 0.3~0.5m。建物軸線は東で南に振れる。



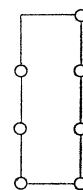
S B 7612 (PLAN 6)

桁行 3 間, 梁行 2 間, 東庇付き南北棟建物。柱間寸法は桁行が北から 12・10・10 尺, 梁行は 10・9 尺, 庇の出 9 尺, 柱掘形は径 0.3~0.5m。西側面 1 箇所と庇 2 箇所の柱穴は未検出。建物の軸線は北で東に振れる。



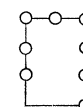
S B 7613 (PLAN 6)

桁行 3 間, 梁行 1 間, 南北棟建物。柱間寸法は桁行北から 14・15・15 尺。柱掘形は径 0.4~0.8m。西北隅柱は未検出。建物の軸線は北で東に振れる。柱間寸法は他のⅧ期の建物に較べて約 2 倍の広さをとっている。



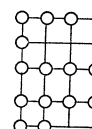
S B 7646 (PLAN 6)

桁行 3 間, 梁行 2 間, 南北棟建物。柱間寸法は桁行 7 尺, 梁行 7.5 尺。柱掘形は径 0.4m。建物軸線は北で東に振れるが東西方向の柱筋の振れは少なく, 平面形はやや菱形となる。



S B 7910 (PLAN 13・18)

桁行 4 間, 梁行 3 間, 南北棟総柱建物。柱間寸法は桁行で北から 6.5・6.5・8・7 尺, 梁行 6 尺等間。柱掘形は径 0.3~0.5m。北東隅と北から 2 列目の 3 箇所, 南側面の 2 箇所の柱穴は未検出。



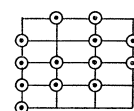
S B 7917 (PLAN 13)

東西 3 間, 南北 3 間以上, 総柱建物。柱間寸法は東西 6.7 尺, 南北は南 2 間 6 尺, 北端間 2.5 尺。柱掘形は径 0.3m。建物の方向は東で北に振れる。



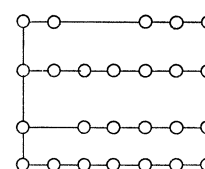
S B 7918 (PLAN 13)

東西 3 間, 南北 4 間以上, 総柱建物で南端は未発掘地にかかる。柱間寸法は南西方向でやや不揃いであるが平均 9 尺, 南北方向は北から 6・5・6・5 尺に割付ける。柱掘形は一辺約 0.5m。



S B 7919 (PLAN 18, PL. 46)

桁行 6 間, 梁行 4 間, 南・北庇付き東西棟建物。柱間寸法は桁行 8 尺, 身舎梁行 7.5 尺, 北庇の出 13 尺, 南庇の出 10 尺。柱掘形は身舎で径 0.4~0.6m, 北庇 0.3m, 南庇 0.4m。柱穴は身舎 4 箇所, 北庇 2 箇所が未検出。身舎内棟通りには側柱筋に合わせて東 1 間目に床束柱穴があり, 他は S B 4767 を重複して未確認であるが, 床束があったものと思われる。建物軸線は東で南に振れる。



S B 7920 (PLAN 18)

桁行 4 間, 梁行 2 間, 東西棟建物。桁行北側面 8.2m, 南側面 8.6m, 梁行 5 m。柱間寸法は整数尺にならず不揃いである。柱掘形は径約 0.3m。建物の方位は東で北に振れる。



S B 7921 (PLAN 13)

桁行 4 間, 梁行 1 間, 南北棟建物。柱間寸法は桁行北から 4・5.5・6・6 尺。柱掘形は一辺約 0.5m。南・北側面の中柱は S B 7874 (Ⅱ~Ⅴ期) の柱掘形と重複して未確認である。但し, もとから中柱がなくて 2 条の掘立柱塀になる可能性もある。建物配置の状況から, 西方の S B 7920 および, 南方の S B 7918 と同時期と推定。

S B 8023 (PLAN 20)

桁行 1 間 8.5 尺以上, 梁行 3 間, 東庇付き南北棟建物。柱間寸法は身舎梁行 8 尺, 庇の出 11 尺。柱掘形は径 0.4~0.5m。建物の北部の大半は未発掘地区にかかると推定。